

本報經濟年報

505
71

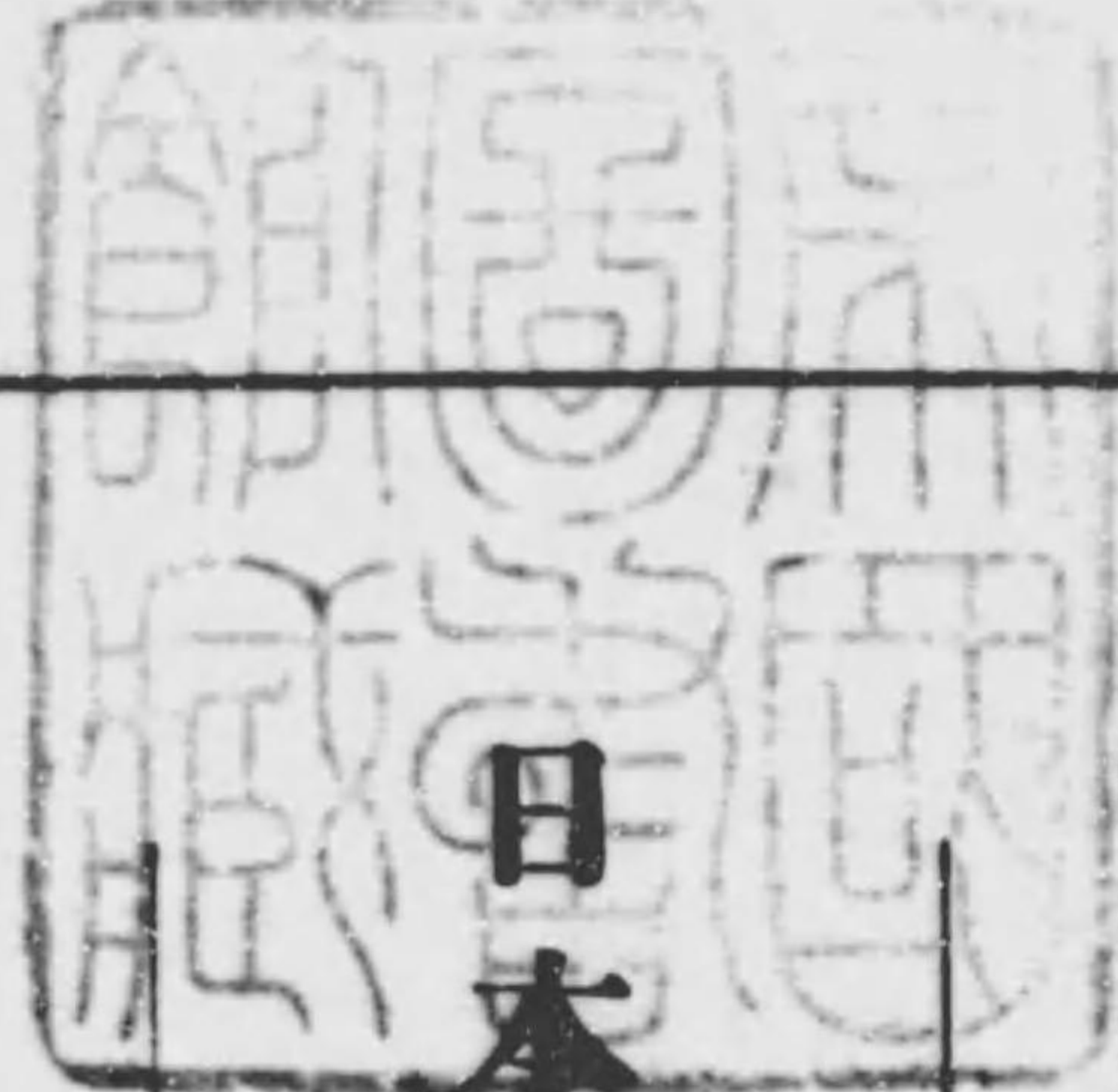
中華民國十七年第七十三輯

(自十七年五月一日起至十七年八月八日止)

第五十五輯

東洋經濟新報社編

日本經濟學
 東京經濟學堂
 東京市本町三丁目
 電話二二二二
 發行所
 東京市本町三丁目
 電話二二二二



東洋經濟新報社編

日本經濟年報 第五十輯

—昭和十七年第三輯—

東洋經濟新報社



創刊第五十輯記念號發行に際して

一、創刊第五十輯を自祝する意味で、本輯を特輯號とし、特輯論文として、第一部に「日本戦争経済力の検討」を掲げた。この論文は、我が国戦時経済の發展過程を回顧するとともに、その現状を分析し、更に將來への展望を與へようとしたものである。かゝるテーマを特に選んだのは、「彼を知り己を知れば百戦危からず」の道理により、大東亞戦下の戦争経済力を明かにすることが、剩下の急務であり、それはまた本年報の使命であると考へたためである。

この第一部は、本文九十五頁の他に、戦時経済の發展過程を知る上に必要な資料及び統計六十七頁を、附録として添へた。量的に尨大なものであると同時に、内容に於ても、讀者諸氏の熟讀を贏ち得るに値するものと信ずる。

一、第二部「世界戦の成熟と各國の動向」、第三部「共榮圈建設の基底としての日本経済」は、本年第二―第三四半期の内外政治・経済情勢の

推移を記録し、展開したもので、この部分に於ても、本輯では、特にその充實を期した。

一、本輯では、巻末の統計附録を刷新した。各種統計のうち發表を禁止または中止されたものを除くとともに、新たに内外諸部門に關する統計を豊富に取り入れた。

一、本年報は昭和五年の創刊以來、こゝに第五十輯を發刊するに至るまで、日本を中心とする經濟現象の克明なる分析と、その正しき見透しの樹立とに努めて來た。大東亞戰下にあつて、我が經濟の擔當する任務は益々重且つ大となるとともに、本年報の使命も亦愈々重きを加へるであらう。讀者諸君の一層熱烈なる獎勵鞭撻と援助とを、御願ひする次第である。

昭和十七年十月

東洋經濟新報社

日本經濟年報第五十輯 目次

第五十輯記念特輯

第一部 日本戰爭經濟力の檢討……………三

——戰時經濟の發展過程と現状及び將來——

序……………三

第一節 日本の進路を繞る諸對立……………一八

- 一、東方會議から滿洲事變まで……………一九
- 二、滿洲事變—支那事變—大東亞戰爭……………三七

第二節 戰時經濟統制の準備と發展

- 一、滿洲事變の前の經濟統制……………四三
- 二、滿洲事變以後—戰爭經濟力の涵養……………四六
- 三、支那事變の推移と經濟統制の發展……………五七

第三節 經濟統制と戰爭經濟力

- 一、支那事變下の經濟統制……………七一
- 二、戰爭經濟力の躍進とその消極面……………八〇

第四節 大東亞戰爭と我が經濟力

- 一、東亞共榮圈の國防資源供給力……………八九
- 二、共榮圈建設と日本經濟……………九六
- 三、結 び……………一〇五

第一部附錄

……………一〇八

第二部 世界戰の成熟と各國の動向

……………一七五

第一節 獨逸の夏季攻勢と動搖する印度・西亞

……………一七五

- 一、獨逸の夏季大攻勢……………一七五
- (A)東部戰線 (B)北阿戰線……………一八〇
- 二、驟然たる西亞……………一八五
- (A)エジプト及西アジア (B)回教民族の反英運動……………一八五
- 三、印度獨立運動の動向……………一八八
- 四、第二戰線と米・英・ソ……………一九三
- 結 語……………一九三

第二節 米英の戦時物價と勞働力……………一九五

- 一、大東亞戦後の米英物價……………一九五
- (A)米國物價の上昇急 (B)英國物價の上昇は比較的緩慢
- 二、深刻化したある米英の勞働不足……………二〇三
- (A)生産の進捗を阻止する米國の勞働不足 (B)英國に於ける勞力不足の深化

第三節 生成する南方共榮圏の現段階……………二二三

- 一、南方軍政の現實と課題……………二二三
- (A)本格化する比島建設 (B)復活進むマレー・スマトラ (C)ジャワ産業の劃期的再編 (D)自治體勢成るビルマ
- 二、共榮圏參加態勢全き泰・佛印……………二三〇
- (A)對日貿易の紐帶強まる佛印 (B)日泰經濟の一體化

第四節 新支那の通貨と物價……………二四三

- 一、新支那幣制の統一……………二四三
- (A)舊法幣の全面的整理斷行 (B)二對一の全面交換から (C)新支那通貨統一と日本の借款供與

- 二、上海の物價問題……………二四四
- (A)戦前戦後の物價動向 (B)上海の物價對策

第三部 共榮圏建設の基底としての日本經濟……………二五二

第一節 戦時インフレ對策の進展……………二五二

- 一、大東亞戦と歐洲戦……………二五二
- 二、共榮圏建設の基本方針……………二五五
- 三、インフレ問題と金融統制の前進……………二六一

第二節 再編過程の産業界……………二六九

- 一、統制會確立と其の背景……………二六九
- (A)第二次指定國令漸く公布 (B)纖維・油類・化學工業統制會問題の解決點 (C)統制會に課せられた今後の問題 (D)統制會と營團の分野

二、上期の事業會社業績悪化……………二七五
 (A) 利益率・配當率共に低下—(B) 事業別に見た利益率の検討—(C) 事業別に見た配當率の検討
 三、海洋漁業の新體制實現……………二八〇
 (A) 帝國水産統制會社の使命—(B) 海洋漁業會社は四本建

第三節 質的擴充對策を繞る労働事情……………二八三

一、労働能率増進運動の展開とその背景……………二八三
 (A) 労働能率増進運動の背景—(B) 機械實働率増進運動とその示唆—
 (C) 樂観を許さぬ最近の工場災害發生狀況
 二、造船關係勞務對策成る……………二九六

第四節 食糧問題と農業基本方策の進展……………三〇一

一、食糧問題の現況……………三〇一
 (A) 本年度の米麥作物—(B) 肥料の需給問題—(C) 食糧管團の誕生
 二、農業基本方策の進展……………三〇二
 (A) 最近の農業基本方策—(B) 國本農村の確立目標

第五節 滿洲產業建設の新段階……………三二七

一、五ヶ年計畫の實績と前途……………三二八
 (A) 第二次五ヶ年計畫の實施方策—(B) 第一次五ヶ年計畫の實績—(C) 經濟統制方式の刷新
 二、第二次五ヶ年計畫と基本問題……………三三三
 (A) 物價問題の再検討—(B) 對滿投資の原則
 三、國內普通銀行の合同進捗……………三三七
 四、新農産對策と地稅法改正……………三三〇

第六節 政治新體制の確立と政治社會情勢……………三三三

一、政治新體制の確立……………三三三
 (A) 翼贊政治會の誕生—(B) 內閣及各省委員の設置
 二、翼贊會の全面的機能刷新……………三四二
 (A) 國民運動の統合と本部事務局機構の改組—(B) 中央地方諸機構の全面的改組
 三、行政の簡素化と官吏の待遇改善……………三四八

附 錄

一、大東亞戰爭戰況發表 (昭和十七年五月一日—七月三十一日)……………三五二

二、大東亞戰爭日誌 (昭和十七年五月一日—七月三十一日)……………三六五

三、内外政治經濟重要日誌 (昭和十七年五月一日—七月三十一日)……………三六九

四、重要經濟統計表……………三七三

日本經濟年報

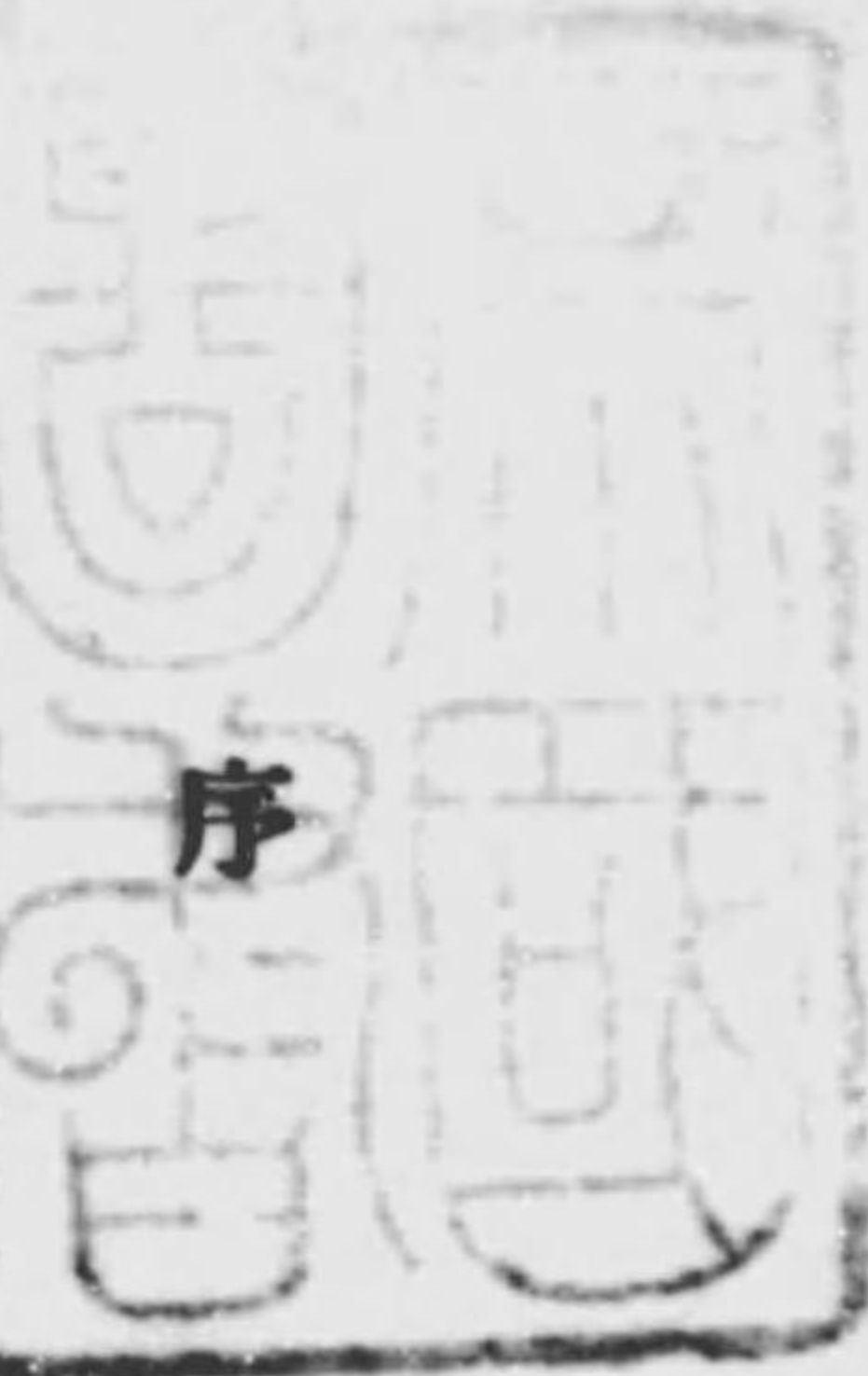
昭和三十七年
第三十七輯 (第五十輯)

昭和十七年五月中旬より十七年八月中旬迄の資料

第一部 日本戦争経済力の検討。

——戦時経済の發展過程と現状及び將來——

「知彼知己百戰不危」——孫子



大東亞戦争の遂行と大東亞共榮圈確立の過程を通じて、いまや日本経済は劃期的變貌と飛躍的發展をとげようとしつゝある。

大東亞戦争開始以來の勝たざる戦果は、軍事力に於て日本が世界最強國の先頭に立つことを示したが、同時にこのことは、日本がその強大な軍事力の背後に、世界列強に拮抗するに足るだけの経済力を、備へてゐることを意味する。少くも、米英の経済力の發展が緩漫化し、或は停頓しつゝあつたとき、日本の経済力は急速な發展を遂げ、米英の経済力に追付き追越し得るだけの底力を備へるに至

つたことを意味する。日本は乏しい原料資源と比較的遅れた重工業しか持たなかつたに拘はらず、すでに今日の強大な経済力を養ふに至つた。その日本が、いまや大東亞共榮圏の豊富、巨大な資源と、支那事變以來急激に發展した重工業とを持つことができたのだから、この新たな地盤の上に、日本経済が將來、飛躍的發展を遂げることは當然である。のみならず、東亞の據點を失ひ、歐洲、アフリカに於ける勢力を失墜した米英、就中英國の経済力は著しく低下する。大英帝國が崩壊して行くのに反して、我が日本帝國は陸々たる發展を遂げるであらう。

だが、現在の日本は曠古の大戦争を遂行しつゝあり、而もこの戦争は近い將來に終結しさらには思はれない。日本は支那事變以來五年餘に亘つて大規模な戦争を遂行し、今後なほ、より長期に亘る大戦争を戦ひ抜かなければならない。これが日本経済の上に大きな任務を課すると共に、少からぬ困難を與へることは確かである。遠い將來に於ける日本経済の飛躍的發展が期して待つべきであると同時に、今後なほ相當長期に亘つて、日本経済が種々な困難に當面しなければならぬことも亦明かである。その困難を克服し、大東亞戦争に最後の勝利を得ることによつて、始めて日本は眞に世界最強の國たることができるのだ。

然らば現在の日本経済は如何なる状態にあり、如何なる困難に直面してゐるか。今後は更に如何なる困難の加はることが豫想されるか。それらの困難を克服、打開するには、如何なる心構へと方策とが必要であるか。また他方に於て、日本経済の現在持つ底力は如何なるものであり、大東亞の資源を支配しつゝ、如何に發展すべき可能性を包蔵してゐるか。——孫子のいわゆる「彼を知り己を知れば百戦して危からず」彼を知らず己を知らざれば戦ふ毎に必ず殆し」といふ意味に於て、以上の點を検討することは、敵國戦争能力の分析と共に、現在の最も重要な課題に屬する。而してこれはまた、本年報の果すべき重要な役目でもあらう。

さういふ意味で、こゝに日本の戦争経済力を總觀的に取扱ふことゝしたが、それには、日本戦時経済の推移を回顧することも亦必要である。日本が現在どの程度の戦争経済力を持つかを知るには、それが過去に於てどのやうにして養はれ、どのやうな發展の跡を辿つて來たかを知らなければならぬ。日本の當面する諸困難に就ても同様である。過去の推移を明かにすることは、現状をより明かに知る上に役立つからである。而して、過去を知り、現在を明かにすることはまた、將來への展望を開く所以でもある。そこで、日本戦時経済の推移を顧みることにするのだが、それには、支那事變以來の推移のみならず、滿洲事變以來の變化を顧みることが必要である。日本は滿洲事變以來「非常時」に入ると共に、その當時から、漸徐としてではあつたが、戦時経済への準備を推進して來た。が、滿洲

事變とそれ以來の推移を知るには、更に遡つて、少くも昭和二年の「東方會議」當時からの推移を見る必要がある。この東方會議こそは、日本戦時經濟の進路に於て、一つの重要な道標を成すものだからである。

昭和年代の初頭まで遡つて日本戦時經濟の推移を回顧しようとするのは、以上述べたやうな理由からであるが、それと共に、もう一つの理由がある。それは、右に挙げた理由に融け込むべき性質のものだが、強ひて區別を付けるならば次の如くである。即ち、日本經濟は急激な變貌を遂げようとしてをり、數年、十數年後の日本經濟は今日のそれと全く異つた相貌を持つに至るだらうが、かゝる變化を遂げる以前の日本經濟の状態をまとめて、記録しておきたいといふことである。

昭和五年七月を以て創刊された本年報は、昭和五年以來の「日本經濟の推移、及び日本を中心として見た世界經濟のそれを、鳥瞰的、或は航空機瞰的に」(本年報第一輯序)記録し、展開して來たから四十九冊に上る既刊の本年報それ自體が、一つの昭和經濟史を形作つてゐると言ふことができる。が今日、四十九冊の本年報を讀返して、昭和經濟の流れを掴み出すことは、一般讀者諸氏にとつてかなりの時間と努力を要求するだらう。そこで既刊の本年報の總ざらへといふ意味に於ても、こゝに昭和經濟の動向を記録しておきたいと思ふ。また、本年報自身としても、次の第五十一輯から更に新たな第

一步を踏出すための準備として、この第五十輯以上のやうな記録を載せたいと考へる。右の趣旨を汲んで、愛讀を賜らば幸ひである。

なほ、この第一部の終りに、四つの附録を載せた。それらは、「昭和年代の内外政治・經濟重要事件誌」「昭和年代の歴代内閣とその關係」「昭和年代の議會記録」及び「昭和年代の重要經濟指標(統計)」で、いづれも、昭和年代の初頭からの日本經濟の變遷を知る上に必要な資料だと考へて、採録することにした。これらの附録は、經濟のみでなく、政治に関する資料をも多分に含んでゐるが、元來經濟は政治と密接に關聯してをり、殊に昭和以來の戦時經濟確立の過程に於ては、政治と經濟とを切離して觀察することができない。従つて本文に於ても、單に經濟のみならず、政治と經濟との關聯に觸れなければならないが、附録にも、この點に關する資料を載せたわけである。また、本文の叙述を餘りに詳細な事實の記録や統計數字の羅列によつて煩雜にしないためにも、これらの資料を附録に譲つた。本文と共に併せ利用されんことを希望したい。

第一節 日本の進路を繞る諸對立

昭和の初めから今日に至るまでの日本經濟は、戰時經濟體制確立への道をひたむきに歩んで來た、と言ふことができる。その歩みを妨げる幾多の障礙があつたし、現在に於ても未だなくなつたとは言へない。また、それらの障害は、國の外から持ち來されたばかりではなく、國內の諸事情によつても亦惹起された。そのために戰時經濟體制への道は決して坦々たるものではなく、且つジグザグなコースを辿らなければならなかつたけれども、然し基本的な歩みは、その方向に添つてゐた。人々がこれを意識すると否と拘はらず、日本經濟はその進むべき道を歩んでゐたのである。

而して戰時體制への方向は、後に述べるやうに、既に昭和二年六月、時の田中内閣によつて開かれた東方會議に於て、決定されてゐたと見てよい。だが、當時に於ては未だ方向が決められたに止まり而も、昭和四年七月、田中内閣に代つた濱口内閣はこの方向への進行を阻止しようとした。日本經濟がはつきりと戰時體制への軌道を歩み出したのは、もちろん滿洲事變以後である。

だが、滿洲事變勃發後に於ても、未だ本格的な戰時體制が確立してゐたわけではない。それは所謂

「非常時」であつて、將來のより大きな戰爭への準備は、國內の混亂によつて幾多の障害を受けた。戰時經濟への編成替は、結局、支那事變に突入するに及んで、始めて本格的、且つ急速に進行したのである。このことは、戰時の必要がこれを要求したといふ以外に、それ以前に於ては、日本經濟の戰時編成が極めて不十分にしか行はれてゐなかつたことを意味する。言ひ換へれば、戰爭準備の不完全な態勢の下で、日本は支那事變に突入した。然し、滿四ヶ年餘に亘る支那事變遂行の途上に於て、日本の戰時體制は漸く確立され、日本の戰爭經濟力も強化した。かくて、日本は大東亞戰爭の段階に入つたので、大東亞戰爭の場合には、その十分の準備が爲されてゐたと言ひ得るだらう。

だがそれと同時に、數年に亘る大規模な戰爭によつて、日本の經濟力の或る側面は支那事變前よりも却つて低下してゐるし、他方に於て大東亞戰爭の對手が從來よりも一層強力な敵であるといふ點から、日本の經濟力は從來より以上の負擔に堪へなければならぬ。そこで、日本の戰時經濟力の検討とその強化のための方策が緊要な課題になるのだが、その問題に入る前に、こゝでは、日本の國策を繞る内外政治情勢の變化を回顧しておかう。

一、東方會議から滿洲事變まで

昭和二年六月、時の總理大臣兼外務大臣田中義一大將によつて主宰された東方會議は、外務省、陸海軍（參謀本部、軍令部、後の阿部信行大將、荒木貞夫大將、松井石根大將、南次郎大將等々）、大藏省、外地軍首腦部、朝鮮總督、關東軍司令官、駐支公使等を集めた大會議であつたが、この會議の審議した内容は、當時の外務政務次官森恪氏の語るところによれば左の如きものであつた。

「その内容は、今日はいふまでもないから發表してもよいが、要點だけを申し上げます、斯ういふことである。滿洲の主權は幣原君（幣原喜重郎男、憲政會、民政黨内閣の歴代外務大臣）の言ふやうに支那にあるけれども併しそれは、支那のみにあるのではない。その主權には、日本も參加する權利がある。だから、滿洲の治安維持には日本が當る。滿洲は國防の第一線であるから日本が守る。それから滿蒙の經濟的開發には、機會均等、門戸開放の主義を取る。以上の要點を實行するために、若し茲に障害が起れば、その障害がたとへ、支那自體から來ようとも、乃至北から來やうと南から來やうとも、東から來やうとも、それに對して日本は、國力を以てこれに反抗する。露骨に言へば、露西亞が邪魔をすれば、露西亞に對して國力を發動する。英國、米國が反對すれば、國力を以てこれを排撃する。とにかく、滿蒙のことは日本が主としてやるといふのが主眼である。日本の對外國策といふものは、國民全體が意識するとせざるとに拘はらず、事實は既に決定してゐるのである。従つてこの日本の行動に反對するものとは遅かれ早かれ、正面衝突は免がれないといふことを覺悟しなければならぬ。事實一般民衆は未だ氣付いてをらぬかも知れないが、政治そのものがその方向にどん／＼進んでゐることを我々は認めねばならぬ。……（この間連記中止）……さういふやうに、國是は既に決まつてゐる」（森恪「非常時の非常手段」、ダイヤモンド昭和七年七月十一日號、本年報第九輯二—四頁の引用による）

田中内閣の時代に決定された對支強硬外交方針は、二次に亙る山東出兵にも現はれてゐるが（同内閣の時代には昭和三年六月に張作霖の爆死事件が起り、同じく十二月には東山省が國民政府に編入された）、田中内閣に代つた濱口民政黨内閣は、所謂對支軟弱外交に轉換すると共に、軍備に關してもその縮小を十大政綱の一つに掲げ、且つこれを實行した。即ち、昭和五年四月、若槻禮次郎氏をロンドンに派遣して米英との間にロンドン軍縮條約を結び、さきのワシントン會議（大正十一年）に於て流産となつた、補助艦の協定を行つた。この結果、日本の補助艦保有量は米英に對して總括的には對米七割（六割九七五）を維持したが、甲級巡洋艦は六割、潜水艦は五萬二千噸となつた。そのため、この條約は日本の國防を危くする「屈辱條約」であるとして、海軍部内その他に露々たる非難を捲き起し、統帥權干渉問題を惹起するに及んで、國內の大問題となり、更に軍令部長加藤寬治大將の辭職（後任は谷口尙真大將）、財部海軍大臣の辭職（後任は安保清種大將）等となつたばかりでなく、やがては後の五一五事件、二・二六事件の動機ともなつた（軍縮問題に就ては、本年報第十二輯第二部、第十九輯第一部參照）。

また濱口内閣は軍事費算の削減をも行つた。陸軍省の歳出は昭和三年度の二億四千九百萬圓から昭和五年度には二億百萬圓へと四千八百萬圓を減じ、海軍省の歳出は同じ比較に於て二億六千八百萬圓

から二億四千二百萬圓へと、二千六百萬圓を減じた。軍事費の削減は陸海軍合せて七千四百萬圓である。一般會計の歳出總額は同じ期間に於て二億五千七百萬圓を減じてゐるから、軍事費以外に於て、より大きな財政の緊縮が行はれたのだが、とにかく、濱口内閣は軍事費の切つめを行つて、財政負擔の軽減を計つた（財政の詳細の數字は一六四―五頁の統計表参照）。この軍事費削減に陸海軍が不満を持つたであらうことは想像に難くないが、例へば當時發行された陸軍省のパンフレットは、次の如く軍備擴充の必要を強調してゐる。

「現下平和軍縮の聲に惶惶するの餘り、一部國民にはこれを以て直ちに平和來を信ずるものがある。併し、これ思はざるも甚しきものである。國際聯盟や不戰條約の効果は如何、決して平和を保證するものではない。軍縮會議の實相は如何、各々自國の優越を企圖する外交上の角逐ではないか。而して某々國の我に對する經濟的軍事的壓迫、思想的進襲、その他隣邦の情勢等見逃がすことは出来ない。建國の理想と帝國の使命とを抛棄して顧みず、卑屈なる一時の享樂に墮して、甘んじて亡國の憂目を見んとするが如きものに對しては、吾人亦何をか言はんやである。（陸軍省「講話資料」第三篇、昭和五年二月、一一二―一三頁。「本冊子は陸軍記念日其の他に於ける講話參考資料として編纂せしものである。」）

濱口内閣と雖も、日本が滿洲に有する各種權益、投資、並に輸出市場としての滿洲及び支那が、日本の發展のために缺くべからざるものであることを、認めないので決してなかつた。濱口内閣の政綱

の一項が

「我國は支那の何れの地方に於ても一切の侵略政策を排斥するのみならず、更に進んで、その國民的宿望の達成に友好的協力を與ふるの覺悟を有すと雖も、我國の生存又は繁榮に缺くべからざる正當緊切なる權益を保持するは、政府當然の職責に屬す。支那國民亦能く之を諒とすべきことを信ず。」

と述べてゐるのを見ても、これを知ることが出来る。にも拘はらず、而して支那問題と太平洋の軍備とは密接不可分のものであるにも拘はらず（支那に對する米英の利害を一考すれば、このことは明瞭である）、何故に米英の海軍々縮提案に應じねばならなかつたかと言へば、當時の日本は深刻な恐慌に備み、軍事費の膨脹、就中米英との建艦競争（補助艦建造競争）に堪へ得ないものと考へたからであり、また財政の緊縮、金輸出解禁（昭和五年一月）等の諸政策により、日本を恐慌から救ふことができると信じたからである。これらの政策は却つて日本の恐慌を一層深刻にしたのだが、とにかく、濱口内閣は右のやうに信じて、かやうな政策を行つたのだ。

當時（昭和五年度）の軍事費は陸海軍合せて四億四千三百萬圓で、今日の軍事支出から見れば比較にならぬ小さなものであつた。また國民の租稅負擔も八億三千五百萬圓で、これもまた今日のそれに比すれば遙かに小さなものであつた。だが、當時の經濟界は、本年報第一輯が開卷劈頭に述べてゐるや

うに、慢性的な而も急性的な恐慌に悩んでをり、かやうな恐慌の下では、この程度の軍事費でさへも國民にとつては大きな負擔であつたのだ。

「普通の景氣循環理論によれば、好景氣が絶頂に達して、反動恐慌を齎らすといふのが、景氣變動の定型とされてゐる。然るに我國に於ては、大正九年の大反動以來、好景氣らしき現象は殆ど一回も現はさず、而して恐慌と名づくべき狀況は、今日まで少くとも五回を繰返してゐる（大正九年の反動、十一年の銀行取付け、十二年の關東大震災、昭和二年の金融恐慌、昭和五年の金融禁恐慌）。現前の恐慌は、實にこの慢性的恐慌の引續きの一編である。而もその恐慌は今や極めて一般的となり、且つ激しくなつた。刻々に悪化し行く將來の慢性病の上に、更にもう一つ同じ急性的の病氣が加つた、といふ表現は、今日の日本經濟容體を恐らく最もよく形容するものである（本年報第一輯三—四頁）。

またこれを、未だ經濟狀態がそれ程悪化しなかつた大正十四年當時に比較すれば、軍事支出は大正十四年度に於て四億四千四百萬圓、昭和五年度に於て四億四千三百萬圓で殆ど同額になつてゐるが國民所得は大正十四年の百三十三億八千二百萬圓から、昭和五年には百六億三千五百萬圓へ二十七億四千七百萬圓を激減し、國民所得に對する軍事費の割合は三・三%から四・二%に高まつてゐる（國民所得は内閣統計局の調査）。

ロンドン軍縮條約と濱口内閣の軍事費壓縮は、以上のやうな經濟狀態を背景として行はれたものだが、その事情はとにかくとして、田中大將の東方會議によつて決定された方針と濱口内閣の採用した方針とは、こゝに明白な對立として現はれて來た。前者は、「滿洲の主權は日本も參加する權利がある」とし、「滿洲は國防の第一線であるから日本が守る」、この日本の方針を實行するために障害が起れば、その障害が支那自體から來ようとも、米英から來ようとも、日本は「國力を以てこれを排撃する」といふのに對して、後者は軍備縮小に就て米英に讓歩し、支那に對しては何れの地方に於ても一切の侵略政策を排斥するのみならず、更に進んで、その國民的宿望の達成——即ち九ヶ國條約に所謂支那の主權、獨立並にその領土的及び行政的保全の尊重、支那自らの有力且つ安固な政府の確立維持等々——の達成に友好的協力を與へるべきことを約してゐる。前にも一言したやうに、濱口内閣と雖も日本の「生存または繁榮に缺くべからざる正當緊切なる權益を保持する」決意を持つてゐたが、然しこれを實行する方法が前者とは異なる。前者が「積極的」であり「強硬」であるのに對して、後者は「消極的」であり、「軟弱」である。

この二つの對立は、昭和六年九月の滿洲事變となつて一應「強硬」方針に統一されたやうに見へたが、然し、これは日本を二分した深刻な對立であつて、その後大東亞戰に至るまでの十餘年に亘り、

日本の國論統一を阻碍し、日本の戦時體制への道をチグザグにした。この對立は、或るときは前者が或るときは後者がより大きな勢力を占めながら、大東亞戰勃發の前夜まで續いた。この對立は、時には昭和七年の五・一五事件、齋藤内閣（昭和七年五月——九年七月）に於ける内田「焦土外交」と廣田「平和外交」の交替、昭和十一年の二・二六事件、昭和十二年一月の宇垣大將の大命拜辭といふやうな種々な現象となつて現はれたが、それらの現象の底を流れるものは、右の二つの對立と見ることが出来る。支那事變の勃發以後に於ても、事變處理と對樞軸問題を繞つてこの對立が續けられ、事變下に於ける數次の内閣更迭や内閣改造となつて現はれた。そして、昭和十六年十月、第三次近衛内閣が「國策遂行の方途に關し意見の一致を見ること能はざるに至りたるため」、總辭職を行ふまで、この二つの對立が續いてゐたと言つてよい。

だが、この意見の對立は、大東亞戰爭に於て統一されるに至つた。そして、十五年以前の東方會議が決定した方向、即ち、「滿洲の主權には日本も參加する權利があり」、支那であれ、英米であれ、日本の行動に對して「反對するものとは、遅かれ早かれ、正面衝突を免かれない」といふ方向に歸一したのである。先きに、日本の進路は既に昭和二年に決定されてゐたと述べたが、「國民全體が意識するとせざるとに拘はらず」、このとき既に日本の對外國は決定してゐたのであつた。

二、滿洲事變—支那事變—大東亞戰爭

然しながら、他方に於て、日本の平和的手段による發展の意志を支那及び米英が絶えず壓迫して來なかつたならば、日本も亦「東方會議」に於ける右のやうな方針の決定を行はなかつたらうし、更にその後にも、支那及び米英との「正面衝突」にまで立至ることはなかつたであらう。

日本が國際問題に關して列強と協調し、對支關係を平和的手段によつて改善しようとして來た努力に就ては、多くを言ふことを要しない。日本は大正八年（一九一九年）、ベルサイユ條約に参加し、國際聯盟に參入した。大正十一年（一九二二年）には支那との間に山東問題を解決し（山東省の支那への還付）、ワシントン海軍條約を結び、同じくワシントンに於て、支那に關する九ヶ國條約と四ヶ國協定を締結した。ワシントン海軍條約では、米英がそれ／＼主力艦五、五を持つのに對して、日本は三の比率を以て甘んじ、九ヶ國條約及び四ヶ國協定では、支那大陸及び太平洋に對する自主權を放棄した。また大正十一年にはシベリヤから、大正十四年（一九二五年）には北樺太からそれ／＼撤兵し、更に昭和三年（一九二八年）には、ケロッグ・ブリアン條約（不戰條約）に調印した。のみならず、昭和五年（一九三〇年）には、前述の如く、「屈辱的」なロンドン海軍條約にさへ署名したのである。

これらに對して、列強は日本に何を求めたか。大正七年（一九一八年）には、人種平等に關する國際聯盟規約の修正案が、多數の國の贊成にも拘はらず、米英の反對のために斥けられ、移民、居住、炭坑業及び沿岸貿易に關して、日本と支那とは、合衆國とその屬領、及び英國自治領に於て差別待遇を受けねばならなかつた。日英同盟は、カナダ及び米國が英國に加へた壓力により、大正十年（一九一一年）を以て廢止された。大正十三年（一九二四年）には、米國移民法は多數の國からの移民を一定の割合に制限し、市民となる資格を有しない國民（そのなかには日本人及び支那人が含まれてゐる）を決定的に閉め出した。「東洋に於ては力づくで開放され、凡ての理想主義的な理由に基いて引續き開放されて來た門戸は、かうして西洋に於ては、かたく閉ざれてしまつたのである」（E. シュムペーター「日滿産業構造論」雪山慶正、三浦正共譯第一卷、一〇頁）。

一方、支那に於ても、日本の平和的發展を阻止するための諸方策がとられた。在支邦人に對する幾多の暴行事件を別にしても、日本の發展に對する支那の政治的、經濟的壓迫は、年とともに加つた。支那國民の民族的統一と獨立國家形成への熱望は、第一次歐洲大戰以後、特に熾烈なものとなり、利權の回收、關稅自主權の恢復、治外法權の撤廢、租借地の回收、外國駐屯軍の引揚要求、外貨の排斥等々を指す運動が猛烈な勢ひを以て展開されて來た。阿片戰爭以來列強の抑壓の下に置かれた支那

が、統一國家を建設しようとする要求を持つことは當然であつたが、それが「遠交近攻的」な手段、即ち日本を排斥し、敵視する方法によつて行はれたことは、日本との衝突を不可避なものとした。

即ち、支那市場は日本にとつて米國に次ぐ重要な市場であるにも拘はらず、支那は日貨排斥を繰返して日本商品の輸入を阻止しようとした。大正末年からの排日貨運動だけを拾ひ上げても、大正十四年には五・三〇事件、昭和二年には山東出兵問題、昭和三年には第二次山東出兵問題（濟南事件）、昭和六年には萬寶山事件をそれ／＼契機とする排日貨がある。その結果、日本の對支輸出（滿洲及び關東州を含む）は、大正十四年の五億七千萬圓から、昭和五年には三億四千八百萬圓に激減した。これには世界恐慌の影響も加つてゐるが、累年對支輸出が減少を續けることは、日本の經濟的發展にとつて好ましくからぬものであつた（數字の詳細については一六二頁の附録表参照）。

また、日本が滿洲に有する商租權及び特殊權益と滿洲に對する投資十四億六千八百萬圓（昭和五年當時）は、日本の發展にとり死活の重要性を持つものであつたが、支那は日本利權回收運動を進めると共に、在滿日本人事業に對して干涉、壓迫を加へ、更に在滿鮮農に付する壓迫事件（萬寶山事件）を惹起した（當時の滿洲問題については本年報第四輯第一部、第五輯第三部第九節、第六輯第二部參照。また大正末年までの支那の民族運動については、東亞經濟調查局「支那の興國運動」、大正十五年

七月刊行参照。

即ち、年々増加する日本人口の捌け口を見出さうとする移民は、米國及びその屬領と英國の自治領の多くから締め出され、支那、就中滿洲への日本の經濟的發展は、支那自體の手により、また日本の支那進出を妨害しようとする列強の壓力によつて、阻止されんとしつゝあつた。而も、日本自體にあつては、漫性的恐慌に加ふるに、昭和四年秋以來の世界恐慌と、昭和五年一月の金解禁によつて經濟的苦境のどん底につき落されてゐた。日本（内地）の輸出貿易は昭和四年の二十一億五千萬圓から、昭和六年には十一億五千萬圓へと約半減し、工業生産は昭和四年の七十七億二千萬圓から、昭和六年には五十一億七千萬圓へと二十五億圓餘を激減した。貿易の萎縮、産業の沈滞は解雇、賃銀切下げ等によつて労働者の不満を呼起し、労働争議を激増させた。農村に於ては、米價及び米價の下落から農家經濟を困窮させ、農家負債は六十億圓に達すると言はれるに至つたが、農村の悪化はまた、小作争議を頻發せしめた。昭和二年から昭和六年に至る五年間に、労働争議は四千五百件、争議参加人員は三十九萬六千八百人を越へ、小作争議は、同じ期間に於て一萬二千二百件、参加人員三十八萬八千人を越へたのである。

日本自體のかうした經濟恐慌、社會的不安・動搖は、左翼運動のための地盤となつたとともに、他面に於ては對支強硬外交と政黨・財閥の打倒、國內改造等を標榜する所謂右翼勢力の濫頭を齎らした。而してそれは、既に昭和六年三月に於て、所謂三月事件を、同年十月には所謂十月事件を發生せしめた。これは、青年軍人の革新運動であつて、「その後には現はれたところの五・一五事件及び今回の事件〔二・二六事件（引用者）と同一の系統に屬するものである〕（第六十九議會に於ける齋藤隆夫氏の演説、本年報第二十四輯三頁の引用による）。

昭和六年九月の滿洲事件は、以上のやうな歴史的事實と、國際環境と、而して日本の政治的、經濟的苦難とを背景として勃發した。従つてそれは、或る評論家の言ふやうに、「日本の國民經濟の行詰り」を打開するものであり（註一）、また當時の所謂社會主義陣營の一人の言ふやうに、「日本の大衆の生活苦から脱する」ための道でもあつたが（註二）、それは同時に、日本の行手に立ふさがつた支那（國民政府）及び列強との、已むことを得ない抗争であつたのだ。

（註一） それ（滿洲事件）は、資本主義日本の國民經濟に行詰りを生じたためである。國民經濟の行詰りを意識して焦慮する日本の資本家及び労働者農民は、一九二九年秋以來の世界經濟恐慌に襲はれて一層苦しんであるところに支那、殊に滿洲に於ける政權の馬車馬的對日進取が起つた。日本國民の廣汎なる層から支那に對する強硬政策を支持する輿論が、極めて短期間に湧き起つたのは、實に前記の如き餘儀なき理由によるものであり、隨つて餘程の決心と用意とを有するものに非ざる限り、これを抑壓することはできない（橋樑

著「滿洲と日本」一七一頁、本年報第四十二輯二三頁の引用による。

(註二)「社會主義的日本文民經濟を建設するためには種々なる條件の具備を必要とするが、その最も大なる條件の一つは、生産資源の確保である。資源貧乏なる日本々土の經濟機構をたとひ社會主義化したところが、これによつて日本大衆の著しき生活向上を期待することは出来ぬ。こゝに於て滿蒙の資源は、資本主義日本にとつて必要であつたやうに、社會主義日本にとつても亦必要でなければならぬ。……社會主義日本が空想的國際主義のイリニュージョンに囚はれて、氣前よく滿蒙の權益を放棄したとするならば、日本の大衆は依然として生活苦から脱することは困難であらう。滿蒙の權益が日本大衆の生存權に必要缺くべからざるものとするならば、それが帝國主義的侵略の産物たる否とに拘はらず、あくまでこれを確保すべき正當性を主張するものである。」(赤松克麿「滿蒙問題と日本無産階級」、雜誌「東亞」昭和六年十一月號所載、本年報第七輯三〇一—二頁の引用による)。

x

x

滿洲事變は、日本をして支那及び列強との斷乎たる抗争を決意せしめるとともに、日本をして戰時體制への軌道を歩ましめるに至つた。日本はその援助によつて昭和七年三月、滿洲國を建國せしめ、八月にはこれを承認した。と同時に、英國を先導とする國際聯盟及び米國の對日牽制を斥けて、遂に昭和八年三月には國際聯盟を脱退し、結局、列強をして滿洲國獨立といふ既成事實を承認せしめるに至つた。更に昭和九年十二月には、日本はワシントン軍縮條約の廢棄を、十一年一月にはロンドンに開

かれた軍縮會議脱退を通告して、軍備の自主權を取り戻し、同年十一月には、ベルリンに於て日獨防共協定、十二月には日伊協定を結んで、「持たざる國」日獨伊提携の方向を明かにした。

だが、滿洲事變以後に於てもなほ日本の國論は、平和的手段による日本の發展といふ希望を捨て、自ら進んでより大きな戰爭を招来しようといふことに、一致してゐたわけではない。前に述べた「強硬」と「軟弱」との對立は、滿洲事變以後にもなほ、依然として存したのである。

即ち、一方に於ては、國際的危機がひとり滿洲國成立、國際聯盟の脱退のみに止まらず、更に積極的に日本の膨脹政策—大アジア主義達成の過程に於て一層深化せられるものと考へた人々が、これに備へるための軍備の擴張を主張した。この意見の主張者は國防を擔當する陸海軍及び右翼と稱された人々で、例へば、昭和八年十月、當時の聯合艦隊司令長官末次信正大將は、次のやうに述べてゐる。

「當面の國策は(一)東洋平和の確立維持、(二)東亞大陸の資源開發、(三)東亞に於ける政治的、經濟的優位の確立にある。……

併し、この國策遂行には既往に於て幾多の障害があつた。日清、日露、日獨戰爭はこれがために起つた。滿洲事變、上海事變も亦これがために起つた。遂に滿洲國の獨立によつて國策遂行の繼續を掴み得たのであります。現に帝國が多大の軍費を以て精銳なる國軍を養ひつゝあるのは、これらの障害を排除して、敵上の本義を全うせんがために外ならないのであります。……故にこれがため、必要なる軍備は萬難を排して充實を期せねば

ならぬ(末次信正述「國防の本義と軍備問題」六一七頁。本年報第十九輯二五—六頁の引用による)。

かゝる意見の最も極端な主張者は、昭和七年の血盟國事件、五・一五事件、昭和十一年の二・二六事件に於ける被告連であつて、これの人々は、日本の當面する危機を切抜けるには何を措いても軍備を充實せねばならず、それには、「日本をして政治、外交、經濟、軍備、思想等各種の方面に行詰りを生じ、國家滅亡の恐あるに至らしめた」政黨政治家、財閥及び「特權階級」を打倒し、政治、經濟その他の機構に根本的變革を加へ、軍政府を樹立することが必要であると考へ、それによつて軍備の充實を計るとともに、銃後國民の生活を安定し、進んで大アジア主義實現に邁進し得ると信じた。

そして、それらの人々は、政黨政治家であり、財閥及び「特權階級」である井上準之助氏、團琢磨男、犬養首相を殺し、更に、齋藤首相や健全財政主義、軍事費抑制の主張者であつた高橋藏相等々を殺した(血盟國、五・一五事件、二・二六事件については本年報第二十輯第一部参照)。

これに對して、次のやうに考へる人々があつた。それは、當時の日本が當面する國際的危機の一斑は、滿洲國獨立の後に、更に日本が如何なる方向に進むのかといふ點につき、支那を始め、列強、就中米國及びソ聯が不安を抱いてゐるといふ點からも生じてゐるとなし、この國際危機はやがて戦争にまで發展する危険があるから、これを避けるには、日本は當分、滿洲國の指導、擁護を以て満足すべき

であり、その日本の意志を列強に明示すべきであると主張したのである。

この二つの考へ方の對立は、或は「二重外交」と呼ばれるやうな形で現はれ、或は前述したやうな血なまぐさい事件にまでも導かれたのだが、後者の「軟弱」な意見が次のやうな、日本經濟の基本的性格と密接な關聯を持つてゐたことは注意しなければならない。それであつたればこそ、外交政策に關するこの「軟弱」な意見が滿洲事變、支那事變を通じて大東亞戰爭に至るまで、日本の有力な人々によつて支持されたのである。

それは、日本經濟が米英依存の經濟であつたといふことである。その依存の大きなものは外資の輸入と貿易關係であるが、例へば昭和の始めから最近までの貿易統計を見ても(一六一—三頁参照)、米國は昭和七年に至るまで日本にとつて最大の輸出市場であり、昭和八年以後昭和十三年に至るまでの期間では、英帝國が日本の最大の顧客であつた。滿洲及び關東州を除いた支那は、常に第三位にあつた。而して、米國及び英帝國への輸出を合せたものは、日本の總輸出の六割五分見當を占めてゐた。これらへの輸出品の最も大きなものは生絲、綿製品及び近年に至つては人絹製品である。

輸入貿易に於ける米英依存は更に高度であつて、米國及び英帝國からの輸入は、日本の總輸入額の六割乃至七割三、四分を占めた。輸入品の主なものは、日本に殆ど生産されないところの棉花、羊毛

を始め、石油、鐵礦石、屑鐵等々の重要國防資源である。この貿易に於ける對米英依存のため、米英との親近は日本に對して經濟的利益を興へるともに、米英との經濟斷交が日本經濟にとつて死活の問題となる危険を持つてゐた。こゝに對米英「軟弱」外交の根據があり、また、その「軟弱」外交を以て輸出産業及び貿易商社（その最大のもの三井物産及び三菱商事）、從つて財閥の利害を代表するものと目された理由があつた。

がそれはとにかくとして、貿易、而も對米英貿易に依存する日本經濟にとつては、米英との衝突をできるだけ回避することが有利であつた。のみならず、自給自足をなし得ない日本が、米英との戦争に於て、國防資源の獲得に困難を感ずるだらうことも明かであつた。從つて慎重な政治家達が、米英の摩擦を可能な限り緩和しようとしたのも理由がある。

然るに、かうした日本の態度は、世界恐慌の激化と、それに伴ふ世界經濟プロツク化の傾向によつて、徐々に變化せしめられて行つた。米英を始め諸列強は、争つて、爲替相場の引下げ、本國貿易優先權、高率關稅、割當貿易、貿易禁止等の政策を實行し、昭和六年十二月の金輸出再禁止により、漸く回復に向ひつゝあつた日本の貿易に大きな障礙を興へた。列強のかやうな政策は、E・シユムペーター夫人の認める如く「一九三三年（昭和八年）以來明瞭に日本を差別待遇するために行はれた」。そ

して「西歐諸國の貿易制限は、日本に於ける強硬派、反資本家派、反民主主義のグループの勢力を擡頭せしめるに重要な役割を演じた」。「日本の輸出が差別的關稅と輸入割當制によつて阻止され、日本が極東に於ける西歐列強の植民地の開發に参加することが益々困難になつて來るとき、日本に於ける強硬派によつて、日本は列強に伍してその地位を確保するために、強力的手段に訴へねばならぬといふことが主張されたのは、當然であつた」(E・シユムペーター前掲書四八頁及び一〇頁)。

かやうにして、滿洲事變以後日本に見られた二つの對立した意見は、内外の壓力によつて、次第に「強硬」の方向に向つて統一されんとしつゝあつたのである。

支那事變が滿洲事變の繼續であり、更に大東亞戦争が、米英による日本の支那事變完遂、東亞新秩序建設への妨害を破砕するために惹起されたものであることは、既に萬人周知の事實である。また本年報に於ても、最近の輯でやゝ詳しく論じておいたところだから、こゝに繰返す必要はあるまい(第四十八輯第一部第一節「大東亞戦争の必然性と背景」参照)。

たゞ後段へのつながりとして、こゝでは次の二點を指摘しておきたいと思ふ。第一は、支那事變下に於てもなほ、眞の意味に於ける強力な政治が日本になかつたといふこと、言ひかへれば、前述して

来たやうな二つの對立が、依然として存在したといふこと、及び日本經濟の海外依存が、支那事變の進行に伴つて、また第二次世界戰爭の發展に伴つて、次第に蔽ち切られて来たといふことである。

支那事變下の日本に於て強力な政治がなかつたといふことは、戦時下に於て第一次近衛、平沼、阿部、米内、第二次近衛、第三次近衛と六つの内閣が交替し、その間幾度かの内閣改造が行はれた事實に現はれてゐる。而も、昭和十五年八月に至つてなほ、「統帥と國務との調和、政府部内の統合及び能率の強化、議會買賣體制の確立」が政治の中心問題となり、そのために、「これらの基礎をなす萬民翼贊の所謂國民組織の確立」が急がねばならなかつた。のみならず、その確立を意圖した第二次近衛内閣は、第三次近衛内閣となり、更にこの内閣は大東亞戰直前に至つて倒壊せねばならなかつた。戦時體制の根柢となるべき、一元化され、強力化された政治は、支那事變以前にはもとより、支那事變下に於てもなほ確立されてゐなかつたのである。

現役の陸軍大將が首相、陸相、内相を兼ねた東條内閣の出現によつて、漸くこゝに強力内閣が生まれ、大東亞戰爭に入ることができた。政治新體制問題の論議された當時、一人の評論家は、

「時局救給の第一の方策は、軍部が政治及び軍事の全面的責任者たる立場に立つことであると私は考へてゐる。何と言つても軍部は閣下の推進力であり、當然の歸結として、その責任者であるからである。この事實に眼を

凝ふものは何らかの意味に於て手前勝手である。軍部としては、直接表面の責任者たる地位に立つことを回避すべからず。この事を反對するのは、下らぬセンチメンタリズムに過ぎぬ」(東浦庄治氏、中央公論昭和十五年八月號本欄一一八頁)。

と述べたが、この主張の通りの事實が出現することによつて、始めて、戦争遂行のための強力政治が行はれるに至つた。ドイツに於てヒットラー政権が、ソ聯に於てスターリン政権がそれ／＼強力な政治力を持ち、夙に強力な戦時政治・經濟體制を整へてゐたことに較べれば、日本の戦時體制は、この一點に於ても頗る立遅れてゐたと言ふことができる。

従つて、經濟の戦時體制に關しても、それは、未だ十分に強力なものが確立されるには至らなかつた。尤も、滿洲事變以來の「政治と經濟」の相剋は、「政治の經濟への優越化」によつて歩一歩克服されて来た。軍事費は累年膨脹し軍備の擴充、産業の重工業化を促進する諸法令が公布、施行されて来た。だが、支那事變勃發直後の議會に於て、始めて本格的な三つの戦時立法が協賛され(輸出入等臨時措置法、臨時資金調整法、及び軍需工業動員法の適用に關する法律)、戦時經濟體制の根柢を爲す國家總動員法は、十三年春の議會を通過し、同年四月に公布施行、八月にその一部分が始めて發動された。また、生産力擴充計畫が、戦時に入つて始めて立案、實行されるといふやうなことも、日本戦時

經濟立遅れの一證左である。その後には、統制は常に後手、後手を追つて進められて来たが、それらは「經濟」と「政治」の相剋が、十分克服されなかつたことを意味し、それはまた、日本に強力政治がなかつたことに基く。

だが、今日に於ては、「軍部が政治及び軍事の全面的責任者たる立場に立つた」と同時に、凡ゆる既成政黨は解消し、翼賛會、翼賛政治會によつて國民の政治力が結集されつゝある。強力政治の確立は甚だ遅かつたが、そしてその理由は、既に今まで繰返し述べて来たやうな事情にあるのだが、然し、今日の日本の戦時體制は、少くも政治に關する限り、確乎たる地盤の上に立つことができた。經濟に關しても、大東亞戰以後に於て、漸く本格的な戦時體制に入らうとしつゝある。

第二の點、即ち、日本經濟の海外依存からの脱却は、昭和十四年七月の日米通商條約廢棄通告、同年秋の第二次大戰勃發、十五年六月のイタリー參戰、同年九月の三國同盟成立の諸段階を経た後、十六年六月の獨ソ開戰とこれに續く七月の日本資産凍結によつて、全く決定的なものとなつた。米英の對日經濟壓迫が日本の最も恐れてゐた經濟斷交にまで發展し、これが日本をして大東亞戰への決意を促すこととなるにも、日本が東亞に於ける米、英、蘭の植民地を制壓する要因を作つたこと、既に言ふまでもない。が、ことごとくに至つて、永らく抗争を續けた「強硬派」と「軟弱派」の對立も、

も早全く存在すべき基礎を失つた。國論は統一され、「革新派」も「官僚」も、而して「現状維持派」、財界乃至は「財閥」も、對米英決戰に一致するに至つたのである。

かうして日本經濟の海外依存、就中米英依存は、いや應なしに斷ち切られたが、このことは、後にも述べるやうに、日本の戦時經濟と經濟統制に劃期的な變化を及ぼした。これは日本の經濟再編成に對する大きな促進力となり、また戰時經濟に大きな影響を與へた。だが、滿洲事變以來培はれて来た經濟力と國防資源自給への努力、及び大東亞戰による米、英、蘭の東亞植民地制壓の結果、日本はこの大きな變化に堪へ得るだけの力を持つに至つてゐる。但し、東亞共榮圈に於ける國防資源の自給自足が、特に今後の長期戰を考慮する場合、さう簡単な問題でないことは、後に第四節にも述べる如くであつて、その點、未だ決して「氣を弛める」ことはできないのである。

第二節 戦時経済統制の準備と發展

日本の生存と發展のためには、これを阻止しようとする如何なる國に對しても「國力を發揮する」といふ積極論と、専ら支那及び列強との協調、親善により、貿易の伸長、産業の振興等々の「平和的」手段で日本の繁榮を計らうとする消極論とは、長い間、日本政治・經濟に於ける二大潮流をなしてゐた。この二つの對立が、實に大東亞戦争直前までも存在したといふ事情は、前節に詳しく述べた如くであつて、このことは、日本政治・經濟の戦時編成への道をデグザグにし、且つ遅らせたのである。

従つて、日本に於ける戦時経済統制は、支那事變に入つて、漸く始めて本格化した。滿洲事變以前に於ては、統制經濟への若干の萌芽は見られたけれども、それは主として恐慌對策としての統制に止つた。滿洲事變以後には、國家の經濟への干與が漸次進められて來たが、爲替統制の如きは、資本の海外逃避を防止したに止まるし、産業に對する統制も亦、軍事的に重要な二、三の産業の發達を助成するに過ぎなかつた。それらは戦時經濟のための準備としては重要な方策であつたが、然しまだ本格的な戦時統制が行はれたものではなかつた。支那事變の勃發は、かゝる状態を一變させ、急速な戦時統

制の樹立を必要とした。日本に戦時経済統制が始まつたのは、昭和十二年七月以後である。

日本經濟の戦時準備が如何に遅れてゐたかは、次の二つの事實を回顧するだけでも明かである。第一は、戦時計畫經濟の中心、「經濟參謀本部」となるべき機關（企畫廳）が、漸く昭和十二年五月に至つて開設されたことである。これが資源局と合併して企畫院となり、戦時經濟の中樞機關としての活動を開始したのは、昭和十二年十月である。第二は、國家による軍需生産力の計畫的擴充が支那事變前には行はれてをらず、昭和十三年度から、漸く「生産力擴充計畫」が實施されるに至つたことである。戦争を遂行しつゝ、同時に軍需生産力の計畫的擴充を遂行せねばならぬといふことは、事變下日本經濟の大きな負擔となつた。

これを、ソヴェト聯邦が建國の當初から第二次世界戦争を豫想して戦争準備を怠らず、既に一九二八年（昭和三年）以來、第一次、第二次、第三次の五ヶ年計畫を遂行して來たこと、及び、一九三三年（昭和八年）以後のドイツが、急速な軍備の再建と原料自給四ヶ年計畫（一九三六年秋以來）を遂行して來たことに比較すれば、日本の戦時經濟への準備の如何に遅れてゐたかが判る。

のみならず、支那事變以後に於ても、統制は種々な破綻を生じ、豫期せざる海外情勢の變化によつて、生産力の擴充は幾度か障害を蒙つた。さうした事情にも拘はらず、支那事變に於ける戦果と大

東亞戰爭緒戦の勝利を得たことは、一に陸海軍の努力によるのであるが、然し今後の長期戦は、経済の任務をより一層重からしめる。長期戦は一面消耗戦であると同時に、他面に於ては、建設戦であつて、消耗をできるだけ少くするためにも、また建設を進めるためにも、経済の計畫化が益々重要になるが、それは、経済に對する國家干與の増強、國家と經濟の一體化を必至なものとするだらう。

一、滿洲事變以前の經濟統制

昭和の始めから滿洲事變に至る時期は、戰爭準備どころか、これに逆行した時代である。政治に就ては、政友會・民政黨の對立抗争に始終し、昭和元年から昭和五年までの五回の通常議會のうち、三回までが解散されてゐる。その理由はいづれも、多數を恃む反對黨によつて時の政府の政策遂行が妨げられ、圓滿な國務の進行が阻害されるといふにある。のみならず、滿洲事變勃發直後の第六十通常議會さへ、時の大義政友會内閣によつて解散された。

一方、この時代の經濟政策は恐慌對策に始つて、恐慌對策に終つた。關東大震災の後始末のための震災手形損失補償公債法や震災手形善後處理法（昭和二年、第一次若槻内閣）、昭和二年の金融恐慌對策としての支拂猶豫令その他の法令（同年、田中内閣）、關稅定率法の改正や輸出補償法（昭和五年、

濱口内閣）等がこの時代の主な經濟法令である。恐慌對策に忙殺されて戰爭準備の餘力がないばかりか、軍備の縮小、軍事費の削減が行はれて、陸海軍の不滿を買つたこと、前節に述べた通りである。

この時代の經濟統制法規としては、「重要産業の統制に關する法律」があるが（昭和六年四月一日公布、同十一月施行、濱口内閣）、この法律も亦、恐慌對策の一つであつた。この法律は、重要産業を營むものが、生産または販賣に關して統制協定を行ひ、同業者の二分の一がこれに加盟し、更にその加盟者の三分の二以上の申請があつた場合には、商工大臣は、協定の加盟者またはアウトサイダーに對して、協定の全部又は一部に服すべきことを命令することができる——と規定したものである。そしてこの法律は、有力なカルテルを持たない重要産業部門に對し、必要な場合には國家權力を以てカルテルを結成させ、それによつて、産業の安定を圖らうとしたもので、當時の依商工大臣は同法案の提案理由を左のやうに説明した。

「……總ての弊害の根本を爲しますものは、企業統制を缺く點であると考へるのであります。中小企業と言はず、大企業と言はず、多數の企業者が洵に無規律、無節制に、無謀不當なる競争を敢て致してをりますことが、我が産業界の現狀であります。

その結果は我が商品の海外販路の進出を妨げますのみならず、更に各企業者が共倒れとなり、我が重要産業そのものの存在を危殆に陥らしむると云つた如きことがあるのであります。これがために延て我が國民經濟

に及ぼす損失が、極めて大なるものがあります。故にこの現状に鑑みまして、少くも我が重要なる産業に對して規律統制を設け、その安定を図るといふことが、最も急務であります。これが、本案を提出するに至りました所以であります(本年報第四輯二三三頁による)。

右のやうに、重要産業統制法に於ける統制は、カルテルの結成及び強化、即ち獨占による恐慌打開を目指したもので、國防的見地からする統制ではなく、且つ施行期限は五ヶ年と定められた。同じ頃に公布施行された「改正工業組合法」及び「改正輸出組合法」は中小工業者及び輸出業者の自治的組合による合理化と經營の基礎強化を目指したもので、趣旨は重要産業統制法と同じである。これらの統制は、大正末年頃から開始された「産業合理化運動」の重要な一部を成すものであり、それが日本産業の基礎の強化に役立つことは確かである。従つて、間接には戦争經濟力の涵養に役立つたし、それはまた、自由經濟のなかへ始めて國家の「統制」を持ち込んだといふ點で、日本の統制經濟の發展の上に注目すべき法律ではあつたが、然し、それ自體としては、未だ決して戦時統制を目的としたものではなかつた。

二、滿洲事變以後—戦争經濟力の涵養

滿洲事變から支那事變に至る六年間は、かなり急速な軍備の擴張が行はれ、工業、就中軍需工業の躍進が見られた期間であり、經濟政策の方面に於ても、不十分ではあつたが、漸徐として戦争經濟への準備が進められてゐた。

政治の方面では、大隈内閣を最後として政黨内閣が影を渡し、五・一五事件以後、齋藤、岡田、廣田、林の四内閣を経て支那事變直前の第一次近衛内閣まで「舉國一致」内閣が続いたが、政府(乃至官僚)と政黨、或は「革新勢力」と「現状維持派」等々の政治的對立・摩擦は熄まず、従つて強力な政治は行はれなかつた。この對立・摩擦は、例へば、次のやうな事實のなかに現はされてゐる。

即ち昭和八年十二月には、民間に軍民離間の言動ありとして、陸海軍の共同聲明が發せられた(齋藤内閣時代)。十一年一月には、政友會の總括的不信任案に對して、岡田内閣は議會解散を行つた(第六十八議會)。同年二月には二・二六事件が起り、その直後、戒嚴令下に開かれた第六十九議會では、「國民の忍耐力には限りがある」といふ齋藤陸夫氏の所謂肅軍演説が行はれた。昭和十二年一月には、第七十議會開會中に、政友會の濱田國松氏と寺内陸相の正面衝突が原因となつて、廣田内閣が辭職し、後繼内閣については、宇垣大將の大命拜辭が行はれた。同年三月には、林内閣により、政黨「廣憲」のため、第七十議會がその會期最終日に解散された。この林内閣對政黨の對立は、同年六月、林内閣を

側面せしめ、その結果、第一次近衛内閣の成立となつたのだが、近衛首相の組閣第一聲は、左の如くこの内閣の使命が、以上のやうな長年の對立相刻の緩和にあつたことを物語つてゐる。

「……従来のやうな對立相刻を國內で續けてゐては、外國の侮りを受けて非常に困る。できるだけ對立相刻を緩和したい。利害に因る對立、情實による黨派の對立は、できるだけ非常時局に鑑みて各人の反省によつて摩擦を少くして行くことが必要だ。時勢の認識の相違に基く對立は或る程度已むを得ぬが、國際情勢、社會情勢を眞面目に、深刻に検討して、お互に自分の立場を離れて話合ひをすれば、極端な對立はない……」(本年報第二十八輯二七五頁)。

然しながら、第一節に述べたやうな内外情勢の逼迫は、かうした對立、相刻のうちにあつても、政治の方向を「軍官民抱き合ひ」に向つて押進め、「強硬派」の勢力を増大するとともに、經濟の分野に於ても、戦時體制への準備を進行させて行つた。

この時期の日本經濟に於ける最も重要な事柄の第一は、昭和六年十二月、大養内閣によつて行はれた金輸出再禁止と、これが經濟界に及ぼした影響である。金輸出再禁止は、恐慌打開策として行はれたが、これはその目的に役立ち、日本經濟に好景氣を齎らすとともに、それによつて日本の經濟力を急速に發展させ、戦時經濟力を涵養するに役立つた。

即ち、金輸出再禁止の結果、日本の爲替相場は急激に下落し、日本の物價の國際的割高がそれによ

つて修正された。そのために輸出が促出され、繊維工業を始め輸出産業に好景氣が到来した。對米爲替相場は昭和六年の平均四九・三五七弗から、七年の二六・四五四弗、八年の二五・二二七弗に低落し(昭和九年から十一年の間には、大體二十七弗乃至三十弗に安定)、他方輸出(外地を含む帝國貿易)は、昭和六年の十一億八千萬圓から、七年の十四億六千萬圓、八年の十九億三千万圓、九年の二十二億六千万圓、十年の二十六億三千万圓へと激増した。他方輸入も亦、昭和七年以後毎年増加を續けたが(以上の數字に就ては一六一頁の附録表参照)、それは、輸出品のための原料輸入の増大と爲替下落に伴ふ輸入品價格の上昇に基く。

だが、輸入品價格の昂騰は關稅障壁と同一効果を生み、國內産業の發展に役立つたのである。それまでは輸入品との競争に打負かされて發達しなかつた産業が、金再禁止以後急激に勃興した。硫安工業、ソーダ工業等の化學工業、アルミニウム工業等の輕金屬工業、各種機械工業、自動車工業、人絹工業等がそれであつて、これらの新興産業は、後述するやうな軍事費の膨脹とともに、低爲替の影響により、勃興し、發展することができた。そして、これらの新興産業を經營する所謂新興コンツェン(野口日空、鮎川日産、森日曹、理研等の新興財閥乃至コンツェルン)はこの時代に簇出し、或は膨脹、發展した(新興コンツェルンに就ては、梅井義雄著「戦争・財閥・軍需工業」、三宅晴輝著

「新興コンツェルン讀本」、和田日出吉著「日産コンツェルン讀本」等を参照。

だが、金輸出再禁止の効果はそれのみに止まらない。それは、財政膨脹の側からするインフレーションのために道を開く役割をも、演じたのである。金本位制の下では、財政膨脹に伴ふインフレーションは起り得ないが、金本位を停止することによつてこれが可能になつた。財政の膨脹が公債の増發によつて賄はれ、その公債が日本銀行によつて引受けられて日本銀行券の増發となり、それによつて物價騰貴が起つたとしても、金本位制の下では、それは次のやうな二つの事情によつて、結局日本銀行券を収縮させ、インフレーションの進行を阻止してしまふ。一つは、日銀券の増發によつて通貨の價値が下落すれば、その所持者は兌換を要求し、兌換券は収縮する。いま一つは海外との關係であつて、金本位制の下では大體に於て國內物價と海外物價の均衡が保たれてゐるが、通貨の膨脹に伴つて物價が騰貴し、國內の物價が海外の物價に比して割高になるならば、それは輸出の減退、輸入の増大を導き、その結果輸入超過となつて、金の海外流出—金保有量の減少となる。金本位制の下では銀行券の發行高は金の保有量によつて制限されてゐるから、金の海外流出—金保有量の減少により、銀行券の流通高は自動的に収縮し、それに伴つて物價も下落する。

然るに金輸出再禁止、金本位停止は、金と日本銀行券とのかうした關聯を絶ち切り、財政膨脹—公

債増發—日銀券増發—物價騰貴—インフレーションといふ徑路を可能にする素地を作つた。かやうにして、金輸出再禁止は、インフレーションへの途を開いたのであつて、支那事變以後の財政膨脹—インフレーションへの準備は、この時に爲されてゐたのである。而して、後に昭和十七年二月の日本銀行法の改正は、日銀券の發行限度を大藏大臣が定めると規定し、この方向を明確にしたのである。(日銀の改組については本年報第四十九輯四八—五二頁参照)

滿洲事變以後の時期に於ける重要な事柄の第二は、軍事費の膨脹である。陸海軍兩省の歳出合計は昭和五年度の四億四千三百萬圓から昭和六年度には四億五千五百萬圓へ約二千萬圓を増加したが、昭和七年度以後急速に増大して、七年度六億八千萬圓、八年度八億七千萬圓、九年度九億四千萬圓、十年度十億三千萬圓、十一年度十億八千萬圓となつた。昭和十一年度の軍事支出は、昭和五年度の二・四倍強に當る。

軍事支出の増大によつて歳出總額は膨脹した。財政の膨脹には、農村救済のための時局匡救費も影響してゐるが、主な原因は軍事費の増大である。而して、租税その他の歳入が、膨脹した財政支出を賄ふに足りないため、昭和七年度以後赤字公債が發行されることになつた。赤字公債は昭和七年度に始めて三億二千六百萬圓が發行されたが、その後昭和十一年度に至る間、少い年は四億一千五百萬圓、

多い年は五億六千二百萬圓の赤字公債が発行された。公債消化問題は、支那事變下に於ける程の大きな問題とはならなかつたが、それでも、日本銀行の公債の手持は昭和六年以後年々増加した。昭和六年から昭和十一年に至る毎年末の日銀の公債所有高をそれ／＼の前年に比較すると、昭和九年末に於て三千五百萬圓を減じてゐる他、毎年八千二百萬圓乃至三億六千萬圓を増加してゐる。日銀券の發行高も亦、昭和六年から十一年に至る間、毎年八千二百萬圓乃至一億三千九百萬圓を増加した。物價は爲替下落と日銀券増發の結果、昭和六年平均と十一年平均とを比較すると三八・六%を騰貴した（東洋經濟新報調査東京卸賣物價指數による。なほ、以上の數字に就ては、一五八一—一六一頁参照）。

右のやうな財政状態は「健全財政」に反するものであり、できるだけ軍事費を壓縮しようとする意圖する大藏省當局と陸海軍との間に、豫算編成の度毎に激しい折衝が行はれた。だが、この軍事費の膨脹は「ポンプの呼び水」として景氣の回復に役立ち、更にその一層の上昇に寄與した。この點は、次の一、二の數字によつて明かである。

當時の新聞の報道によれば、陸軍が昭和七年度から九年度に至る三ヶ年に軍需品工業に投下した金額は總計約九億圓であつたが、そのうち二割は砲兵工廠、被服本廠、糧秣本廠その他の官營工場に、残りの八割に當る約七億圓が民間會社に支拂はれた（「中外商業新報」昭和十年七月八日所載記事、據

井義雄著前掲書三八頁の引用による）。また海軍が昭和八年度から昭和十二年度までに計上した艦艇兵器、機械類の豫算額は十六億六千百萬圓に上つたが、工廠に對する發注額は少い年度でその二三%多い年度で二六%で、民間工場への發注額は七四%乃至七七%であつた。民間工場へは、約十二億五千萬圓の注文が發せられた勘定である（「東京朝日新聞」昭和十二年二月二十八日、同上三八頁の引用による）。

陸海軍の軍需品注文によつて、民間軍需工業會社の遊休設備の活用と失業勞働力の吸收が行はれ、軍需工業の好景氣が出現した。軍需工業の好況は、更に、これに設備や原材料を供給する機械工業、鐵鋼業、各種鑄業等の活況を喚び起し、それはまた消費財生産部門の活況を導いて、ここに全面的な好景氣が招來された。

金輸出再禁止と軍事支出の増大とは、右のやうにして日本の經濟力を養ひ、軍需工業の力を涵養した。同時に、軍備も充實した。これが支那事變遂行のために大いに役立つのだが、更に政府は二、三の重要産業に對して、積極的な保護助長の政策をとつた。そのための主要な法律は、日本製鐵株式會社法（昭和八年九月）、石油業法（昭和九年）、重要産業統制法の改正、重要肥料業統制法、自動車製造事業法（以上昭和十一年）、アルコール專賣法（昭和十二年、支那事變以前）等である。

日本製鐵會社法は、第一次大戦後の反動によつて苦境に陥つた製鐵事業を、各社の大合同によつて合理化することを目指したもので、官民主要會社を合併して株式會社を作り、政府はその株式の過半数を所有することによつて、その統制、經營の實權を握らうといふのである。製鐵事業の不況對策は大正十四年頃からの問題であつたが、漸く齋藤内閣の第六十四議會に至つて、右の法案が成立した。立法の主な目的は合理化にあり、且つ合同を豫定された有力な數會社は、折柄の好況のために、合同参加を拒むに至つたが、然し、この法律に基いて昭和九年二月に設立された日本製鐵は、日本に於ける鋼塊生産の五一%、鉄鐵生産の九五%（昭和八年）を占める巨大な國策會社として、戦時經濟の重要な役割を擔當するに至つた。

石油業法は製油業並に石油輸入業者の許可制、石油輸入の許可制を規定すると同時に、石油業者に對し、常時一定數量の石油を保有することを命じたものである。これは英、米、ソ聯の石油資本の壓力に備む内地石油業者の救済を意圖するとともに、戦時に備へて一定量の石油の貯蔵を計るにあつた。この法律案に對しては、外國石油業者の猛烈な反對があつた。

自動車製造事業法は、自動車製造事業を許可制とし、免税、輸入禁止、輸出保護その地の特典を與へて、當時頗る幼稚であつた國產自動車工業の發達を保護助長するとともに、國內に於ける外國自動

車資本の活動を制肘しようとしたものである。これに對しても、フォード及びゼネラル・モーターズの兩會社は猛烈に反對した。自動車工業と戦車との關聯を考へれば、戦争準備としてのこの法律の意味は明かである。

重要肥料業統制法は、硫酸、石灰窒素及び過燐酸の製造業者に對し、各々組合を組織して製造數量、各組合員間の割當、販賣價格等を決定せしめること、それらの協定には政府の許可を要すること、政府がこれを不適當と認めるときは、その協定の變更または取消を命じ得ること、更に政府は期日を定めて、肥料の輸出または輸入に制限を加へることを規定したもので、カルテル強化の意味を持つものであつた。

重要産業統制法の改正は、施行期限の到來を機會に行はれたものだが、その要點は次の如くだ。生産カルテル乃至販賣カルテルが、協定違反者乃至アウトサイダーの協定條項への強制服従を商工大臣に申請するとき、舊法では、加盟者三分の二以上の申請があることを條件としてゐたが、改正法では、その條件の上に更に次の條件を付加へた。それは、その生産高または販賣高が、カルテル全體の生産高または販賣高の三分の一以上を占めるものの申請を要するといふのである。これはカルテルの支配力を、生産能力または販賣能力の大きさに應じて與へることを意味する。また、かうした申請に基い

て、政府が協定違反者或はアウトサイダーに對し、生産制限または操業短縮の規定への服従を命じた場合には、必要に応じて「當該産業に於ける企業の新設または生産設備の擴張」についても政府が統制を爲し得ることとした。かやうにカルテルの力を強めるとともに、他方では不當の價格釣上げを禁じた一項が加へられた。

アルコール專賣法は、代用燃料として揮發油に混入するアルコールの生産、配給及び價格を統制するため、アルコール製造を政府の獨占とすることを規正したものである。

以上のやうに、種々な産業統制が行はれ、それらはそれ／＼戦争準備に役立つた。だが、これらの法律に現はれた「統制」は、直接に産業保護のためか、然らざれば、カルテルの強化促進を通じての産業保護かのいづれかに過ぎなかつた。

たゞ外國爲替の統制は比較的嚴重で、昭和七年には資本逃避防止法、八年五月には外國爲替管理法が實施され、投機思惑による外國爲替の取引が嚴重に抑制された。一時最低二十弗臺に暴落した對米爲替が昭和八年八月以來は安定した状態に入つたのは、かうした爲替統制によるものだが、この外國爲替管理は、資本の海外逃避と爲替思惑を抑制したに止まり、貿易そのものには何等の制限を加へなかつた。たゞ昭和十一年末には軍需品、原料品の實需急増に加へて、一般商品の見越輸入が激増し

たため、我が爲替相場下落の恐れが生じたので、昭和十二年一月に外國爲替管理が強化され、輸入貨物決済に關する爲替取引に就ても制限が加へられるに至つた。爲替統制は、要するに悪性インフレ防止のための方策に過ぎず、貿易の計畫化が行はれたわけではなかつた。

かくて、支那事變以前に於ては貿易統制も、公債買入れの奨励或は強制も、物價、勞力、賃銀、利潤等に對する統制もなかつた。E・シユムペーター夫人の言つてゐるやうに、「一九三七年（支那事變のこと）以前の日本に於て全體主義的經濟政策がとられた考へることは誤りである」(E・シユムペーター前掲書四八頁)。この時代に於ては、多くの「統制經濟論」乃至「計畫經濟論」が現はれたが、實際政策としての統制は、右の程度に止つてゐた。

然し、支那事變以前に於ては、低爲替と軍需インフレの波に乗つた産業家の自由な活躍によつて、日本の經濟力は急速に高められ、戦争經濟力が涵養、蓄積されたのである。

三、支那事變の推移と經濟統制の發展

支那事變の勃發は情勢を一變し、それ以後、日本經濟の戦時編成替は本格的、且つ急速に進められることとなつた。幾多の戦時經濟法令が制定されて、經濟に對する國家の統制が強力に實行され、且

つ、戦局の推移、國際情勢及び國內政治情勢の變化、國內經濟狀態の變遷等に伴つて、經濟統制は次第に益々強化され、高度化されて行つた。

かくして、經濟統制は、時の進むにつれて強化されて行つたが、その推移の跡を顧みる前に、これと密接な關聯を持つ内外諸情勢の變化を、一瞥しておかう。これに就ての記憶を喚び起すことなしには、經濟統制に於ける變化の意味も亦、明らかにならないからである。

支那事變は、十二年十一月の上海占領、十二月の南京陥落と進展して行つたが、南京陥落までは近衛内閣によつて「不擴大方針」がとられ、事變を短期に終結させるための努力が拂はれた。然し、その「反省に最後の機會を與へ」られた蔣介石政權が、長期抗戰を策するに及び、十三年一月、「帝國政府は爾後國民政府を對手とせず、帝國と眞に提携するに足る新興支那政權の成立發展を期待し、是と兩國々交を調整して更生支那の建設に協力せんとす」る政府の聲明が發せられ、事變は長期戰の段階に入つた。その後、十三年五月の徐州占領、同年十月の武漢三鎮の完全攻略と廣東陥落を以て、一應大規模作戰の段階を終り（その間七、八月には張鼓峰に於ける日ソ軍の衝突事件）、事變は長期持久戰の段階に移つた。

それ以後に於ても、十四年二月には海南島占領、三月には南昌攻略戰、六月には汕頭、潮州攻略と

戦局は進展して行つたが、然し、武漢攻略を轉期として、事變の中心は戰闘から政治、外交問題に移つて行つた。即ち、十三年十一月には、近衛内閣による「東亞新秩序聲明」が、續いて十二月には所謂近衛三原則聲明が發せられ、これに呼應して、ハノイから汪精衛氏の和平反共救國の聲明が發せられた。それ以來、十五年三月の汪精衛氏による新南京政府の樹立、國民政府遷都宣言、日本政府（米内閣）の新國民政府支持聲明に至る期間は、對支關係に於ても、對第三國關係に於ても、政治的折衝が、戰闘と並んで重要な問題となつた時期であつた。

これより先き、十二年十二月には北支に中華民國臨時政府、十三年二月には中支に中華民國維新政府が樹立されてゐたが、新南京政府樹立とともに、右の兩政府は解消した。また十三年十二月には興亞院が設置され、十四年十一月には北支那開發、中支那振興の二會社が設立され、戰爭と並行して建設が進められて行つたが、十五年三月の新國民政府の樹立、同十一月の日華基本條約の締結により、新支那建設は本格的に行はれることになつたのである。

かくして、支那事變の段階を大きく區切るならば、第一期は事變勃發から武漢攻略に至る大規模作戰の段階、第二期は汪聲明から新南京政府樹立を経て大東亞戰に至る、一面持久戰、一面新支那建設の段階とすることができらう。

支那事變に於ける大作戦は、右のやうにして、大體十三年を以て終つたが、然しながら、翌十四年から九月にかけて、ノモンハンに於ける日ソ兩軍の大規模な戦闘が戦はれ、この戦闘に於ては「双方孰れも相當の損害」があつた（十四年九月十六日の大本營陸軍部發表）。従つて、戦闘といふ觀點から見るならば、ノモンハン事件をも加へて、昭和十四年九月までを大作戦の段階であつたとしなければならぬ。それとともに、同年九月一日、獨逸軍のポーランド進撃を以て第二次歐洲大戦が勃發し、それ以後世界情勢は一變した。その情勢の變化は、日本の政治・經濟にも、支那事變處理にも、大きな影響を及ぼした。

日ソ關係に於ては、事變勃發以後第二次大戦に至る間、日本の支那事變遂行を牽制しようとするソ聯の行動によつて、張鼓峰事件及びノモンハン事件が惹起されたが、大戦勃發後はノモンハン停戦協定が成立し、十五年八月には日滿ソ三國による滿蒙國境の確定が行はれ、更に十六年四月には日ソ中立條約が成立した。その後、大東亞戦争の勃發に至るまで、日ソ兩國の國交は、正常な状態を續けて來た。

對米英關係に於ては、支那事變以來、米英との「國交調整」に努力が拂はれて來たが、歐洲大戦の勃發、阿部内閣の歐洲動亂不介入方針の聲明は、暫くの間、日米、日英間の國交調整に對し、拍車をかけるに役立つた。然し、歐洲戦局の擴大、進展に伴つて我が外交方針の轉換が行はれ、昭和十五年九月、日獨伊三國同盟が締結されるに及んで、日米、日英關係は一大變化を生むに至つた。

即ち、事變勃發以來の對米英關係は次のやうな變化を辿つてゐる。當初、戦局が北支に限られてゐた間は大した問題もなかつたが、戦局が上海に移り、中支に擴大するとともに、米英はその權益保持のために日本牽制の積極行動を開始し、更に十三年十月の日本からの對米回答に於て、日本が九ヶ國條約否認の意志を表示し（第一次近衛内閣の有田外相）（註）、それと時を同じくして近衛首相の東亞新秩序宣言が行はれ、續いて十二月、近衛三原則聲明、汪精衛氏の和平聲明が行はれるに及んで、十三年末から十四年一月にかけて、東亞新秩序に對する米、英、佛の通牒が發せられた。これらの通牒はいづれも、「日本が東亞に於ける所謂新秩序を專斷的に創造することは承認し得ない」といふ趣旨を骨子としたものであつた。

（註）「字垣外相までは、九國條約を原則的に承認して、特殊なる事態が、その實行を妨げるといふ立場であつた。今は（十三年十月の對米回答—引用者）九國條約そのものを否認するに至つたのである」（國際關係研究會編「米國の太平洋政策」、昭和十七年八月、東洋經濟新報社發行、一〇一頁參照）。また十三年十二月の米、英、佛の對日申入れの全文については本年報第三十七輯二二六—二三〇頁參照。

更に、十四年六月、日本軍による天津租界封鎖が斷行され、天津租界問題について、同年七月、日英會談が東京に開かれ、この會談が行惱むと見るや、米國はこれを側面から援助するか如く、七月二十六日、日米通商航海條約（明治四十四年締結）の廢棄を通告し來つたが、そこへ同年九月、歐洲戰爭が勃發した。阿部内閣は、直ちに歐洲戰爭への不介入を聲明するとともに、野村外相はグルー駐日米大使を對手として會談を開始し（十一月十四日）、その第三次會談に於て、南京下流の揚子江閉鎖を解く用意ある旨を發表した。これに對して、グルー大使は米國を代表し「この友好的措置に報ひるために、日米間に（通商）無條約状態は來さないだらうことを言明す」と言つて、好意を示した。

また對米英關係に於ては、英國は歐洲により大きな力を注がねばならなくなつた結果、對日交渉に關して讓歩的態度に變り、十五年四月から再開された日英會談によつて、同年六月、天津租界問題を解決、更に七月中旬、我がビルマ援蔣ルート閉鎖要求に應ずることとなつた（米内々閣、有田外相）。

然しながら、十五年五月、獨逸がオランダを征服し、續いて六月、フランスを屈服せしめて獨佛休戰協定を結ぶに及び、日米、日英關係は再び變化し、更に九月二十七日、日獨伊三國同盟が締結されるに及んで、日本の外交方針は劃期的な轉換をとげるに至つた（第二次近衛内閣、松岡外相）。

三國同盟は、日本が獨伊の歐洲に於ける新秩序建設の指導的地位を承認、尊重すること、これに對

して、獨伊が日本の大東亞に於ける同様の地位を是認、且つ尊重することを約し、右の方針に基く努力につき相互に協力すべきことを約するとともに、更に

「三締盟國中何れかの一國が、現に歐洲戰爭または日支紛争に參入し居らざる一國によつて攻撃せられたるときは、三國は有ゆる政治的經濟的、及び軍事的方法に依り、相互に援助すべきことを約す」

と規定した。この「現に歐洲戰爭又は日支紛争に參入し居らざる一國」とは、米國を指すものであつた。ソ聯は、第五條に於て同盟條約の適用から除外され、殘る強國としては米國あるのみだからである。このことは、近衛首相が同盟締結直後の十月四日、京都に於て新聞記者に對して語つた次の言葉に、明瞭に示されてゐる。

「アメリカが日本の眞意を諒解し、新しい世界秩序建設に向つて、從來の立場を反省し協力するといふことになれば、日獨伊も喜んでこれに協力することは勿論である。しかしアメリカが日獨伊の立場を理解せず、どこまでも三國同盟を敵對行爲と目し、これに對抗して來るなら、三國は敢然これに戦ふといふことになる譯である」（東京朝日新聞昭和十五年十月五日）。

この三國同盟に對して、英國はビルマ・ルートの再開を以て應へ、米國は屑鐵及び鋼鐵の輸出禁止を以て應へたが、その後、米英は對日包圍の態勢を着々と整へて來た。その方法は、蔣政權に對する

資金及び物資の強化、日本に對する經濟壓迫の強化、及び太平洋に於ける米英の前線基地の整備である。而して、米英の對日經濟は、十六年七月、對日資産凍結に至つて、遂に極限に達したのである。

一方國內の政治は、支那事變の推移と外交方針の變化に關聯して、幾變遷を辿つたが、これを簡單に要約するならば、大體次の如くである。即ち、支那事變（ノモンハン事件を含めて）が戰鬪の段階にあつた當時には、國內政治は比較的安定してゐた。第一次近衛内閣は、十三年十二月の汪精衛氏の和平聲明を以て「事變は東亞新秩序建設に主力を注ぐべき段階に入つた」となし、十四年一月平沼内閣を後繼として辭職したが、近衛公は無任所大臣として引つゞき平沼内閣に止つた。この間近衛内閣に於ては、十二年十月、同十二月、十三年五月の三回に互つて内閣の補強工作が行はれ、更に十三年九月には宇垣外相の辭任が行はれたが、十四年八月、平沼内閣が獨り協定に伴ふ對歐策變更の責任を痛感して桂冠するまで、近衛公、乃至近衛公・平沼男合作の政治が行はれて來た。

だが、平沼内閣に續く二つの内閣は、ともに陸軍の要望を容れて在職五ヶ月、或は六ヶ月の短命を以て辭職し（本年報第四十輯三四五頁、第四十二輯四四—四五頁參照）、昭和十五年七月に成立した第二次近衛内閣によつて、前述の三國同盟が締結され、また政治・經濟の新體制が唱へられるに至つた。第二次近衛内閣は、十六年七月に第三次近衛内閣となり（實際は内閣の大改造）、同年十月、東條内

閣と交替した。

擬て、事變以來の戦局、外交、内政の推移は以上の如くだが、これらの推移を綜合し、要約すると次の如く、三つの時期に分けることが出来る。

第一の時期——事變勃發よりノモンハン停戰協定に至る大規模作戰の時期。時間的に言へば、昭和十二年七月から十四年八—九月に至る約二年間で、第一次近衛内閣及び平沼内閣が政治を行つた。對米英關係に於ては、これらの國との國交調整に努力が拂はれた。

第二の時期——第二次歐洲大戰の勃發から三國同盟の締結に至る時期。時間的に言へば、昭和十四年九月から十五年九月に至る一ケ年で、阿部、米内の兩大將がそれ／＼短命な内閣を組織し、米内、日關の後近衛公が再び内閣を組織した。この期間は、支那事變に關しては長期持久戰の段階に入り、日本は汪精衛氏の新政權を支持して、これとともに支那事變を解決する意圖を明かにした。歐洲戰爭は擴大し、オランダ、フランス等が崩壊した。對米英關係に於ては、なほ國交調整の努力が續けられてゐたが、然し、大戰擴大に伴つて、外交方針の轉換が問題になつて來た。

第三の時期——三國同盟締結から大東亞戰爭に至る時期。時間的には昭和十五年九月から十六年十一月に至る約一年三ヶ月で、第二次及び第三次近衛内閣が政治を行ひ、政治、經濟の新體制が唱道さ

れ、實行に移されて行つた。この時期には十六年六月、獨ソ戦が勃發し、日ソ關係が微妙な状態に入つて來るとともに、對米英關係は次第に悪化し、同年七月、日本資産凍結が行はれるに至つた。十月には近衛内閣に替つて東條内閣が成立し、十二月八日、支那事變は大東亞戰爭にまで擴大した。

而して、右の三つの時期は、それ／＼事變下日本經濟の段階を劃したものであり、且つまた、經濟統制の段階をも劃した。即ち、右の第一の時期は、事變の初期に屬し、國內には未だ物資のストックがあつたので、經濟にはゆとりがあり、米英その他第三國との通商關係も正常の状態にあつたので、重要物資を海外からの輸入に仰ぐことができた。従つて、この時期に於ける經濟統制は、輸入物資の獲得と、軍需、生産擴充資材並に輸入物資の使用制限に重點が置かれた。消費の節約に関しては「選擇的消費節約」に止つた。

然し、第一の時期の末頃から第二の時期に入ると、經濟状態は次第に變化して來た。一方に於ては軍需費が急激に膨脹し、軍需が急増するとともに、生産力擴充が強力に進められて來た。また支那の復興と開發のための資材も必要になつて來た。然るに、他方に於ては、事變が永引くに従つて國內のストックが減少し、加ふるに折柄の旱魃と洪水により、米の減産—食糧問題と動力飢饉が起り、更に歐洲戰爭の勃發により、歐洲方面からの物資の輸入が次第に窮屈になつて來た。そこで、使用制限は

從來國內で自給自足し得てゐた電力や生活必需品に及ぶに至つた。物價統制に於ては、大戰に伴ふ海外物價の昂騰が日本の物價に影響を及ぼすことを避けるため、大戰勃發直後に、九・一八停止令が公布された。二年間に亘る大戰の結果、勢力問題も愈々深刻となり、十四年七月には國民の徵用が行はれることになつた。

第三の時期に入ると、對米英關係の切迫とともに、急速に國防國家體制の確立が急がれることになり、經濟新體制の樹立が呼ばれ、それが實行に移されて行つた。經濟新體制の目指すところは、「日滿支を一環とし、大東亞を包容して自給自足の共榮圈を確立し、その圈内に於ける資源に基きて國防經濟の自守性を確保し、官民協力の下に重要産業を中心として綜合的計畫經濟を遂行」すること、そのために企業體制の確立と公益優先、職分奉公の趣旨に従ふ國民經濟の指導といふ點が經濟統制の前面に出て來た。從來、配給統制や使用制限、消費抑制等、主として流通面に限られてゐた統制が、いまや生産の面にまで延び、企業乃至企業體制そのものが統制されることになつた。この段階に於て、戰時統制は飛躍的發展を遂げたのであるが、以上の如き事變下經濟統制の推移に就ては、なほ節を改めて述べることにしよう。

第三節 經濟統制と戦争經濟力

前節に述べたやうに、支那事變下の經濟統制は、國際情勢、國內政治・經濟狀態の變化に對應して三つの時期を劃しつゝ進、來た。經濟統制は、言ふまでもなく、人と物と資金とを戦争遂行といふ國家目的に向つて總動員すべく行はれるものであるが、それは、次のやうな二つの側面を持つてゐる。一つは、積極的に戦争經濟力を増強するといふ側面であり、他の一つは、戦争による經濟界の混亂を防ぎ、經濟力の低下を阻止するといふ側面である。さうした目的を持つ戦時下の經濟統制が、如何に發展し、戦争經濟力に如何に影響したか――。

支那事變下の經濟統制の根幹を成すものは輸出入臨時措置法（昭和十二年九月十日公布施行、十三年五月二十四日改正）、臨時資金調整法（十二年九月十日公布、同二十七日施行）、及び國家總動員法（十三年四月一日公布、五月五日施行、十四年四月五日及び十六年三月三日改正）の三法律である。このうち、前の二つは、昭和十二年九月の第七十二臨時議會に於て、國家總動員法は同年十二月から、翌年三月にかけて開かれた第七十三議會に於て、協賛された。國家總動員法が公布される以前には、

「軍需工業動員法の適用に関する法律」が第七十二議會を通過し、十二年九月に公布施行され、軍需工業動員法のうち戦時に関する規定は、支那事變にも適用されることになつた。而して、軍需工業動員法に基いて、工場事業場管理令（勅令）が十二年九月二十五日、公布施行されたが、國家總動員法の制定により、軍需工業動員法は廢止された。それと同時に、十三年五月五日、國家總動員法に基く工場事業場管理令が公布施行され、軍需工業動員法に基く工場事業場管理令は廢止された。

輸出入臨時措置法は、「支那事變に關聯し、國民經濟の運行を確保するために特に必要があると認めるときは、政府は命令の定めるところにより、物品を指定して輸出または輸入の制限、または禁止を爲し得る」ことを規定した。そればかりでなく、「輸入の制限その他の事由によつて需給關係の調整を必要とする物品に就ても、次の措置を爲すことを得」と規定した。それは、その物品を原料とする製品の製造について、必要な事項を命令し、または制限すること、及びその物品、またはこれを原料とする製品の配給、譲渡、使用または消費に關し、必要な命令を爲すことである。つまり、輸出入臨時措置法は、物資の輸出入統制、使用制限、配給統制、消費制限等々に關する基礎法律である。が、この法律は事變終了後一年内に廢止されることになつてゐる。

臨時資金調整法は、「支那事變に關聯し物資及び資金の需給の適合に資するため、國內資金の使用を

調整する」とことを目的としたもので、戦時に最も必要とされる軍需工業、重化学工業の生産力擴充に向つて資金を動員するとともに、不急不要の事業への資金の流入を阻止する。この法律も亦、支那事變終了後一年内に廢止される「臨時」的なものである。

國家總動員法は、「戦時に際し國防目的達成のため國の全力を最も有効に發揮せしむるやう、人的及び物的資源を統制運用すること」を目的としてゐる。その目的を達成するために、平時を問はず、國民登録、技能者の養成、物資の保有、事業計畫の設定演練、試験研究、事業助制等の制度を布くとともに、戦時に於ては、政府は勞務統制、物資統制、貿易統制、資本統制、施設・設備統制、事業統制、物價統制、出版統制等と凡ゆる統制を行ふことができる。而して總動員の客體たる總動員物資と總動員業務は、必要ならば勅令を以て無限に定めることが出来る。この法律は、前述の軍需工業動員法を始め、徵發令や、事變以來制定された戦時法律（輸出入臨時措置法、臨時資金調整法等々）の有する規定を全部包括した、廣大な戦時法令である。

以上三つの法律を根幹とし、その他に生産力擴充、軍需産業振興を目的とする數十の法律や中小企業救済その他の社會立法等を以て支那事變下の統制が押し進められて來たのだが、それらの法令の全部に亘つて、その推移を述べることは紙幅の関係から許されないもので、こゝでは基本的な動きだけに

ついで述べることにする（事變以來の戦時法令の全部は、東洋經濟新報社編「戦時經濟法令集」第一輯—第十輯に採録されてゐる。参照を乞ひたい。また金融統制については、本年報第四十九輯第一部参照。その他、五十嵐直三記念論文集、所載の津島壽一氏「戦時下に於ける我が爲替政策の推移」、明石照男氏「支那事變下の物價政策概観」等参照）。

一、支那事變下の經濟統制

事變勃發からノモンハン停戰協定、乃至第二次大戰勃發に至る二年餘の時期に於ては、統制の重點は、軍需品、生産擴充用資材、及び輸入物資の使用制限と、それに伴ふそれら物資の需給の調整（配給統制）、並に海外からの重要國防資材獲得のための輸出増進、爲替維持、金増産——に置かれた。物資統制の跡を回顧すると、それは先づ、爲替統制から貿易統制への移行といふ形で開始された。既に事變勃發前に於て、國際收支の悪化から、爲替下落の恐れを生じてゐたためである。即ち既に昭和十一年末に於て、軍需品及び原料品の輸入と競争見越の輸入激増から爲替相場が急激に下落する恐れを生じてゐた。そこで昭和十二年一月八日、外國爲替管理を強化し、從來統制されてゐなかつた輸入貨物の代金決済に關する爲替取引についても、その一定限度（一ヶ月を通じて三萬圓）以上を許可

事項とし、且つ無爲替輸出、海外資産の處分、海外送金等についても、その制限を強化することになつた。然し、これは却つて輸入爲替の取極を急ぐ傾向を呼び、棉花、羊毛等の輸入激増を招き、軍需品及び生産額充用資材の輸入増大と相俟つて、昭和十二年上半期の入超は、内外地を含めて六億四千萬圓といふ巨額に達し、一月以來、金現送を行ふことによつて漸く爲替の低落を阻止してゐた。

かうした状態にあつたところへ事變が勃發したので、何よりも先づ爲替相場を安定、輸入制限が問題になつた。恰も七月七日、爲替許可制の期限を延長し（輸入爲替の許可制の實施期限は七月末までとなつてゐた）、その不要許可限度を三萬圓から一千圓に引下げるとともに、無爲替輸出の取締を強化したところであつたが、次いで八月には、爲替管理法の改正を行ひ、無爲替輸入の取締をも行ふに至り、更に十二月に入ると、輸入爲替の不要許可限度は月額百圓に引下げられた。

それと並行して、九月には輸出入等臨時措置法が公布、施行され、十月には同法に基く臨時輸出入許可規則が施行されて、約二百八十品目につき輸入制限、輸入禁止乃至輸出禁止が命じられたが、これらの品目は、十一月、十二月の二回に亘つて擴張せられた。

からして不急不要物資の輸入を抑制するとともに、同じく輸出入臨時措置法に基いて、十二年十月先づ毛製品とスフの混用が命令され、鐵鋼工作物の製造の許可制、鋼の使用制限が行はれた。更に十

二月には、綿製品へのスフ三割混入が強制された。

また、物資の消費節約から一步を進めて、十二年十二月には生ヨムの配給統制、十三年三月には綿絲及びガソリンの配給統制が行はれるやうになつた。

かやうにして、物資統制は漸次擴大・強化され、昭和十五年五月に至るまでに、配給統制は、左の如き廣汎な範圍に及ぶに至つた（商工省關係のみ、商工省總務局編纂「昭和十五年五月改訂、重要物資の配給統制」による）。

- 鐵鋼—鋼材、炭鐵、五ガロン罐、磨粉機、鑄造品、亞鉛鐵板、釘、亞鉛引鐵線（針金）、鐵線
- 特殊鋼及びその原料—國產特殊鋼、鋳鋼、鐵鋼、輸入特殊鋼（鐵山用中空鋼、土木建築用中空鋼、鑿岩機材
- 料用特殊鋼、帶鋼、工具鋼、その他の特殊鋼）、ニッケル及びコバルト、タンダステン鐵石、モリブデン鐵石、
- ヴァナヂウム鐵石、クロム鐵石、マンガン鐵石、ニッケル鐵石及びフェロアロイ
- 燃料—石油、石炭
- 非鐵金屬—銅、故銅、故鉛及び亞鉛、白金屬、鉛、亞鉛、錫及びアンチモン（合金、屑及び故並に鐵石を含
- む）、水銀、アルミニウム
- 機器—機器の配給統制は、原則としてその資材の配給統制によつて行はれる。たゞ工作機械だけは、直接の配給統制が規定されてゐる。
- 纖維—棉花、綿絲、ステープル・ファイバー及びミステープル・ファイバー絲、人造絹絲、人絹用バルブ、製

紙用バルブ、羊毛、麻類(藍麻、苧麻及び麻織)、黄麻、マニラヘソ
 化学薬品(硝酸及び過硝酸、ベンゾール、トルオール、石炭酸クレゾール、生漆、ブチルアルコール、カ
 ゼイン、コーバル、ダマル、生消石、酸化コバルト、セラック、松脂、硝皮、燐石、石綿、
 ゴム(原料ゴム、自動車タイヤ及びチューブ、自轉車タイヤ及びチューブ、扇ゴム及び粉末ゴム)、皮革、木
 材(木材、南洋材)、アイボリーナット類、貝殻、コルク樹皮、刷子原料

輸出の増進については、製品と原料・材料とのリンク制、外國爲替基金の設置、輸出品製造資金の
 前貸、損失補償制度、特殊リンク制の採用、各種輸出振興會社の設立等の諸政策がとられ、物價政策
 に於ても、輸出増進の立場からの物價騰貴抑制が重要な目標の一つにされてゐた。物價統制に就ては
 十二年八月暴利取締令が公布施行され、十三年七月には、それが改正、強化された。また、十三年五
 月には輸出入臨時措置法に基く綿絲の販賣價格の公定が行はれ(公定價格の最初のもの)、それに續い
 てスフ及びスフ絲、人絹絲、毛絲等の纖維品にも公定價格が設定されたが、輸出振興のため、それら
 の商品を輸出する場合には、指定價格の適用を免れることとされ、二重價格制がとられた(昭和十
 四年一月の商工省令)。

勞力の問題に関しては、國家總動員法に基く學校卒業生使用制限(十三年八月)、従業員雇入制限、
 及び工場就業時間制限(十四年三月)が行はれたが、この時期の終りに至つて、十四年七月、國民徵

用令が公布、施行された。その頃に至つて、勞力不足が相當大きな問題になつたためである。

x

第二の時期、即ち第二次大戦の勃發から、三國同盟締結に至る一ケ年の特徴は、物資の使用制限が、
 従來國內で自給自足されてゐたものにまで及んで來たこと、更に統制が流通の部面から生産(企業の
 内部)に浸透するに至つたこと、及び大戦が我が經濟に及ぼす影響に對する對策が講じられて來たこ
 とである。

使用制限がそれらのものにまで及んで來たのは、昭和十四年に於ける干魃と洪水が大きな原因であ
 り、また米以外の農産物に及んだ理由の一つには、農産物輸出による外貨獲得といふ目的をも擧げる
 ことができる。この目的のために、十五年四月、「日本輸出農産物株式會社法」が公布された。が、と
 にかく、かうした傾向が現はれて來たことは、戦争の長期化に伴ふ戦時經濟の消極面を物語るものと
 して注目され、またこの頃から、國內工業生産にも頭打ちの傾向が見へ始めて、所謂「縮小再生産」が
 論議されるやうになつた。

十四年秋以後の使用制限、配給統制の最も大きなものは、總動員法に基いて同年十月に公布施行さ
 れた「電力調整令」、及び十一月に公布、十二月一日から施行された「米穀換精等制限令」である。そ

して、この時期から、筆者の所謂第三の時期にかけて、左の如く、農産物及び日用品に対する配給統制が進められて行つた。

輸出入臨時措置法に基く生活必需品の配給統制

省 令	公布	施行
原料甘藷配給統制規則(農林省令)	二二・八・二二	二二・八・二二
マツチ製造及配給に關する件(商工省令)	二二・八・二二	二二・八・二二
臨時穀物の移出統制に關する件(農林省令)	二二・八・二二	二二・八・二二
臨時穀物の販賣統制に關する件(商工省令)	二二・八・二二	二二・八・二二
農産物の販賣統制に關する件(農林省令)	二二・八・二二	二二・八・二二
青果物の配給統制規則(農林省令)	二二・八・二二	二二・八・二二
小豆粉配給統制規則(農林省令)	二二・八・二二	二二・八・二二
粉類配給統制規則(農林省令)	二二・八・二二	二二・八・二二
臨時米穀配給統制規則(農林省令)	二二・八・二二	二二・八・二二
砂糖配給統制規則(商工省令)	二二・八・二二	二二・八・二二
マツチ配給統制規則(商工省令)	二二・八・二二	二二・八・二二
牛乳及乳製品配給統制規則(農林省令)	二二・八・二二	二二・八・二二
鶏卵配給統制規則(農林省令)	二二・八・二二	二二・八・二二
大豆及大豆油等配給統制規則(農林省令)	二二・八・二二	二二・八・二二
植物油脂及植物油類配給統制規則(農林省令)	二二・八・二二	二二・八・二二

自體の經理にまで立入ることはなかつた。また、それ以前にも、國家總動員法に基く「會社利益配當資金及融通令」(十四年四月公布施行)があつて、會社の配當を抑制したが、これも未だ、企業内部の

またこの頃から、單なる流通部門の統制から進んで、生産の部門にまで立入る統制へ進む傾向が、見へ出して來た。それまでの統制は、輸出入や配給、即ち物資の流れを統制するに止まつてゐたが、この頃から、企業自體の内部にまで統制の手が伸び始めた。流通部門の統制と雖も、例へば使用原料の減少等によつて企業に影響を及ぼしたが、然し、企業

生産や經理にまで立入るものではなかつた。然るに、十四年十月、國家總動員法に基く「軍需品工場事業場検査令」が公布施行され、軍需工場の原價計算、利潤、財務等に對する統制が行はれることになつた。この、流通部門から生産部門への統制の浸透は、後に筆者の所謂第三の時期に入つて、益々強くなつて來るのだが、その他、この時期には、同じく總動員法に基く「總動員物資使用收用令」、「工場事業場使用收用令」、「土地工作物管理使用收用令」が十四年十二月に公布された。また十五年二月には、陸運統制令及び海運統制令が公布施行された。

大戦が國內經濟に及ぼす影響は、先づ國內物價奔騰の形勢となつて現はれたが、これに對しては、十四年九月、國家總動員法に基く「價格等統制令」が公布施行されて、物價を暫定的に九月十八日の水準に釘付けにした。その後公定價格の擴充、協定價格の認可が行はれて行き、價格等統制令の有効期間たる十五年十月までに、中央に於て公定價格を設定したものが二萬二千七百八十餘點、協定價格を認可したもの七十餘點に達した(なほ價格等統制令はその有効期間を延長した。また、十七年五月末日までに商工省で公定價格を設定したものは約十四萬點、地方廳で公定したもの約四十八萬點、合計六十二萬點に上つてゐる)。

貿易については、大戦爆發以來對歐輸出が著しい傾向を辿るとともに、交戦國及びその植民地が相

ついで主要商品の輸出入制限乃至禁止を實施した。また十四年七月、米國は日米通商航海條約の廢棄を通告して來たが、同條約は十五年二月を以て失効となり、國防上の見地から、米國以外よりの重要品買付を圖ることが必要になつて來た。そのため、從來の如き、一方的貿易統制から轉じて、中南米諸國その他の個別的貿易協定の締結に努力が拂はれるやうになつた。

x

第三の時期、即ち三國同盟の締結から大東亞戰に至る時期に於ては、統制は強化といふよりも、高度化した。

この時期に於ては、物資の統制についても、國家總動員法に基く「生活必需物資統制令」が公布施行され(十六年四月)、これに基いて鮮魚介、醫藥品及び衛生材料等にまで配給統制が及ぶ等、物資に對する統制はなほ強化されて行つた。

だが、この時期に於ける最も重要な事柄は、日本の進むべき路、即ち東亞共榮圈確立への方向が國策として決定され、この國策遂行のために、國內體制の刷新が必要になつたといふことである。即ち十五年八月一日の閣議は「基本國策要綱」を決定し、「皇國を核心とし日滿支の強固なる結合を模範とする大東亞新秩序の建設」が、我國の國策であることを中外に闡明するとともに、「速に新事態に即應

する不拔の國家態勢を確立」することの急務を説いた。續いて十二月七日の閣議は「經濟新體制確立要綱」を決定して、

一、企業體制を確立し、資本、經營、勞務の有機的一體たる企業をして、國家綜合計畫の下に國家の構成部分として企業擔當者の創意と責任とに於て、自主的經營に任せしめ、その最高效率の發揮によつて生産力を増進せしめ

二、公益優先、職分奉公の態度に従つて國民經濟を指導すると共に、經濟團體の編成に依り、國民經濟をして有機的一體として國家能力を發揮し、高度國防の國家目的を達成せしむるを要す

と爲した。それ以後の統制は、基本國策要綱と經濟新體制確立要綱の方針に従つて、企業體制の確立、經濟團體の組織、それらによる經濟の計畫化に向つて進められ、更に十六年七月一日の閣議が決定した「財政金融基本方針」によつて、この方向への進展が促進された。

かくて「重要産業團體令」の制定(十六年八月)、それに基づく統制會の設置となり、更に大東亞戰以後に於ては十七年四月、「金融統制團體令」が公布施行されて、金融統制會が設立されることになつた。それとともに、「企業許可令」(十六年十二月公布施行)、「企業整備令」(十七年五月公布施行)の制定により、企業體制が整備されることになつた。

以上の如く、事變下の經濟統制は、流通面の統制から生産面の統制へと高まり、更に企業の體制、

企業の團體の統制へと高まつて来た。大東亞戦下に於ては、これに引つゞいて、この部面の統制、即ち、統制機構の確立が大きな課題とされてゐる。

八〇

二、戦争経済力の躍進とその消極面

第二節で述べた如く、満洲事變、金輸出再禁止以後、日本経済は飛躍的發展を遂げ、それによつて日本の戦争経済力の涵養が行はれた。そこへ支那事變が勃發し、前節に述べたやうに、戦時経済統制が行はれて、凡ゆる勞力、資材、資金が軍需充足を目指して總動員され、戦争遂行といふ觀點から見て不急不要な部面へのそれらの流入が抑制された。それにより、日本の戦争経済力は、更に増強されたのである。

満洲事變以後、支那事變による統制を経て戦争経済力が如何に大きな躍進を遂げたかは、この第一部の附録統計表に掲げた種々なる數字を検討すれば、自ら明かになるだらう。紙面の都合から、その詳細の説明は省略し、讀者自身、この數字について研究されんことを希望するが、一、二の點を指摘しておくならば、次の如くである。

工業に於ては、金屬工業、機械器具工業、化學工業等、戦争経済力の根基となるべき部門が躍進的

發達を遂げた。これを生産額について見れば、金屬工業の産額は昭和六年の四億三千五百萬圓から、昭和十四年には五十四億七千二百萬圓へと十二・六倍に増加し、機械器具工業では四億四千三百萬圓から五十四億二千百萬圓へ(十二・二倍)、化學工業は八億二千五百萬圓から四十一億六千百萬圓へ(五倍強)それ／＼増加してゐる(一六四—五頁参照)。これは價額を以て示されたものだから、「物そのもの」の生産に於ては、これだけ増加してゐないかも知れない。が、とに角、戦争経済力が躍進しつつあることは明かだし、また朝鮮、臺灣、滿洲等の工業の發展を考慮すれば、このことは一層明かであらう。

また、工業生産に関する數字は昭和十五年以後發表されないが、それ以後の軍需工業の發展は、例へば次頁表を見ても判る。重工業及び化學工業の使用する資本、その固定資産は十五年以後も増加する一方で、軍需工業の生産設備が急速なテムボを以て進められてゐること明かである。

これは民間工場の状態であるが、陸海軍の造兵廠、工廠等に於ても亦、當然設備は擴張され、生産は激増してゐるに違ひない。その狀況を推察せしめるのは、第二表の陸海軍工場の歳入の數字である。例へば陸軍造兵廠の歳入は、昭和五年度の二千三百萬圓から、十二年度には三億三千七百萬圓、十七年度には十六億七千三百萬圓に激増し、海軍工廠の資金は同じく昭和五年度の二千四百萬圓から、十二

(一) 産業會社の資本から見た支那事變下の生産力増充 (單位百萬圓)

年度	重工業會社(四種、四六社)		化學工業會社(九種、四三社)		纖維工業會社(四種、二五社)	
	使用 總資本	内固定 内建設中 のものの	使用 總資本	内固定 内建設中 のものの	使用 總資本	内固定 内建設中 のものの
十二年上期	二、一八三・一	九一六・五	一、八〇〇・八	八八七・五	一、四八〇・〇	七四三・七
下期	二、六六一・五	九六九・一	二、一四〇・〇	九四四・九	一、五三〇・一	七六三・九
十三年上期	三、一九九・八	一、〇九七・三	二、二八六・四	一、〇〇五・三	一、五二一・一	七八一・六
下期	三、七四四・七	一、二七三・五	二、四八〇・〇	一、〇六九・三	一、六三六・一	七八二・六
十四年上期	五、三四五・五	一、四七五・四	三、六三八・三	一、〇九八・四	一、六四四・四	八三〇・七
下期	五、三二一・四	一、七五七・五	三、八三六・一	一、一五三・五	一、八五四・〇	八四七・八
十五年上期	五、八七〇・三	一、九九〇・一	三、〇三三・〇	一、一八一・九	一、九六六・七	八三三・六
下期	七、〇一三・三	二、二八七・六	三、五五〇・〇	一、三〇〇・二	二、二三〇・三	九〇八・二
十六年上期	七、九四一・二	二、六三二・一	三、六〇〇・〇	一、二八一・七	二、四四一・二	九〇八・二
下期	八、八三〇・五	三、八六八・六	三、八六二・一	一、三六七・六	三、七七四・七	一、〇〇九・三

(備考) 東洋經濟新報社編「經濟年鑑」昭和十四、十五、十六、十七年版による。

年度には一億五百萬圓、十七年度には六億七千四百萬圓へと増加してゐる。戦争經濟力の躍進を最も端的に表現するものは航空機工業の發展である。凡ゆる高度の技術と、基礎資材とを総合しなければならぬ航空機工業が、支那事變勃發以來、昭和十六年に至る四年間に、そ

(二) 陸海軍工廠の歳入から見た軍備の増強 (千圓)

年度	一、陸軍省所管		二、海軍省所管	
	陸軍造兵廠歳入 千住製鐵所歳入 陸軍航空工廠歳入	合 計	海軍工廠歳入 海軍火藥廠歳入 海軍燃料廠歳入	合 計
昭和五年度	三三、二二四	三三、二二四	三三、七六八	三三、七六八
十一年度	七四、四三三	七四、四三三	五八、一五九	一〇五、五九二
十二年度	三三、七〇七	三三、七〇七	六九、三二四	一〇三、〇三一
十三年度	九三、六〇五	九三、六〇五	二八、三三〇	一二一、九三五
十四年度	六三、八三三	六三、八三三	七、七九一	七一、六二四
十五年度	九三、六六八	九三、六六八	三三、六八〇	一二七、三四八
十六年度	一、六四八、九六六	一、六四八、九六六	七七、七五五	一、七二六、七二一
十七年度	一、六七三、七七六	一、六七三、七七六	一七、九四八	一、六九一、七二四
合計	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇

(備考) 陸軍航空工廠歳入及び海軍工廠歳入の各歳入はその大部分が「材料物品賣拂代」、それ以外の各會計の歳入はその大部分が「作業歳入」。昭和十六、七年度は豫算、その他は決算。

の能力を十倍にしたといふ事實は、如何に日本の戦争經濟力の躍進が大きいかを物語る。陸軍省岡田大佐によれば、この點は次のやうに言はれてゐる。
「飛行機の年々の實整備は陸軍だけでいふと、事變前の數倍に達してゐる。製造能力にしても、今日無理をすれば十倍以上の能力は發揮できる。航空工業の如き最尖端を行く工業も、綜合工業を四年間に十倍の能力に

達せしめたことを何と見るか(陸軍省戦備課長岡田大佐、東京朝日新聞昭和十六年七月七日)。

八四

かやうに、我が戦争経済力は飛躍的な発展を遂げつゝあるが、その反面に於て、消極的な側面があることも見逃し得ない。例へば、直接の軍需工業及び生産力擴充に役立つ工業の生産は、右のやうに激増してゐるが、その反面、繊維工業、製紙業、食料工業等の消費財生産部門に於ける生産は、支那事變以來減少の傾向を辿つてゐる。これを東洋經濟新報社の生産指數(昭和六―八年一〇〇)によつて見ると、消費財の生産は昭和十二年の一三七から十五年一―九月には一〇九に低下してゐる(一六六頁参照)。十五年十月以後(つまり三國同盟締結以後)の生産指數は發表されなくなつたから判らぬが、工場労働者の延實就業時間によつて、生産の状況を推測しても、昭和十五年以後、紡績工業の如きは減少傾向の續いてゐることを知り得る(一六七頁参照)。

この消費財生産部門の減産は、主として統制による原材料の使用制限に基くものであるが、原材料不足から、この部門に於ける生産設備は大きな過剩を生じて來た。また直接の軍需工業は別としても、軍需工業の基礎となるべき工業部門に於てさへ、三國同盟締結以後に於ては、海外からの原材料輸入の不如意により、原材料難に悩まねばならなくなつた。この頃から「重點主義」が切實に唱へられるやうになり、高能率工場への原材料配給の集中が行はれるやうになつて來たのは、原材料不足に對處

するためたつたのである。更に、十六年六月の獨ソ戦勃發以後に於ては、獨逸から輸入すべく豫定してゐた機械類の輸入杜絶から、建設中の工場の完成が遅れるといふやうな事態も生じて來た。これらの結果、産業に於ける遊休、未働設備が、その頃から大きな問題になつて來た。そして、第七十七議會に於ける岸商工大臣の説明によれば、約二十五億圓の遊休未働設備を生ずるに至り、興業銀行の調査では、未働・遊休設備を合せて百九億圓に上るといふことであつた(東洋經濟新報社編、前掲議會記録五三頁による)。

かうした事態に對處する必要が、統制會や重要物資管理營團、産業設備營團等の設置を必要とし、また企業許可令、企業整備令等の制定を必要としたのであるが、とにかく、三國同盟以後、更に十六年六月の獨ソ戦、同年七月の米・英・蘭の對日資産凍結以後、原材料の入手は我が戦争経済にとつて焦眉の課題となつた。これは大東亞戰勃發、南方諸地域の制壓によつて打開され、それによつて、重要國防資源を確保するに至つたのだが、その點については、第四節に詳しく述べることにしよう。戦時經濟の消極面は、右のやうに原材料不足といふ點に現はれて來たが、然し、これを最も集中的に表現するものは、インフレーションの問題である。一方に於て、龐大な軍事消費が行はれるといふに、他方に於て物資の消費が抑制され、また生活用物資の供給が減少するといふことは、通貨と物資

八五

第四節 大東亞戦争と我が経済力

以上述べて来たやうに、日本経済の當面する最も大きな問題は、如何にして現有の生産力を確保し更に擴充するかといふことである。が然らば、東亞共榮圈、就中南方諸地域の資源は、このために如何に寄與するだらうか。

昭和十七年度の物動計畫には、「重要物資の一部を南方占領地より期待し、これが確保を期した」と言ひ、「石油の需給に付ては南方占領地域よりの取得を見込み、特段の考慮、工夫をしてゐる」と、言つてゐる。また、第二次生産力擴充計畫の昭和十七年度分計畫でも、「資材の需給並に南方資源取得の新事態に照應して、生産擴充上既定計畫に再検討を加へ、所要の修正を行ふこととした」。従つて、南方の物資が、今後の生産力確保に有力な役割を演ずるだらうことは明かである。

だが、それと同時に、十七年度の生産力擴充計畫には、次のやうな一項をも見ることが出来る。即ち、「海上輸送力十分ならざる現狀に鑑み、船舶の急速建造に全力を傾倒すると共に、輸送力節約のため、鐵鑛、特殊鋼原鑛石、非鐵金屬等にして海上輸送を要するものに就ては、極力國內開發を促進す

ることとしたといふのである。

これを見ると、南方の物資、殊に重量物資の利用には、船舶の關係といふ制約のあることが明瞭に示されてをり、南方資源の日本生産力への寄與の、限られたものであることが判る。だが、こゝで、筆者の指摘しておきたいのは、重要國防資源に関する限り、南方諸地域、従つてまたこれをも含めた大東亞共榮圈の既開發資源が、一般に考へられてゐる程豊富でないことである。

一、東亞共榮圈の國防資源供給力

もちろん、埋藏地下資源は豊富であり、農産物、殊に熱帯特産物のなかには過剩する物資も多々ある。また地下資源の如きは、探究の進むにつれて、未発見の鑛物の発見や、より大きな埋藏量の確認等が行はれるやうになるだらう。だが、既に開發されてゐる鑛物資源に関する限り、それは普通に考へられる程、豊富、龐大なものではない。就中、日本が當面最も必要とする國防資源に於て然りである。「國民が戦勝に奢り、氣を弛めるが如きことは断じてあつてはならぬ」とは東條首相をはじめ政府當局の繰返し訴へてゐるところだが、こゝに共榮圈の國防資源に就て筆者の率直な評價を下す所以も亦、そこにある。

(一) 東亞共榮圏の鐵鑛石供給(千噸)

昭和十一年の數字を基礎として

一、需要	
日本の鐵鑛石需要	三、〇七三
同上の共榮圏以外よりの鉄鑛輸入 (鉄鑛七〇一十噸を鉄石に換算)	一、四〇三
同上の共榮圏以外よりの屑鐵輸入 (屑鐵一、三七五千噸を鐵石に換算)	二、七二四
滿洲國の鐵鑛石需要	一、九〇五
合計(日滿兩國の鐵鑛石需要)	二、一〇八
二、供給	
日本	一、二四九
滿洲國	一、九〇五
中華民國(輸出)	一、五〇三
マレー	一、六八一
フィリッピン	九、七六
合計(共榮圏の鐵鑛石供給)	六、七五三

(備考) 企畫院「列國資源概要」第四號、商工省礦山局「製鐵業參考資料」、海外鐵業協會「比律賓の鐵業」に據り計算。鉄鑛及び屑鐵は各一噸を鐵石二噸に換算。

先づ鐵鋼に就て述べるならば、マレー及びフィリッピンが我が制壓下に置かれ、この地方の鐵鑛石を確保するに至つたことは、我が鐵鋼生産の前途に横はつてゐた不安を取除いたものであり、その點大きな戦果であることは言ふまでもない。だが、マレー及びフィリッピンの産出する鐵鑛石は、その全部が従來から我が鐵鋼生産のために輸入、利用されてゐたものである。従つて、これを確保したことによつて、新たな鐵鑛資源が忽然と我が手に入つたわけではなく、またそれだけでは、我が鐵鋼生産が飛躍的に増大することはできない。それによつて得たところは、南方からの鐵鑛供給が昭和十六年七月の對日資産凍結前の状態にまで戻り得るといふことである。従つて、他の事情に變りがないとすれば、日本の鐵鋼生産は、資産凍結前の地位まで戻るといふに止まる。

のみならず、從來輸入されてゐた共榮圏以外からの鉄鑛(主として印度鉄鑛)及び屑鐵(大部分は米國から)の供給が杜絶した今日、それを補ふためには、より多くの鐵鑛石を必要とする。その點を考慮するならば、共榮圏内の既開發鐵鑛資源だけでは恐らく不十分であらう。

これを昭和十一年の數字に就て見れば、日本の需要した鐵鑛石は約五百萬噸、滿洲國の需要した鐵鑛石は百九十萬噸で、兩國合せて六百九十萬噸の鐵鑛石を需要した。これに對して昭和十一年に於ける日滿兩國、マレー及びフィリッピンの鐵鑛生産、並に中華民國の鐵鑛輸出の合計は六百七十萬噸だから、鐵鑛石は共榮圏内で大體自給自足できるやうに見へる。だが、共榮圏以外からの鉄鑛及び屑鐵輸入を、鐵鑛石からの鉄鑛生産によつて置き替へるとすれば、そのために昭和十一年に於て四百萬噸の鐵鑛石を要した計算になり、これを合せた日滿兩國の鐵鑛石需要は一千百萬噸となる。換言すれば昭和十一年程度の鐵鋼生産を維持するために日滿兩國の要する鐵鑛石は、一千百萬噸である。これに對して共榮圏内の鐵鑛石の生産(及び輸出)が昭和十一年當時に比して少しも増加してゐないとすれば、四百萬噸の不足となる計算である。

もとより、共榮圏内の鐵鋼生産は、その後著しく増加してゐること疑ひない。例へばマレーに於ては昭和十一年の百六十八萬一千噸から、昭和十三年には二百七十八萬七千噸に、フィリッピンに於

ては昭和十一年の五十九萬六千噸から、昭和十五年には百二十三萬六千噸に増加した（資料は第一表参照）。日滿支の昭和十一年以後の數字は明かでないが、日滿兩國に於ける生産力擴充、支那の復興、海南島の開發等により、これ亦増産してゐるに相違なからう。殊に日滿兩國に於ては、貧鐵處理法による鐵鋼の増産が急速に進んでゐるものと思はれる。

従つて、昭和十一年程度の鐵鋼生産の確保はもろろのこと、大東亞戰爭遂行に必要なだけの鐵鋼生産の供給には、少しの不安もないものと信ずる。然し、南方地域を制壓したからと言つて——船腹、關係を別にし、また製鐵用原料炭や石灰石やマンガン鐵の確保を考慮外に置いて——それだけでは鐵の生産が急増するものと期待してはならない。而して、昭和十一年に於ける共榮圏の鐵鋼生産六百七十萬噸のうち、日滿支の生産（支那は輸出）が四百五十萬噸、割合にして六六%強を占めることかから見ても、鐵鋼石に於ては日滿支に於ける増産が依然として重要なことが明かである。

次に石炭に於ては、共榮圏内の石炭生産は昭和十一年當時に於て七千五百六十萬噸を示してゐるが他方需要も亦、七千五百九十萬噸となり、共榮圏内で漸く自給自足し得る程度に過ぎない。而も共榮圏の全石炭生産のうち日滿支の生産は七千七百七十萬噸、割合にして九五%弱を占める（日本の生産は四千七百九十萬噸、割合にして六三%三）。南方の生産が占める割合は僅か五%餘りで、石炭供給に

關して南方に殆ど期待の持てないことは、これによつても明かであらう。

そこで、石炭に於ては日滿支の生産が根幹を成すのだが、滿支からの日本への石炭輸入は輸送關係のために抄々しくなく、日本に於ては「最近の連續的減産傾向を喰止めるためにも、炭礦業者の赤字採算消滅を圖るべきだ」といふ主張が行はれてゐるくらいである（東洋經濟新報昭和十七年九月十二日號七頁）。大東亞戰爭の大戦果にも拘はらず、石炭問題

(二) 東亞共榮圏の石炭需給 (千噸)

生産	需要
日 本(昭和十一年)	四七、九〇四
滿洲國(昭和十一年)	一一、六四八
中華民國(昭和十一年)	二二、一九三
佛 印(昭和十一年)	三、一八六
東 印(昭和十三年)	一、二四七
マレー(昭和十二年)	一一、五五五
泰 國(昭和十一年—十二年)	一
フィリッピン(昭和十三年)	五、六
合 計	七五、九三三

に關しては、決して安心を許さぬことが想像できる。石油の場合、稍や事情が異なる。蘭印及びビルマを制壓することにより、石油獲得上の一大不安が除かれ、日本のも最も悩んでゐた石油問題が一舉に解決されたからである。然し、戦時の今日に於ては、石油に關しても亦一般に持たれてゐるやうな甘い考へ方を許さない。

なる程、南方の石油資源は豊富である。東印度諸島(舊蘭印と舊英領ボルネオ)とビルマを合せた原油生産高は昭和十四年に於て七千六百七十萬バレルを越へ、石油

(三) 東亞共榮圏の石油生産と

石油製品消費(千バレル)
昭和十四年の数字を基礎として!

一 生産	
(1) 東印度諸島	六九、一八四
原油生産高	五六、五九三
原油處理高(舊蘭印のみ)	五五、三九二
石油製品出来高(舊蘭印のみ)	五五、三八五
(2) ビルマ	
原油生産高	七、五三八
石油製品出来高	七、五三七
(3) 原油生産高合計	七六、七三〇
石油製品出来高合計	七六、七三〇
(4) 石油製品消費	三三、七三〇
一、石油製品消費	
マレー	四、九〇〇
中華民国	一、七五〇
香港	一、三〇〇
東印度諸島	九、五〇〇
東印度諸島	二、二五〇
フィリピン	一、〇〇〇
暹羅	一、〇〇〇
ビルマ	一、七五〇
その他東亞諸國とも合計	八、四〇〇
(備考) 日本石油會社調査課「世界の石油事情」第百一號、第百四號及び第百五號に據る。	

製品の生産高は六千二百八十萬バレルを示してゐる(舊英領ボルネオは不明につき除く)。これに對し、昭和十四年の東亞諸國の石油製品需要は五千八百四十萬バレルだから四百四十萬バレルの過剩となる。かやうに、南方の石油資源は豊富であり、而も大村一藏氏(帝國燃料興業副總裁、石油地質學の權威)によれば「東印度油田は開發の餘地頗る廣大で、十分希望を繋ぎ得るものである」(同氏著「世界の油田」三九三頁)。石油に關しては誠に力強いものがあるわけだ。

だが、こゝに注意しなければならぬのは、先づ右の需給狀態が、石油の消費制限下に於けるそれであることだ。帝國石油會社調査課長神原泰氏の計算によれば、大東亞共榮圏に於ける昭和十五年度の石油産額は百九十三萬五千噸で、これに對して共榮圏内の石油の實際消費量は九百二十萬六千噸だから、二六・二%の供給過剩になる。然し、日本、滿洲國、支

那、佛印、泰國等はいづれも相當以上の石油の消費規正を行つてゐるから、「贅澤でもなく不足もしない」十五年度の需要を推算して見ると、一千二百二十一萬五千噸となり、一〇・五%の不足になる。つまり、南方の既開發石油資源は、共榮圏全體のノーマルな需要を完全に満たし得る程に十分なものではないのである。(エコノミスト昭和十七年二月十八日號一七頁)

もちろん、日本が大東亞建設のための戰爭を戦ひつゝある今日、日本以外の共榮圏諸國の民需を十分満足させるべき必要はない。何よりも先づ、日本の軍需と生産擴充用の石油を確保すべきであつて當然さうした方針がとられるものと見られる。が、日本の軍需用石油は大東亞戰以來急激に増加してゐる筈だから、油田及び精製設備が急速に復舊されたとしても、日本及びその他の共榮圏諸國への民需用石油供給が急激に豊富、潤澤になるものとは考へられない。

軍需用の石油には、南方の石油資源を以て十分に賄はれるものと思はれるし、またさうでなくてはならない。緊急必要な民需用石油に就ても大東亞戰以來特配が行はれてゐるし、このことは誠に力強い限りである。民需用特配は、南方石油の搬入を見越して非常貯藏のなから割かれたものと想像され、昭和十七年度の物動計畫に於て「石油の需給に付ては南方占領地域よりの取得を見込み、特段の考慮、工夫をしてゐる」と言つてゐるのも、かうしたことを意味してゐるのであらう。然し、以上述

べたやうな南方石油資源の現状、及び海上輸送力(油槽船)の状況から推して、近い将来に民需用石油消費の制限が一般に著しく緩和されるとか、人造石油や代用燃料が不必要になるとかいふやうなことは、あり得ないと思はれる。

だが、心強いのはアルミニウム資源で、アルミニウムの原料礬石ボーキサイトは、南方に於て豊富に獲得することができる。南方に於けるボーキサイトの生産は昭和十三年に於て三十萬噸であつたから、その後の生産が少しも増加してゐないとしても、この全部を日本が獲得するならば、相當多量のアルミニウムを作ることが出来る。アルミニウム一噸を生産するに要するボーキサイトを四噸と見れば、三十萬噸のボーキサイトからは七萬五千噸のアルミニウムを生産し得る。日本の必要とするアルミニウム生産が何程であるかは明かでないが、航空機増産の必要と銅の代用品としてのアルミニウムの用途の拡大とを考慮するならば、アルミニウムの需要、従つてまたボーキサイトの需要の増大が十分に想像される。が、ともかく、アルミニウムに関する限り、南方資源獲得が、我が経済力、従つて我が競争能力に力強い寄與を與へることは確かである。

(四) 東亞共榮圏のボーキサイト生産

(昭和十三年、千噸)

東印度諸島	三三〇・〇
マレー	三三〇・〇
錫印	〇・一
合計	三三〇・一

(備考) 海外鐵業協會「南洋東印度の鐵產物資源」に據る。

然しまた、銅その他の非鐵金屬に於ては、日本以外に重要な資源が乏しく、これは國內の増産に待たねばならぬ状態にある。日本は昭和十一年に於て十二萬五千噸の銅を需要したが、生産は八萬四千噸で、不足分は、主として米國からの輸入に仰いでゐた。これに對し共榮圏内の産銅地としてはフィリッピン以外になく(ビルマにも少量は産出するが)、且つフィリッピンの産出する銅は、その全部を従來から我が國に輸入してゐた。従つて銅に關しては、南米或はアフリカ方面からの銅の輸入の途が開けない限り、國內及びフィリッピンの銅産増産、銅の消費制限、アルミニウムによる銅の代用等の方策がとられなければならぬ。

以上見たやうに、石油及びボーキサイトに關しては、共榮圏、就中南方の資源が今後の我が競争經濟力に寄與するとこゝろ大きい。鐵、石炭及び銅に關しては、共榮圏内の供給は未だ十分と言ふことが出来ない。その他、製鐵、製鋼及び特殊鋼製造に不可欠なマンガン、ニッケル、クロム、コバルト等の鐵合金、鉛及び亜鉛等の非鐵金屬や水銀等の供

(五) 東亞共榮圏の銅供給(粗銅、千噸)

一、日本の銅需要(昭和十一年) 一三〇・八

二、共榮圏の供給

日本(昭和十一年、内地、朝鮮、臺灣の合計)	八三・八
中華民國(昭和九年)	〇・五
フィリッピン及びビルマ	七〇・〇
合計	一五四・三

(備考) 企業院「列國資源概要」第四卷及び第五卷に據る。フィリッピン及びビルマは使會正夫氏「東亞共榮圏地下資源論」(二)「滿鐵調査月報」昭和十七年二月號)に據る。

給も、共榮國の既開發資源だけでは、有り剩るといふわけに行かない。他方に於て錫及びタンズステンの兩金屬は、共榮國內の需要を満して過剩する計算になるが、然し全體として見た國防鑛物資源に關しては、大東亞戰以來と雖も、未だ氣をゆるし得る段階に至らない。鐵、銅等の金屬回收が強力に遂行されるのも、右のやうな事情に基くのであつて、國民はこの事實を明確に認識すべきである。

二、共榮國建設と日本經濟

以上は當面の國防資材供給力であるが、然し、この程度のもを以て満足してゐるわけには行かない。日本が東亞共榮國の盟主として大東亞共榮國の防衛を擔當し、共榮國を建設するためには、日本の經濟力を強化することが必要であり、それには、共榮國內の國防資源の開發を急がなければならぬ。前に述べて來たやうに、滿洲事變以來の日本の經濟力は大きな發展を遂げたけれども、大東亞の盟主としての經濟力を備へるには、未だ日本發展の仕方は十分でない。

例へば、重要國防資源の需要量を一つの指標にとるならば、日本の需要量は英、米、獨逸、ソ聯等に比して著しく小さく、従つて日本の經濟力は、これら強國に比して未だ劣つてゐることが判る。即ち、昭和十一年に於ける日本の銅需要は五百五十萬噸であつたが、英國のそれは一千三百六十萬噸、

米國に至つては五千百萬噸であつた。石炭は日本の五千百萬噸に對し、英國は一億八千五百萬噸、米國は四億二千五百七十萬噸である。石炭に就ては、英、米ではこれを暖房用及び家庭用に使用する量が大いこと、及び日本には石炭に代るホワイト・コール（水力電氣）の資源が豊富にあることを考慮すれば、この比較はそのまゝ日、英、米工業力の比較にはならない。が然し、その點を考慮しても、彼我工業力にはなほ相當の開きのあることは明かである。石油（原油）消費量に於て、米國が日本を遙かに凌いでゐることは論外としても、銅に於ては、日本の十二萬五千噸に對し、英國は二十八萬五千噸、米國は六十萬七千噸を需要した。

(六) 重要國防資源需要量から見た列強の經濟力(千噸)

國名	鐵(アフェロを含む)		銅(銅境及)		石炭		石油(原油)		銅		アルミニウム	
	噸	噸	噸	噸	噸	噸	噸	噸	噸	噸	噸	噸
日本	三、三〇八	三、三〇〇	三、三〇〇	三、三〇〇	三、三〇〇	三、三〇〇	三、三〇〇	三、三〇〇	三、三〇〇	三、三〇〇	三、三〇〇	三、三〇〇
英國(本國)	九、三〇一	一、三、六三三	一、八、〇〇七	三、二六九	二、八四〇・八	四、三〇一	三、三〇一	三、三〇一	三、三〇一	三、三〇一	三、三〇一	三、三〇一
米國(本國)	三、七、一〇一	五、一、〇三八	四、三、七〇二	一、四八、七〇六	六、〇七・六	一、三三・一	一、三三・一	一、三三・一	一、三三・一	一、三三・一	一、三三・一	一、三三・一
獨逸	一、六、〇三三	一、九、八〇五	一、三、一七一	一、一八五	三、三六・七	一、三三・四	一、三三・四	一、三三・四	一、三三・四	一、三三・四	一、三三・四	一、三三・四
ソ聯	一、四、三三三	一、七、三三三	一、三、二八二	二、七、七三三	二、八八・八	四、〇〇一	四、〇〇一	四、〇〇一	四、〇〇一	四、〇〇一	四、〇〇一	四、〇〇一

(備考) 企業院「列強資源需要」第四號及び第五號による。日本は昭和十一年、日本以外の諸國は昭和十二年。

尤も、右は支那事變以前の狀況であつて、その後日本の經濟力は伸張してゐるから、この比較はそのまゝ現在の列強の國力を示すものとは勿論考へられない。現にアルミニウムの如きは

昭和十一年當時に於ける日本の需要は九千三百萬噸に過ぎなかつたが、今日の日本のそれが、到底そんなものでないことは何人にも想像が付く。當時にあつては、日本の需要九千三百萬噸に對し、英國は四萬三千萬噸、米國は十五萬二千萬噸であつたが、今日の「我がアルミニウム生産力は既に世界第三位、即ち、獨逸、米國の次位にまで一舉躍進したものと考へられる」(東洋經濟新報昭和十七年三月廿一日號二六頁)。また、海外植民地から切離された英國や南洋の資源を遮断された米國が、それによつてその戦争經濟力に打撃を受けてゐる點も、十分考慮しなければならぬ。だが、他方に於て、英米に於ても、戦時體制の進展に伴ひ、却つてその經濟力の強化された部面もあるだらう。現在の英米が持つ抗戰力及びその將來の見透しに就ては、本年報で絶えず取扱つて來てをり、またこの問題を徹底的に取扱ふ機會もあることと思ふが、「彼を知る」といふ意味で、これは忽せに出來ぬ問題である。

が、とにかく、日本の經濟力が決して現状を以て満足すべからざることには確かであり、今後これを五倍にし、十倍にする努力を拂はねばならない。例へば鐵鋼にしても、前述の如く、昭和十一年に於ける日本の鋼需要は五百五十萬噸であつたが、滿洲のそれを加へても五百七十萬噸である。これに對して、昭和十二年に於ける獨逸の鋼需要は一千九百萬噸であつたから(前掲第六表参照)、日滿兩國を合せて假に獨逸と同じ程度の工業力を持たうとすれば、日滿兩國の鋼生産を二千萬噸にせねばならぬ。

い。そのためには日滿兩國を合せた鉄鐵生産を二千四百萬噸に増加する必要がある、その鉄鐵を作るには鐵礦石五千萬噸を要する(鉄鐵の歩留り八五%、鐵石の品位五〇%として)。これに對して、昭和十一年に於ける共榮圈内の鐵鐵生産は六百七十萬噸だから(前掲第一表参照)、これを當時の七倍に増加せねばならない。

アルミニウムの如きも、日本のアルミニウム生産力は獨米に次いで世界第三位に躍進したと言はれるが(一九三八年の獨逸の生産は十六萬五千噸、米國は十三萬噸)、大東亞防衛のための航空機増産の必要を考慮する場合、日本のアルミニウム生産は、少くも獨逸或は米國の水準にまで達しなければならぬ。そのためには、アルミニウム一噸の生産に要するボーキサイトを四噸として、六十六萬噸或は五十二萬噸のボーキサイトを必要とする。これに對し、昭和十三年に於ける南方のボーキサイト生産は三十萬噸であつたから、これを倍増させなければならぬ。

かうして鐵やアルミニウムの生産擴充を計らうとすると、それに關聯して石炭や電力の増産が必要になる。鐵の増産には原料炭の増産が基礎條件となり、アルミニウムの増産にはピッチコークスと多量の電力を必要とするからだ。そのためには、石炭の如きも、日本の需要すべき數量は將來少くも一億噸に増加するだらうが、これは資源の關係から、滿洲及び北支(殊に大同炭)に仰がねばならない。

而してそのためには、滿洲Ⅱ内地及び北支Ⅱ内地間の輸送設備、積込設備の擴充を計らねばならぬといふわけで、右のやうな擴充のためには、尨大な資材、勞力及び資金を必要とするだらう。日本は滿洲事變以來今日に至るまでに、滿洲に對して五十億圓を投資し、支那に對しては支那事變以來十五億圓を投資した。また國內に於ては、支那事變以來、生産力擴充のために百六十億圓の資金を投下したが（社債發行と株式拂込）、今後の大東亞建設は、それに數倍する規模となるに違ひない。

だが、大戦争を遂行しつゝ、さやうな大きな建設を實行することは容易なことではない。のみならず、當面無眉の急務は戦争を完遂することにあるのだから、右に述べたやうな大規模な建設は、漸を追ふて行はねばならない。大東亞建設審議會の「鑛業、工業及び電力建設基本方策」(昭和十七年七月二十三日決定)が、建設は期間計畫によることと定めてゐるのは當然である。即ち、この建設遂行方策によれば、

「建設は期間計畫によることとし、第一期に於ては戦争遂行力の増強、國民生活の確保及び將來に於ける産業發展の基礎確立を主眼とし、鐵鋼、石炭、石油その他の液體燃料、銅、アルミニウム、航空機、船舶、肥料、電力の開發建設に重點を置くこと」

になつてゐる。この第一期が果してどの程度の年數になるかは、一に今後の戦局にかゝるわけだが、

この期間が経過した後には第二期の本格的な建設が進行することになる。而して、

「第二期に於ては、重要國防産業の生産力を飛躍的に擴充し、大東亞民生の轉達を圖ることを主眼とし、大東亞産業の総合的建設を完成する」。

第一期、第二期の建設ともに、計畫的、総合的に行はれることは言ふまでもないが、大東亞のそれぞれの地域が擔當する建設の目標は、次のやうに定められてゐる。即ち、日本は特に精密工業、機械工業、兵器工業等の高度工業に重點を置き、その飛躍的擴充を圖ると共に、適地適業によつてその他の重工業、化學工業及び鑛業の振興に努め、且つその動力たる電力の擴充を圖る。

滿洲國に於ては鑛業、電力の開發、擴充、並に製鐵事業及び化學工業の劃期的振興に努める。機械工業は國防上の要請その他の必要に應じてこれを興し、輕工業は國內の需要に應じてこれを興す。支那では、鑛業、製鹽業の振興を圖り、殊に北支では治水發電を圖るとともに、石炭、電力等に依存する製鐵事業、化學工業等の劃期的振興を期する。輕工業は日本産業の發展段階に照應しつゝ、相互の調整を圖り、逐次その發展を圖る(支那の發電事業のためには、黄河の如きは最も有力な水力資源であつて、この開發は治水事業として重大な意義を持つばかりでなく、數百萬キロワットの電力を起し得るであらう)。

南方では、差當り鑛業と石油事業の振興に重點を置く。それと共に、各種特産物の加工處理に関する工業を興し、且つ運次水力發電の開發に伴つて、アルミニウム工業の擴充を期する。輕工業は既存のものを整備する他、資源賦存の状況により、運次その發展を期する（南方にはスマトラ、セレベス、フィリッピン等に有力な水力電気資源がある。それらの開發により、少くも數十萬キロワットの電力を發電し得るだらう）。

右のやうな東亞共榮圈の建設が着々として進行するならば、冒頭に一言したやうに、日本經濟の飛躍的發展は期して待つべきものがある。そのときの日本經濟は劃期的變貌をとげてゐるであらう。

三、結 び

日本戰時經濟當面の最重要問題が、國防資材の確保にあること及び南方制壓の後に於ても、その供給の急増を望み難いことは、前述した通りである。とすれば、遠い將來はとも角として、日本經濟の當面する諸困難の打開は、依然として大きな問題と言はねばならず、それに就ても、決して「氣を弛めてはならぬ」のだ。諸困難をこゝに要約し、その問題の發展方向と日本經濟の將來に關する若干の見透しを述べて、本稿の締めくくりを付けることとしよう。

第三節にも觸れたやうに、戰時經濟の諸困難はインフレーション問題に集中的に表現されてゐる。而して、そのインフレーションの根因は、財政の膨脹にある。ところが、この財政の膨脹は今後と雖も、容易に熄まないであらう。その理由の第一は、今後も大規模な作戦がなくなるものと豫想されないうこと、第二は、軍備の充實が今後より一層必要であること、第三は南方經濟の再建及び建設への資金の必要が現在以上に増加するだらうといふことである。

昭和十七年度豫算の歳出總計（一般會計及び臨時軍事費特別會計の合計）は二百四十三億圓、そのうち軍事支出は百八十億圓に上るが、軍事費は凡そ次の三つの使途に向つて支出される。直接の戦費、軍備の擴充費、南方開發金庫を通ずる南方開發資金の放出がそれである。然るに、南方作戦は既に一段階を劃したとは言へ、蒋介石及び米英の執拗なゲリラ戦は續いてゐるし、また歐洲戦局の進展如何によつては、今後また如何なる大作戦が行はれるかも知れない。また、それに關聯して軍備の擴充は益々緊急となるし、南方開發資金を臨時軍事費から支出するといふ建前が變らない限り、その方からも軍事費は膨脹する。

それに伴つて、公債の發行も亦巨額のものが続けられて行くであらうし、その消化のためには、より一層の貯蓄奨励と金融の統制が必要になる。内國債の現在額は、昭和十六年末に於て三百七十三億

圓に上り、十七年七月に於ては四百四十四億圓となつてゐる。昭和五年末に較べて三百八十四億圓、昭和十一年末に較べても、三百四十億圓の増加である。今後も更に増加するであらう公債を如何に處理するかは將來の大きな問題になるが、それを暫く措くとしても、年々増加すべき公債の消化は、やはり大きな課題に違ひない。既に、大東亞戦直前の第七十七議會の衆議院豫算總會於て、中島彌團次氏は次のやう述べ、賀屋大蔵大臣の考慮を要求したが、この點の對策の緊要さは愈々強まるばかりである。即ち、中島氏によれば

「戰時經濟の根本に於きまして、總ての點に對して統制的な強力な方法に頼つてゐるのに、唯公債の面、貯蓄の面だけが自由制度になつてゐる。この點から考へまして、公債がやがて五、六百億になることは直ぐ四、五年内でありませう。豫算もそのときは二百億以上になりませう。通貨は百億以上になりませう。それから日銀の手持公債も百億以上になりませう。その時は、昭和十二年から今日までの物價は六割上つてをりますから、その順で行けば十二割上ることになります。こゝをよく考へて裁かなければならぬ。それで、今大蔵大臣が仰しやつたやうな工合に、貯蓄の奨励を從來の方法だけでやつて行くことでは、行けぬ時が来るのではないかと思ふ。所謂強制方面の方法も、一つお考へにならなければ、いかぬぢやないかと考へる」(昭和十六年十一月十八日、衆議院豫算總會に於ける質疑。東洋經濟新報社編「第七十七、八兩議會・議會展望」二二頁による)

だが、財政が膨脹し、公債が発行され、日銀券が増發されても、これを裏付ける物資が豊富にあればインフレーションの進行は阻止される。物資の問題がより根本的である所以だが、前節にかなり詳

しく述べて来た如く、物資、就中民需物資の豊富な供給は望み難い。そこで、國民生活の切下げは、今後もなほ強まるものと考へなければならぬ。もちろん、最低限の國民生活は確保されるだらうが、大東亞戦争の完遂、悪性インフレーション防止のためには、消費節約と貯蓄奨励とが、愈々益々加重されねばならぬ。

それと同時に、窮屈な物資、勞力及び資金を國家の最も必要な方面に集中するための統制は、一層強められて行くだらう。而も經濟の計畫化は、ひとり國內のためばかりでなく、大東亞建設のためにも、共榮圈全域に互る計畫化が要求されるのである。かくして、經濟に對する國家の干涉、指導は愈々強まり、國家と經濟との融合・一體化は益々促進されるに違ひない。そして、經濟の全能力發揮のための、「高度化」が實行されなければならない。

第一附録

- 一、昭和年代の内外政治・経済重要事件誌……………一頁
- 二、昭和年代の歴代内閣とその關係……………一三頁
- 三、昭和年代の議會記録……………一四三頁
- 四、統計附録Ⅱ昭和年代の重要經濟指標……………一六六頁

昭和年代の内外政治・經濟重要事件誌 (附録Ⅰ)

(昭和元年一月より十七年五月まで)

大正十五年(昭和元年)(一九二六年)

第一次若槻内閣

- 一月廿九日 若槻内閣成立
- 三月十七日 稅制整理の結果、諸法令制定、改正、廢

- 廿九日 關稅定率法中大改正、公布即日施行
- 五月四日 ジュネーヴ國際經濟會議開催
- 廿六日 ジュネーヴ軍縮會議閉會
- 九月三日 (國際聯盟、國連の聯盟加入を承認)
- 十月廿五日 大正天皇崩御

昭和二年(一九二七年)

- 三月十五日 鐵道、あかち兩銀行休業
- 四月十七日 若槻内閣辭職

田中政友會内閣

- 四月二十日 田中内閣成立
- 四月廿一日 十五銀行休業發表、全國金融暴落
- 五月九日 日本銀行特別融通及損失補償法公布

- 廿三日 ジュネーヴ國際經濟會議閉會(開會は五月四日)
- 廿八日 山東出兵
- 六月廿七日 東方會議開幕。七月七日終了。これは日本の擴張政策を決定すべき重要な會議であつた。
- 七月廿八日 ジュネーヴ國際軍縮會議決案

昭和三年(一九二八年)

- 一月一日 新銀行法實施
- 二月二十日 普通第一回の總選舉施行
- 四月十一日 國際金融會議(二四ヶ國の證券銀行者聯合)開催され、十七日終る

- 五月四日 山東第二次出兵
- 六日 上海特別市黨務委員會對日貨大ボイコットを決定

- 六月四日 張作霖被刺
- 廿五日 (佛蘭西、金本位に復帰)
- 七月廿七日 米國、列國を出發し、米支關稅協定に調印
- 八月四日 國際聯盟、國民政府の加入を承認
- 十月 (ソ聯、第一次五ヶ年計畫を實施)
- 十二月七日 (米國フーヴァー大統領當選)
- 廿九日 東亞電、政治經濟會議、青天白日旗を掲

昭和四年(一九二九年)

- 二月一日 支那新關稅實施
- 三月四日 (米國アーヴァー大統領就任)
- 十日 賠償専門委員会、賠償決行案を可決
- 六月八日 (英國勞務部内閣成立)
- 十日 新海軍新設
- 七月二日 田中内閣總辭職(滿洲某重大事件をきつかけとす)

濱口民政黨内閣

- 七月二日 濱口内閣成立(濱相井上準之助氏)
- 七月九日 濱口内閣は「最も緊要を要すと認むる當面の政綱」十ヶ條のうち「於て財政緊縮國債整理とともに、金解禁の實現は甚だしく懸念を感せず」と聲明
- 九月一日 女子、年少者の深夜遊藝禁止實施
- 十月 政府の官吏減俸案、官吏の反對にて取止

- 十月廿三日 二ツ目一ツ株式大暴落起る
- 十月廿一日 大蔵省令を以て、昭和五年一月十一日より金解禁を行ふべき旨公布

昭和五年(一九三〇年)

- 一月十一日 金解禁實施さる
- 二十日 三井物産石炭船夫三百名同盟休業
- 廿一日 第五十七議會開會、直ちに解散開始下る
- 二月廿二日 第二次普通選挙行はる、民政黨絕對多數を占む
- 三月四日 株式市場暴落
- 四月二日 ロンドン軍縮會議、日英米三國協定成立
- 十一月 館岡紡績、岡田、淀川、兵庫三工場閉業
- 二十日 東京市電氣罷業勃發

十五日 幣原外相、首相代理に就任

昭和六年(一九三一年)

- 一月一日 (國民政府新關稅を實施。英國サウス、ウエールズ炭坑夫十六萬人罷業に入る)
- 五日 (英國ランカシア綿業職工四千人罷業に入る)
- 二月十三日 芝浦製糖所芝浦工場従業員一千三百名罷業に入る
- 三月一日 (印度關稅引上實施さる)
- 九日 連日後休業中の濱口首相百六十日目にて参内、幣原外相の首相代理解任
- 十日 第五十九議會に濱口首相發院す
- 廿七日 第五十九議會を閉る
- 三十日 東京市土木局従業員五百名、警官と衝突
- 某日 廣田五月事件(一部軍人の改新運動)

- 廿一日 第五十八特別議會召集
- 廿二日 ロンドン海軍條約調印式。神戸市電氣罷業勃發
- 廿八日 軍縮問題に關する濱口首相、幣原外相の議會演說並に答辯により、統帥權干犯問題重大化す
- 五月五日 三菱長崎造船所一週間休業制實施、休業中は日給六割支給
- 十三日 第五十八特別議會終了
- 廿七日 海軍記念日、ロンドン海軍條約反對示威のため横濱軍艦、東京市内行進
- 七月十日 (濠洲、輸入商品全部に關稅引上げ實施)
- 廿五日 東洋モスリン二千二百名罷業に入る
- 十月一日 ロンドン軍縮會議閉會の決議案、通過院にて可決さる
- 二日 米作大農作豫想にて米價暴落、各地米穀取引所恐慌
- 十月十四日 濱口首相東京驛にて刺客のため狙撃さる

四月十三日 浦口内閣総辭職

第二次若槻内閣成立

四月十四日 第二次若槻内閣成立

廿四日 住友製鋼所職工一千三百名怠業に入る

五月二十日 日本共産黨再建運動に關する記事解禁、

論議者數四百六十一名と發表さる

廿七日 若槻首相、官吏被弾案に關し上奏御裁下

を仰ぎ、これを發表す

六月二十日 (米國フーヴァー大統領、賠償金及び職

償の一ヶ年支拂額を提唱)

七月十三日 (關東ダナート銀行休業、關東金融恐慌

の導火線となる)

八月十一日 重要産業統制法實施さる

廿四日 (英國労働黨内閣總辭職、翌日、英國學

國一致内閣成立)

九月十八日 滿洲事變動議一午後十時三十分、奉天北

大營に於て日支兩軍戰端を開く

十九日 日本軍、奉天、南嶺、寬城子占領。北大

營の支那軍降伏。支那代表、奉天事件を

國際聯盟に提訴

二十日 (英國金本位停止、金輸出を再禁止) 我

が東京、大阪、京都、名古屋の各株式取

引所立合停止。日本軍吉林占領。閣議に

て今回の事件を事變と看做すことに決定

國際聯盟理事會は、日支關係の正常復歸

を希望する旨の決議を採擇

十月廿四日 國際聯盟理事會に、十一月六日までの期

限付對日撤兵勸告決議案を提呈、十三對

一にて否決

廿六日 内務省所管失業救濟事業費として總額三

千七百萬圓を支出に決定

某日 所謂十月事件(一部軍人の改新運動)

政友會議員總會、金輸出再禁止即時斷行

を決議

廿五日 井上廉相、金本位制に不安なしと強調

三月十一日 第二次若槻内閣總辭職

大連政友會内閣

十二月十三日 大連内閣成立、金輸出再禁止

昭和七年(一九三二年)

一月三日 日本軍錦州に入城、これにより東四省の

實勢力は管内より全く驅逐

八日 一朝鮮人、陸軍服兵式より還幸の由傳に

投擲。大連内閣は右不祥事件の責を負ひ

總辭職を提出でたるところ、優待降下し

て暫任に決す

廿一日 第六十九議會解散

廿八日 上海事變動議一日本陸軍隊は支那軍及び

便衣隊と衝突

二月二日 ジュネーヴ一般軍縮會議開會。(米國復

興金融會社開議)

六日 尚蔵相井上廉之助氏暗殺さる、犯人は血

盟國の一員

九日 支那代表、上海事件會議のため國際聯盟

臨時總會開催を要請

十四日 大連省は國內金買上を決定

十六日 國際聯盟理事會は、日本の職関行爲中止

の警告を發す

十八日 滿洲國政府獨立を宣言

二十日 第十八回總選舉施行、政友會絕對多數

三月一日 滿洲國總督成立

三日 日本陸海軍司令官、停戰命令を下す。日

本軍は二月二十日總攻撃を開始し、二十

二日順行偵察隊、二十七日江灣鎮完全占

據、三月二日大橋鎮完全占據、三月三日

吳淞砲臺を占據し、支那軍大撤退す

五日 國際聯盟男暗殺さる、犯人は血盟團の一員

十日 滿洲國對介石外交總長は國際聯盟及び主

要十一ヶ國政府に對し建國の通告を發す

十一日 國際聯盟特別總會は、日支紛争解決々議

廿二日 全園取引閉立合併止。國爲善暴落す
組閣の大命齊藤實子爵に降下

齋藤組閣一致内閣

五月廿六日 齋藤組閣一致内閣成立、高橋蔵相は留任

六月一日 第六十二議會—臨時議會閉院

六日 東京三河島の失業者一千五百名は配給米
請願運動を起す

八日 三井家は創業三百年記念として三百萬圓
を失業救済に寄附

十五日 第六十二議會閉院

七月一日 資本總動防止法實施

八日 内田康徳氏外相就任

廿一日 (ローザンヌ賠償協定成立)

廿七日 農産村に於ける飲食兒童二十萬突破と文
部省發表

廿一日 (同志社選舉に於てナチ黨第一黨となる)

憲を可決。日支兩當事國は表決棄權

十二月 (スエーデンの佛寸王タロイダル自殺)

十五日 米國政府は非公式に滿洲國不承認を、英
國政府は承認時期尙早を表明

十八日 第六十一臨時議會召集—滿洲事變費追加
豫算審議のため

廿四日 日支停戦に關する正式會議閉會

二十日 國際聯盟調査委員ラットン卿一行滿洲國
に入る

五月五日 日支停戦協定調印

十五日 五・一五事件—陸海軍人十七名首相官邸
を襲ひ、犬養首相を射殺、牧野内府邸、
警視廳、日本銀行、三菱銀行、政友會本
部を襲撃、犯人は憲兵隊本部に自首。別
に同日午後七時乃至九時の間に東京川畑
下尾久、鬼怒川、龜戸、鳩ヶ谷の各電
所を農民決死隊員襲撃せりも、大事に至
らず。高橋蔵相、臨時首相を登壇
政友會内閣總辭職。東京株式取引所を始

八月十八日 首相暗殺陰謀暴露し、今牧博士等起訴さ
る

廿二日 岩崎家は三百萬圓を政府に寄託

廿三日 第六十三議會「時局區救臨時議會」開會

九月一日 (英國紡績争議擴大し、工場閉鎖九割に
上る)

十五日 日本政府滿洲國を敵視、日滿協定書調印
ラットン報告書公表さる。日本政府はこ
れに極度の不満を表明

十月二日

十二月 (英帝國經濟會議で締結のオウタワ通商
協定公表さる)

十三日 (カナダ、南阿聯邦はオウタワ協定に基
き、關稅を引上げ)

十四日 (マレー聯邦は綿布、人絹、毛織物等に
輸入稅を引上げ。英國の九月二十日現在
失業者二百八十五萬と發表)

十七日 (英領ジョホール關稅引上げ)

十一月五日 右翼の陰謀事件暴露され、福山滿翁の命
息等檢事さる

九月日 (ローズベルト氏米國大統領に就任)

十四日 (印度政府オウタワ關稅半案を發表)

十五日 (フィリッピンは、日本品輸入防止のため
の關稅引上案を米大統領に申達)

十八日 ラットン報告書に對し帝國政府は國際聯
盟に意見書提出

廿九日 對米爲替二十弗を制る

某日 所謂十一月事件(在京青年將校三名免官
處分)

三月十九日 國際聯盟十九ヶ國委員會開會

昭和八年(一九三三年)

一月一日 山海關事件起る—山海關南門に於て支那
正規軍、我が守備隊と衝突

三日 國民政府は山海關事件發生と同時に、第

三回執事全體會議の抗日決議に基き、日貨策採用に決定

十三日 日支紛争解決の聯盟事務局案全文、外務省に到着

十八日 新生共産黨大檢舉の記事解禁

廿一日 日支紛争討議の聯盟十九ヶ國委員會再開

三十日 (獨逸にヒットラー内閣成立)

二月六日 米國スチムソン國務長官は、日支紛争に關する國際聯盟對日本の問題に對し、米國政府は他くまで國際聯盟を支持する旨を聲明

七日 國際聯盟十九ヶ國委員會は、滿洲國不承認の勸告案件子を決定

十一日 米國スチムソン國務長官は、國際聯盟が日本の行爲を非とせる場合、日本のみに武器輸出禁止を行ふべき旨を聲明

十四日 (ミンガン州の銀行モラトリアムに關し、三月にかけて米國金融恐慌起る)

十五日 國際聯盟の動向を不安視し、株式市場暴落、主力株(中鐵紡績)は昭和六年末の安値を示現、各取引所後場立合併停止

十七日 國際聯盟十九ヶ國委員會により起草採擇された日支紛争に關する報告書案にこれに含まる、勸告案の正文公表さる。我が臨時閣議は、右報告案に勸告案に對し、最後の反對を決議す。同時に閣議は熱河討伐を決定す

二十日 臨時閣議開かれ、國際聯盟の勸告案が總會を通せば我が國は聯盟脱退を執行すべきことを決定す

廿二日 樞密院本會議は政府の國際聯盟脱退決意を承認

廿四日 國際聯盟總會は四二對一を以て對日勸告案を採擇、シヤムは棄權

三月一日 カナダ首相は對日武器輸出禁止を聲明

三日 東北三陸一帯に大地震、大津波襲來

四日 (米國大統領にローズベルト氏就任)

五日 日本軍承德入城

十日 熱河省は日滿軍によつて平定され、張學良は軍政權を南京政府に明渡す

廿五日 東京交通労働組合中央委員會は右翼への轉向を決定

廿七日 樞密院本會議は國際聯盟脱退通告文を可決、國際聯盟脱退の大體決議。脱退の効力發生は昭和十年三月二十七日

三十日 内田外相は出陣駐米大使、藤井駐獨代理大使並に長岡駐佛大使に宛て、南洋委任統治地域に變更を加へんとする如何なる提議に對しても断手拒絶すべき旨を藤岡ソ聯、東支鐵道協定を破り、汽機車、貨車三千六百輛を滿洲より自國內に持去る印度ダンピング防止法案は立法議會、上院を通過し、日印通商條約廢棄に決定

四月八日

十五日 (米國大統領、金融出禁止令を發布)

五月廿一日 日支停戰協定成立

六月七日 國際聯盟二十二ヶ國委員會は滿洲國不承認

七月廿五日 滿洲國は馮玉祥軍を討伐に決す

八月八日 長城以南に進出の關東軍は、七日、長城線に撤收の旨陸軍省發表

九月十四日 内田外相辭任、後任は廣田弘毅氏

廿五日 日本製鐵會社法施行

十月四日 日印通商代表、第一回會商開催

十一月 若槻民政黨總裁、東海大會に於て、ロンドン條約攻撃に對し反對演説を行ふ。右演説に對し海軍當局はこれを默殺に決定

十二月 在京海軍總長官は若槻氏の演説を憤り、聲明發表

十三日 ロンドン條約の問題で朝田海軍大將若槻氏

と意見

- 十一月一日 米穀統制法實施さる。三井合名、公益事業のために三千萬圓提供を發表
- 廿一日 若槻民政黨總裁、上野驛にて暴漢に襲はる。犯人は軍縮條約を憤れるもの
- 十二月九日 陸海軍兩省は、民間に軍民離間の言動ありとして聲明書發表。廣田外相は、自由貿易主義より保護主義への轉向を聲明
- 廿八日 三井合名社員總會にて、三井一族は明春より關係事業會社から退き、合名事業に専念するに決定

昭和九年(一九三四年)

- 一月五日 近衛首相三ヶ月餘を経て日印會商本會議にて協商成立
- 六日 紡績聯合會は印棉不買撤回を正式決定

- 十日 (蘭印、雙輝品二割その他の關稅引上を實施)
- 廿一日 (米國大統領、弗平價の四〇%九四切下令を公布、即日實施)
- 二月十四日 日英民間總業會商第一回正式會議開會さる
- 三月一日 滿洲國に帝政實施さる
- 十四日 日英民間總業會商、決裂
- 廿八日 印度、朝鮮及び絹織物關稅引
- 四月十日 軍縮會議國際委員會一應開會されしも、直ちに延期となる
- 十七日 外務省、列國の對支援助に對する我が根本方針を當局談の形式にて非公式に聲明す(天羽聲明)
- 廿八日 米國政府、天羽聲明に關する覺書發表。英國 Сайモン 外相、議會に於て天羽聲明に關する日英會談内容公表
- 五月十六日 ジュネーヴ軍縮會議、無期延期
- 十七日 近衛文相公、日米親善使節として東京發

渡米

- 六月二日 國際聯盟次長モレット氏、日本はソシアリズム・ダンピングを行ふものに非ずと報告
- 八日 日蘭會商第一回公式會合開かる
- 十一月 ジュネーヴ軍縮會議、無期延期宣言
- 七月三日 齊藤内閣、朝紀問題(帝人事件)の責を負ひ總辭職
- 四日 海軍大將岡田啓介氏に大命降下
- 七日 鈴木政友會總裁は、岡田大將よりの黨員入閣懇請を拒否す。政友會は、黨員の入閣による援助の拒絶を決定

岡田内閣

- 七月八日 岡田内閣成立。政友會は、入閣せる床次竹次郎(逓相)、山崎達之輔(農相)、内田信也(鐵相)の三氏を黨議に於て除名に決す
- 十二日 日印通商條約、ロンドンに於て正式調印
- 十四日 若槻民政黨總裁は、國黨總議會に於て岡田内閣援助を宣明

- 十六日 海軍の國防政策を決定すべし海軍首腦部會議開かる。不平等條約脱却、委任統治地確保等の意見一致
- 二十日 岡田内閣の十大政綱發表さる
- 廿五日 (蘭印政府、陶磁器輸入制限令を公布即日實施)
- 八月十四日 滿洲國政府、反滿陰謀の謀を以て北鐵ソ聯従業員二十名を逮捕す
- 三十日 蘭印政廳は陶磁器輸入制限令を撤廢す
- 九月十八日 (國際聯盟理事會は、ソ聯の聯盟加入を正式決定)
- 二十日 ロンドン軍縮會議交渉帝國代表山本五十六海軍少將、出發
- 廿一日 近畿地方を中心に颱風襲來し、被害甚大
- 廿三日 海軍々種會議日英第一次會議開かる
- 廿四日 海軍々種會議日英第一次會議開かる
- 廿六日 藤井逓相病勢悪化し、辭表提出
- 廿七日 高橋是清氏大藏大臣に就任
- 三月二十日 帝國政府はワシントン條約の廢棄を過

會、海軍々種整備會談は、この日より正式休會
二十七日 奇人事件記事解禁

昭和十年(一九三五年)

一月廿五日 日滿海運神戸會商第一回會議開始
廿九日 南京に於て、蔣介石氏と我駐支公使館付武官鈴木中將、汪精衛氏と有吉公使、それら會見、日支關係の調整に關し意見交換
廿一日 日滿通商交渉開始
二月十三日 國民政府、直屬各機關に對し排日的言論取締を指令
廿七日 國民黨中央政治會議、蔣汪連名の日貨排斥無限期を議決
三月一日 (イ) 領土、國境(復讐)

二日 日滿海運神戸會商決裂
十六日 (獨逸、再軍備實施聲明)
廿三日 北鐵道協定正式調印
廿七日 日本國關稅廳關稅總務力更生
四月六日 滿洲國皇帝御訪日
十一日 (英佛伊ストレーザ會議開催)
五月十八日 關印、綿製品輸入制限令を公布(六月十三日實施)
二十日 關東軍、停戰區域侵入の孫軍に對し討伐開始
廿七日 日滿會商再開、交渉開始さる
六月四日 日滿海運ジャバ同業解消(米國ローズベルト大統領、NRA廢棄宣言)
七日 (ラヴアル佛蘭西内閣成立)
九日 我が支那駐屯軍、北支問題に關し可應款氏に對し、期限付最後通牒を發す
十七日 加奈陀、平價を切下ぐ
七月十五日 教育總監眞崎三郎大將罷免
十七日 關東軍、北京第二次工作を決定

十八日 埃及、對日通商條約廢棄通告
十九日 (南阿、關稅引上實施)
二十日 加奈陀に對し通商條約法發動
八月四日 豫州事件勃發
十二日 陸軍々務局長永田鐵山氏、相澤中佐に刺され死去
廿三日 陸軍々事參議官會同、軍當局の肅軍統制を支持す
九月五日 加奈陀首相ベネット氏、對日國稅聲明
十三日 英國對支特派經濟使節リース・ロス氏、高橋藏相と會見
十九日 埃及政府、綿布以下の日本商品に對し、從價四割の爲替補償税を賦課する旨、日本に通告
二十日 對比鐵物輸出につき日本紳士協定成立
十月一日 政府、國稅明徴處置を公表
三日 (伊太利、エチオピアに進攻)
十五日 政府、國稅明徴に關し再聲明を發す
廿二日 北支に自治運動勃發、自治農民、香河縣

廿八日 商團氏、自治農民の要求を承認、自治運動漸次平靜化
十一月一日 平津衛戍司令宋哲元氏、河北省政府首席商團氏は、日本軍部、外務當局に對し、反日運動を取締る旨回特
三日 (支那幣制改革、銀圓有及び紙幣發行の中銀統一に關する議法令公布)
十一日 支那暴漢數十名、在上海の邦商を襲撃
十二日 上海の抗日行動續く
十五日 (フィリッピン獨立法實施、ケソン氏初代フィリッピン大統領に就任)
十八日 (伊太利、エチオピア紛争に關し、國際聯盟の對伊制裁發動す)
十二月七日 北支の自治問題は、實察政務委員會成立により解決に決定
九日 ロンドン軍縮會議閉會、我が首席全權は永野修身海軍大將

- 十八日 北支露露政務委員会成立
- 廿二日 德王、内蒙古の獨立を宣言
- 廿三日 (米國ローズベルト大統領、一九三六年一月一日よりNRA廢止を發令)
- 廿五日 北支露露防共自治委員會、冀東自治政府に改組
- 廿六日 日加通商回復の兩國交換證書發表

昭和十一年(一九三六年)

- 一月十五日 我が國は軍縮會議廢退を通告—軍縮會議日本全權は、英國代表部に對し、正式に軍縮會議廢退の通告文を提出す。
- 廿一日 第六十八議會再開、政友會の岡田内閣不信任案上提され、議會解散

二月一日

- 二十日 ツ滿國境警備の滿洲國軍の一部反亂
- 廿六日 二・二六事件勃發—二月二十六日早朝近衛歩兵第三聯隊、歩兵第一聯隊、歩兵第三聯隊、野戰重砲兵第七聯隊等に屬した將兵約千四百數十名は軍秩を紊り、不法出動を敢てし、叛亂を起して先づ首相官邸、齊藤内大臣私邸、渡邊教育總監私邸、牧野前内大臣宿舎(湯河原伊藤屋旅館)、鈴木侍從長官邸、高橋大藏大臣私邸等を襲撃し、齊藤内大臣、渡邊教育總監を殺害し、鈴木侍從長、高橋大藏大臣に重傷を負はしめ(高橋大藏大臣は同日薨去)、次でこれら叛亂軍は龜町永田町附近に位置して、その内外の交通を遮断するに至つた(その目的とする所は趣意書によれば、内外重大危急の際、元老、重臣、財閥、軍閥官僚、政黨等の團體破壊の元兇を芟除して大義を正し、國體を維護開顯せ

んとするにあつた)——戒嚴司令部三月三日發表より。全國證券商品取引市場、取引を中止、東京手形交換所、交換を中止

- 廿七日 東京市に戒嚴令布かる、岡田内閣辭職呈
- 廿九日 叛亂部隊は午後二時を以て全く歸順、川島陸相聲明書發表
- 三月四日 近衛文麿公に組閣の大命下る。近衛公大命を拜辭す
- 五日 廣田外相に組閣の大命降下。西大將教育總監に就任
- 六日 松平恒雄氏宮内大臣に親任、湯淺倉平氏内大臣に親任、寺内大將、組閣に際し陸軍の意見を聲明す

廣田内閣

- 三月九日 廣田内閣成立(藏相馬場鐵一氏)
- 十日 樞密院議長は平沼男、副議長荒井氏と決定。戒嚴司令部は、二・二六事件民間側關

係者北一輝、西田税等百五十餘名檢挙と發表。東京株式取引所再開され一齊暴落

- 五月二日 第六十九議會(特別議會)開院式行はれ、前例なき勳語を賜ふ
- 五日 (伊太利のエチオピア併合宣言)
- 十三日 (印度はオッタワ協定の廢棄を英本國に通告)
- 十七日 寺内陸相、貴院本會議に於て、一部軍人の政治研究は國防の見地より必要と聲明
- 十八日 陸海軍大臣は現役將官に限るとの官制發表
- 六月四日 (佛蘭西、ブルム人民戦線内閣成立)
- 六日 滿洲通商大臣ガレット氏は、村井總領事對し、關稅引上及び輸入許可制の撤回は絶対に對不可能と公式回答
- 十日 滿洲國に於ける日本の治外法權撤廢に關し調印成る。日滿海運協定成立

廿五日 濠洲に對し通商條約法發給

七月一日 米國アラスカに七空軍根據地設置を決定

三日 相澤陸軍中佐の死刑執行さる

四日 (伊エ紛争問題の國際聯盟總會終り、對伊制裁撤去に確定)

七日 濠洲政府、日本品のみを目標とする輸入許可制を公布

十二日 二・二六事件の將校十五名の死刑執行さる

十八日 (スペイン軍閥の叛亂起り、スペイン全土に擴大、スペイン内亂の端緒となる)

二十日 第二次日印會商、シムラにて閉會

廿一日 取引所改革案傳へられ、東條立會中止小川商相、馬場藏相は、右改革案は虚報なる旨を聲明

廿三日 濠洲政府は日濠通商交渉再開を正式發表

廿五日 陸軍、航空兵團の新設を發表、八月一日より實施

廿六日 寺内陸相、大藏省の消通公債政策に對し

一二四

公債大増發論を吐く

八月二日 馬場藏相、寺内陸相の公債増發五十億論に對し不贊成の旨言明

十五日 第六回太平洋會議、カリフォルニアに開催

廿四日 成都事件勃發、支那成都の邦人記者二名殺害さる

廿八日 日濠交渉キャンベラに再開

九月一日 成都事件に關し、及川第三艦隊司令長官に長江沿岸防備の命令下る

三日 北海事件、支那北海在住の邦人中野氏、支那暴民に殺害さる

十日 陸軍、造船廠従業員、労働組合加入を禁止す

十五日 通信省、電力民有國營具體案を非公式に發表

十八日 北平郊外登臺に於て、支那兵我が駐屯兵に暴行を加ふ

十九日 漢口日本租界に於て、我が吉岡巡査支那人のために射殺さる

廿一日 大統領再選さる

廿三日 重要肥料統制法實施さる

廿五日 東京政府保安隊、北平沿線昌黎附近に於て叛亂。蒙古軍司令官德王、國民政府に擧兵の通電を發す

廿七日 日獨防共協定ベルリンに於て調印

十二月二日 日伊協定成立

三日 青島邦人紡織業に關し陸軍隊上陸

十二月二日 西安事件—張學良、西安に於て蔣介石を監禁

十八日 德王、西安事件勃發のため鐵道の軍事行動を中止す

廿五日 蔣介石、洛陽に生還す

一二五

人のために射殺さる

廿二日 政府中央、地方を通ずる税制整理改革案大綱を發表

廿三日 上海で支那人、我が陸軍隊員を擧撃、一名即死、二名負傷

廿四日 日印會商停頓状態に入る

廿六日 (佛蘭西金本位停止、平價切下げ、瑞西平價切下げ、和蘭金本位停止)

廿八日 日伯通商會議、二十二日より東京にて開催、通商改善促進案を決議して閉會

十月十四日 (獨逸政府はライン要塞の構築を英國に通告)

十九日 (獨逸、ヒットラー總統、原料自給四ヶ年計費實施を聲明)

二十日 關議、電力民有國營案を承認

廿六日 支那大原に於て、邦人經營の藥種商和公司、中國公安局員に擧撃さる

十一月一日 支那長沙に於て邦人、支那人に擧はれ重傷

廿六日 日露通商協定成立す
 廿八日 日ソ漁業暫定協定、樞府御前會議にて可決
 三十日 成部、北海兩事件解決し、外務省解決内務を發表す

昭和十二年(一九三七年)

一月一日 ワシントン、ロンドン兩海軍々縮條約期限満了
 七日 大藏省、外國爲替管理法に基く輸入爲替許可制を決定發表(八日より實施)
 廿一日 衆議院に於て政友會の濱田國松氏、對軍部問題を論じて寺内陸相と正面衝突
 廿二日 議會二日間停會の詔書下る
 廿三日 廣田内閣總辭職
 廿五日 大倉字頭一成大將に降下

廿六日 陸軍三長會議、宇垣内閣への陸軍大臣入閣を拒絶と正式回答。杉山教育總監、建川中將、宇垣氏に大命拜辭を勸告
 廿九日 宇垣大將大命拜辭。林銑十郎大將に組閣の大命下る

林内閣

二月二日 林内閣成立
 八日 林内閣政綱發表、國體觀念の明瞭、獨特なる立憲政治の發達、舉國一致の外交、軍備の充實、産業の綜合的發達等
 三月一日 滿洲國帝位繼承法公布
 二日 日露通商協定復調印成る
 九日 第一次金現送、以後續々現送さる
 廿一日 第七十議會衆議院解散さる。政府の理由聲明書によれば「最近衆議院に於ける審議の状況は極めて誠意を缺き、殊更に國防、國民生活の安定に至大の關係ある重要法案の進行を阻み、緊切なる時勢を違

四月十二日

日印通商協定復調印
 二十日 第二十回總選舉々行。五月二日開票の結果、民政黨一七九名、政友會一七五名、社會大衆黨三六名、昭和會一八名、國民同盟一名、東方會一名、諸派七名、中立二九名

五月一日

廿三日 東京市電全線營業開始(廿六日解決)
 五月一日 内務省、本年のメーデーを禁止
 四日 王子電車總營業
 七日 東横バス、玉川バス、日黒バス營業(いづれも待遇改善問題)
 十四日 企業團開設さる(英帝國會議開會一六月十五日終了)
 廿三日 大沽事件起る
 廿四日 油頭に支那巡警暴行事件發生、帝國艦隊艦出動す

廿五日

國民政府內政部長は奉北平市長に對し實政の中央化を勸告す
 廿八日 政民兩黨、林内閣打倒聲明書發表
 卅一日 林内閣總辭職を執行

第一次近衛内閣

六月四日 近衛内閣成立
 十日 (ソ聯政府トハチエフスキー元帥等國軍八巨頭の逮捕を發表)
 十八日 廣田外相は滿洲口徑制限提議に應じ難き旨を米國大使に回答す。賀屋藏相は外國爲替對英一志二片堅持を表明
 三十日 關東軍は乾谷子島南側水道進入のソ聯軍艦一隻を撃沈せる旨發表
 七月七日 支那事變勃發—北支駐屯部隊は支那第二十九軍と北平郊外蘆溝橋で衝突、北平天津に戒嚴令布かる
 十一日 我が政府は「今後共局面不擴大の爲平和的折衝の策を捨てず支那側の速なる反省

によりて事端の圓滿なる解決を希望す」と聲明。政府は今次の北支事件を事變と稱すと發表

十七日 國民政府は今大事變に對し、九ヶ國條約援用を各國政府に要請

廿三日 第七十一特別議會開會、北支事件特別稅等成立(八月二日まで)

三十日 英支間に七〇〇萬磅の鐵道借款成立

八月八日 日本軍北平入城

九日 上海モニュメント路にて大山中尉及び齊藤一等水兵は支那保安隊のため射殺さる

十三日 上海に於て日支兩軍衝突

十四日 近衛首相次の如く聲明

「…帝國としては最早隱忍その限度に達し、支那軍の暴戻を耐忍し、以て南京政府の反省を促すため今や斷乎たる措置をとるの止むなきに至れり。…然れども帝國の庶幾する所は日支の提携に在りこれがため支那に於ける排外抗日運動を

根絶し、今大事變の如き不祥事發生の根因を排除すると共に日滿支三國間の融和提携の實を擧げんとするの外他意なく、固より毫末も領土的意圖を有するものにあらず」と。

廿六日 英國ヒューゲツケン大使負傷事件起る

八月三日 第七十二臨時議會召集さる(八月日まで)。

察南自治政府成立

七日 政府は英國ヒューゲツケン大使の遭難に遺憾の意を表する回答文を公表

十三日 支那、日支事變を國際聯盟に提訴

十四日 米國ローズベルト大統領は政府所有船舶による日支兩國への武器輸送を禁止

十五日 陸軍省は寺内大將及び松井大將をそれぞれ北支及び上海方面の最高指揮官として現地に派遣せる旨發表

二十日 中國共產黨は、三民主義の容認、中國ソヴェート政府解消、共產黨の國民革命軍への改組等を宣言

廿七日 國際聯盟二十ヶ國委員會議は日本軍の南京空爆非難決議を採擇

十月六日 國際聯盟は九ヶ國條約會議招請狀を發給

十五日 內閣參議官々制公布さる

十八日 全日本労働同盟全國大會は、事變中國同盟

廿五日 企業院開設さる(企業廳と資源局を併合)

廿六日 皇軍、大揚子及び開北、並に二十七日江

廿八日 蒙古自治政府成立

廿九日 滿鐵政府、九ヶ國條約會議參加を拒否

十一月三日 日支事變に關する九ヶ國條約會議ブラッセルに開會、十五日宣言書採擇、二十二

日無條件會決定

六日 國際聯盟決議通過さる

十一日 皇軍地上海を完全占領

十七日 大本營令制定施行さる

廿一日 國民政府重慶に遷都

十二月十日 山西省臨時政府成立

十二日 パネー號事件起る

十三日 皇軍、南京を完全占領

十四日 北支に中華民族臨時政府成立

十五日 日本無産黨、全國評議會、勞農幹部派等

一齊檢舉

十六日 帝人事件全議會に無罪の判定下る

廿三日 南京地方自治委員會成立

廿四日 米國政府パネー號事件に關する日本の回答を満足を以て受理せる旨發表

廿一日 英國政府はレディバニー號事件に關し我が國答を承認する旨申入る

昭和十三年(一九三八年)

- 月十六日 近衛聲明(輔政國民政府を相手とせず)發表
- 二月六日 中國聯合準備銀行創立
- 三月十四日 (獨逸合邦)
- 廿六日 電力國家管理法案成立
- 廿八日 中華民國維新政府成立
- 正月廿六日 近衛內閣強化(外相宇垣一成、藏相相澤田成輝、文相荒木貞夫親任)
- 廿九日 偽滿事務日銀より大藏省に移管
- 七月十四日 華利取締省令改正公布即日施行
- 十九日 外國爲替基金設置決定
- 八月十日 張鼓峰日ソ停戰協定成立
- 十二月 金使用一切禁止
- 九月三十日 字垣外拓相辭任
- 十月十日 (獨軍、ズデーテン地區占領完了)
- 廿七日 我軍、武漢三鎮完全攻略

十二月十日 吳廷院官制公布

- 廿二日 日支國交調整方針に關し政府聲明發表
- 三十日 汪精衛氏和平聲明發表

昭和十四年(一九三九年)

平沼內閣

- 一月五日 平沼內閣成立(藏相石渡莊太郎氏)
- 二月十日 我軍、海南島に上陸
- 三月十五日 (獨、チエッコ合併調印)
- 四月一日 日本發達電會社設立
- 廿七日 物價統制大綱答申
- 廿八日 産業報國聯合會設立
- 五月一日 華興商業銀行開業
- 十一月 ノモンハン事件(日ソ軍激戰)
- 七月十五日 國民徵用令施行
- 廿六日 米國、日米通商條約廢棄を通告。日本米穀會社創立

八月二十日 日英會議決裂

廿三日 (獨ソ不可侵條約調印)

阿部內閣

- 三十日 阿部內閣成立(藏相青木一男氏)
- 九月一日 第二次歐戰大爆發、獨、波蘭侵襲
- 三日 英・佛對獨宣戰布告
- 四日 政府歐洲動亂不介入聲明
- 十五日 日蘇停戰協定成立
- 十九日 價格停止令公布
- 十月五日 (獨軍ワルソー入城)
- 九日 注精衛、新生支那建設を聲明
- 廿四日 爲替基準時より佛に變更
- 十一月七日 中支振興、北支開發兩會社設立
- 三十日 (ソ軍、芬蘭侵入)
- 十二月廿日 總動員法第十條關係物資使用取用令施行
- 廿六日 華利行爲等取締規則公布即日施行

昭和十五年(一九四〇年)

米內々閣

- 一月十四日 米內內閣成立(藏相櫻內幸雄氏)
- 廿六日 日米通商條約更新交渉妥結せず、遂に無條約狀態に入る
- 三十日 日ソ間滿蒙國境交渉會合十六回後打切り
- 二月三日 電力調整令に依る消費制限告示
- 三月十三日 汪氏聲明に呼應し、米內首相中國新政府承認聲明
- 四月九日 (獨軍、丁抹占領)
- 十日 米穀強制出荷命令發令
- 四月廿七日 (獨、對滿威宣戰布告)
- 五月十日 (獨軍、白耳義・和蘭へ侵入)
- 六月十日 (伊太利參戰)
- 十四日 (獨軍、巴厘入城)
- 十五日 (ソ聯、リトアニアに通駐)

十七日 (ベタン佛内閣、閣議降伏申入る)

二十日 天津問題解決、日英佛印、佛國投書物

査檢送禁絶、我が検査員派遣承認

廿二日 (獨佛休戰協定成立)

七月六日 社會大衆黨解散

八日 勞働總同盟解散

十六日 米内々閣總辭職、政友會久原派解散

第二次近衛内閣

七月廿二日 近衛内閣成立(蔵相河田烈氏)

三十日 政友會中島派解散

八月六日 (伊軍、英領ソマリランド進軍)

八月十五日 民政黨解散

廿六日 滿蒙國境確定

九月十二日 新米穀全販賣米國家管理斷行決定

十四日 米海軍南洋艦隊建設正式聲明

十六日 泰國首相、對佛印失地回復要求聲明

廿二日 日佛間諒解成立、我軍佛印進駐

廿七日 日獨伊三國同盟調印

十月六日 (獨軍ルーマニア進駐)

八日 米、極東米人に引揚げ勸告

十二日 大政翼賛會發會式舉行。米大統領、授英

支線強化宣言發表

廿八日 (伊・希相互に宣戰布告)

十一月七日 (米國ローズベルト大統領三選確定)

二十日 (ハンガリー、日獨伊三國同盟參加)

廿三日 ルーマニア三國同盟參加

廿四日 スロヴァキア三國同盟參加

廿九日 汪精衛氏國民政府主席就任

三十日 日蘇基本條約締結

十二月四日 ルーマニア、滿洲國承認の旨發表

廿三日 日泰友好親善條約御批准

廿八日 本多特命全權大使汪首席に信任狀捧呈、

日支外交こゝに復歸

昭和十六年(一九四一年)

一月十日 (獨ソ新協定成立)

廿一日 泰・佛印停戰協定成立

二月十七日 日・獨印印經濟會議再會。在北支米駐屯

引揚げ開始

三月一日 プルガリア、三國同盟に参加

十一日 泰・佛印の紛争調停成立

廿七日 松岡外相、獨總統と初會談

四月一日 六大都市區米穀通販制實施。松岡外相伊

首相と初會談

十三日 日・ソ中立條約成立

十七日 (ニューギニア軍獨逸に無條件降伏)

廿三日 (ギリシヤ軍獨逸軍に無條件降伏)

五月六日 日・佛印經濟協定調印

九日 佛印・泰間平和條約調印

十日 (ヘス獨逸總理、英國(單身飛行し蕭跡)

二十日 日ソ中立條約の批准交換

六月十五日 クロアチヤ國、三國同盟に参加

十七日 國民政府主席行政院院長汪精衛氏入京

十八日 對獨印交涉打切りの旨情報局發表

廿二日 獨、對ソ宣戰布告、進軍開始。伊、對ソ

宣戰布告 ルーマニア、對ソ宣戰布告

廿三日 (リトアニア、獨立宣言)

廿五日 (フィンランド對ソ宣戰布告。瑞典、獨

軍の國內通過同意)

廿七日 (洪牙利・丁抹、對ソ宣戰布告)

七月二日 蔣政權樞軸國に斷交通告

五日 日・佛印、泰・佛關係條約批准

七日 (米海軍、アイスランドに進駐)

八日 (獨・伊のニューギニア分割協定成立)

十一日 財政金融基本方針要綱決定

十二日 (英・ソ軍事協定成立)

第三次近衛内閣

十八日 第三次近衛内閣成立(蔵相小倉正恒氏)

廿一日 第一回大本營政府連絡會議開催

廿五日 米、在米日、支費盡速縮令發表

廿六日 英、日本費盡速縮令發表。英、日英通商

條約廢棄通告

八日 獨、日・獨石油協定停止發表。日・佛印

共同防衛成立

廿九日 皇軍、佛印増強開始
 八月一日 米、對日石油禁輸強化發令
 十日 泰國、中立を聲明
 十四日 (英米、ナチス獨裁打倒の共同宣言發表)
 廿八日 近衛公、米大統領に電書送附
 九月二日 翼賛議員團創立總會開催
 十月十五日 ノモハン附近の滿蒙國境確定調印終了
 十六日 第三次近衛内閣、總辭職

東條内閣

十月十八日 東條内閣成立(藏相賀屋興宣氏)
 十一月五日 日米關係調整の爲、米領大使米國に派遣
 十五日 第七十七臨時議會召集
 廿五日 防共新協定締結。國民政府防共協定に參加
 廿七日 在上海米國陸隊引揚
 十二月一日 風濤當局、マレーに非常事態を宣言し大動員開始

八月

八日 米、英に對し宣戰の大體演説、西太平洋に於て對英米戰爭開始。我軍、布哇にて米太平洋艦隊撃滅、比島、グアム、新嘉坡、香港、馬來等攻撃開始。日・泰交渉成立、我軍泰に進駐
 十一日 日・獨・伊新協定調印。獨・伊對米宣戰布告
 廿三日 ウェーキ島占領
 廿五日 香港英軍降伏

昭和十七年(一九四二年)

一月二日 マニラ陥落
 十八日 日獨伊軍協定調印
 二月十五日 シンガポール陥落
 三月八日 ジャババ島設定
 四月七日 スマトラ島設定
 廿二日 日泰、獨バート協定成立
 五月一日 ビルマ、マンダレー占領
 七日 コレヒドール要塞陥落、珊瑚海々戦

昭和年代の歴代内閣とその閣僚

第一次若槻内閣(第六代)

成立 大正十五年一月三十日
 辭職 昭和二年四月十七日
 在職年數 一年三ヶ月
 總理大臣 若槻禮次郎
 外務大臣 幣原喜重郎
 内務大臣 (兼)若槻禮次郎
 濱口雄幸 (大正・六)
 (臨・兼)安達謙蔵 (大正・三)
 濱口雄幸 (昭三・三)
 早速整爾 (大正・六)

陸軍大臣 片岡直温 (大正・九)
 海軍大臣 宇垣一成
 司法大臣 財部 彪
 文部大臣 江木 良
 農林大臣 岡田 良平
 農工大臣 早川 嘉平
 通商大臣 町田 忠治 (大正・六)
 通信大臣 片岡 直温
 鐵道大臣 藤澤 義之輔 (大正・九)
 内閣書記官長 安達 謙蔵
 法制局長官 井上 匡四郎 (大正・六)
 山本 清夫

田中内閣(第十七代)

成立 昭和二年四月二十日
 辭職 昭和四年七月二日
 在職年數 二年二ヶ月
 總理大臣 田中 義一
 外務大臣 (兼)田中 義一
 内務大臣 (兼)田中 義一
 濱口雄幸 (昭三・三)
 高橋 是清 (昭三・三)
 三土 忠造 (昭三・六)
 白川 義則
 岡田 啓介

司法大臣 三土忠造

文部大臣 水野錬太郎

農林大臣 藤田主計

商工大臣 山本佛次郎

通信大臣 中橋徳五郎

鐵道大臣 望月圭介

拓務大臣 久原房之助

内閣書記官長 小川平吉

法制局長官 前田山一

濱口内閣(第廿八代)

成立 昭和四年七月二日

辭職 昭和六年四月十三日

在職年數 一年九ヶ月

總理大臣 濱口雄幸

内閣書記官長 川崎卓吉

法制局長官 武内作平

犬養内閣(第三十代)

成立 昭和六年十二月十三日

辭職 昭和七年五月十六日

在職年數 五ヶ月

總理大臣 犬養毅

外務大臣 高橋是清

内務大臣 芳澤謙吉

農林大臣 中橋徳五郎

商工大臣 鈴木喜三郎

通信大臣 鈴木喜三郎

鐵道大臣 高橋是清

拓務大臣 大角岑夫

内閣書記官長 鈴木喜三郎

法制局長官 鈴木喜三郎

外務大臣 幣原喜重郎

内務大臣 安達謙藏

大藏大臣 井上準之助

陸軍大臣 宇垣一成

海軍大臣 阿部信行

司法大臣 安部信行

文部大臣 渡邊千冬

農林大臣 小橋一太

商工大臣 田中隆三

通信大臣 町田忠治

鐵道大臣 小泉又次郎

拓務大臣 江木實

内閣書記官長 鈴木富士彌

法制局長官 川崎卓吉

齋藤内閣(第卅一代)

成立 昭和七年五月二十六日

辭職 昭和九年七月三日

在職年數 二年一ヶ月

總理大臣 齋藤實

外務大臣 齋藤實

内務大臣 齋藤實

農林大臣 齋藤實

商工大臣 齋藤實

通信大臣 齋藤實

鐵道大臣 齋藤實

拓務大臣 齋藤實

内閣書記官長 齋藤實

法制局長官 齋藤實

第二次若槻内閣(第卅代)

成立 昭和六年四月十四日

辭職 昭和六年十二月十一日

在職年數 八ヶ月

總理大臣 若槻禮次郎

外務大臣 幣原喜重郎

内務大臣 安達謙藏

大藏大臣 井上準之助

陸軍大臣 南次郎

海軍大臣 安部信行

司法大臣 渡邊千冬

文部大臣 田中隆三

農林大臣 町田忠治

商工大臣 櫻内幸雄

通信大臣 小泉又次郎

鐵道大臣 江木實

拓務大臣 原敬次郎

内閣書記官長 若槻禮次郎

法制局長官 若槻禮次郎

大藏大臣 高橋是清

陸軍大臣 荒木貞夫

海軍大臣 林銑十郎

司法大臣 岡田啓介

文部大臣 大角岑夫

農林大臣 小島松吉

商工大臣 後藤文夫

通信大臣 中島久萬吉

鐵道大臣 松本燕治

拓務大臣 南弘

内閣書記官長 三土忠造

法制局長官 永井謙太郎

三土忠造

堀切善次郎

堀切善次郎

堀切善次郎

堀切善次郎

堀切善次郎

堀切善次郎

堀切善次郎

堀切善次郎

堀切善次郎

堀切善次郎

堀切善次郎

岡田内閣(第廿二代)

成立 昭和九年七月八日
辭職 昭和十一年二月二十七日
在職年數 一年八月
總理大臣 岡田啓介
(臨時代) 後藤文夫
外務大臣 廣田弘毅
內務大臣 廣田弘毅
大藏大臣 高橋是清
陸軍大臣 林銑十郎
海軍大臣 大角岑生
司法大臣 小島源治
文部大臣 川崎卓吉

總理大臣 林銑十郎
外務大臣 佐藤尚武
內務大臣 河原田謙吉
大藏大臣 結城豊太郎
陸軍大臣 中村孝太郎
海軍大臣 米内光政
司法大臣 野季彦
文部大臣 林銑十郎
農林大臣 山崎達之輔
商工大臣 佐藤卓雄
通信大臣 山崎達之輔
鐵道大臣 兒玉秀雄
拓務大臣 佐藤卓雄
內閣書記官長 佐藤卓雄
法制局長官 大橋八郎

農林大臣 山崎達之輔
商工大臣 山崎達之輔
通信大臣 山崎達之輔
鐵道大臣 望月圭介
拓務大臣 內田信也
內閣書記官長 兒玉秀雄

廣田内閣(第廿三代)
成立 昭和十一年三月九日
辭職 昭和十二年一月二十三日
在職年數 十ヶ月
總理大臣 廣田弘毅
外務大臣 廣田弘毅
法制局長官 白根竹介
內閣書記官長 河田茂
農林大臣 吉田茂
商工大臣 白根竹介
大藏大臣 金森徳次郎
陸軍大臣 廣田弘毅
海軍大臣 廣田弘毅
司法大臣 廣田弘毅
文部大臣 廣田弘毅

第一次近衛内閣(第五代)

成立 昭和十二年六月四日
辭職 昭和十四年一月四日
在職年數 一年七ヶ月
總理大臣 近衛文磨
外務大臣 宇垣一成
內務大臣 近衛文磨
大藏大臣 賀屋興宜
農林大臣 賀屋興宜
商工大臣 池田成彬
通信大臣 池田成彬
鐵道大臣 池田成彬
拓務大臣 池田成彬
內閣書記官長 池田成彬
法制局長官 板垣征四郎

林内閣(第廿四代)

成立 昭和十二年二月二日
辭職 昭和十二年五月三十一日
在職年數 四月
總理大臣 林銑十郎
外務大臣 廣田弘毅
內閣書記官長 廣田弘毅
法制局長官 大田大三郎
農林大臣 島田俊雄
商工大臣 小川郷太郎
通信大臣 前田米藏
鐵道大臣 永田秀次郎
拓務大臣 藤沼庄平
陸軍大臣 廣田弘毅
海軍大臣 廣田弘毅
司法大臣 廣田弘毅
文部大臣 廣田弘毅

海軍大臣 米内光政
司法大臣 野季彦
文部大臣 安井英二
農林大臣 木戸幸一
商工大臣 有馬頼寧
農林大臣 吉野信次
商工大臣 池田成彬
通信大臣 永井柳太郎
鐵道大臣 中島知久平
拓務大臣 大谷壽山
內閣書記官長 近衛文磨
法制局長官 船岡正章

金齋院總裁 (昭十三・十一)

平沼内閣 (第廿六代)

成立 昭和十四年一月五日
辭職 昭和十四年八月二十八日
在職年數 八ヶ月
總理大臣 平沼騏一郎
外務大臣 有田八郎
內務大臣 木戸幸一
大藏大臣 石渡莊太郎
陸軍大臣 板垣征四郎
海軍大臣 米內光政
司法大臣 齋藤實
農林大臣 荒木貞夫
文部大臣 野島胡堂
商工大臣 八田嘉明
通信大臣 田邊季彦
鐵道大臣 田邊治通
拓務大臣 前田嘉明

阿部内閣 (第廿七代)

成立 昭和十四年八月三十日
辭職 昭和十五年一月十四日
在職年數 五ヶ月
總理大臣 阿部信行
外務大臣 阿部信行
內務大臣 野村吉三郎
大藏大臣 小原直
陸軍大臣 青木一男
海軍大臣 畑俊六
司法大臣 宮城長五郎
文部大臣 河原田稼吉

米内内閣 (第廿八代)

成立 昭和十五年一月十六日
辭職 昭和十五年七月十六日
在職年數 六ヶ月
總理大臣 米内光政
外務大臣 有田八郎
內務大臣 兒玉秀雄

農林大臣 佐堂卓雄 (昭十三・十)

厚生大臣 酒井忠正
無任所大臣 佐堂卓雄
企畫院總裁 永井柳太郎
內閣書記官長 永井柳太郎
法制局長官 永田秀次郎 (昭十三・十一)

農林大臣 佐堂卓雄
商工大臣 永井柳太郎
通信大臣 永井柳太郎
鐵道大臣 永井柳太郎
拓務大臣 金光庸夫 (昭十三・十一)
厚生大臣 小原直
企畫院總裁 青木一男
內閣書記官長 遠藤博作
法制局長官 廣澤俊樹

大藏大臣 櫻内幸雄
陸軍大臣 吉田善吾
海軍大臣 木村尙達
司法大臣 松浦彌次郎
農林大臣 島田俊雄
商工大臣 藤原銀次郎
通信大臣 藤原正憲
鐵道大臣 藤原正憲
拓務大臣 小磯國昭
厚生大臣 吉田茂
企畫院總裁 竹内可吉
內閣書記官長 石渡莊太郎
法制局長官 廣瀬忠久

第二次近衛内閣 (第廿九代)

成立 昭和十五年七月二十二日
辭職 昭和十六年七月十六日
在職年數 十一ヶ月
總理大臣 近衛文磨
外務大臣 松岡洋右
內務大臣 安井英二

大藏大臣 平沼騏一郎 (昭十五・十二)
陸軍大臣 河田烈
海軍大臣 東條英機
司法大臣 及川古志郎 (昭十五・九)
農林大臣 風見章
文部大臣 柳川平助 (昭十五・十二)
商工大臣 橋田邦彦 (昭十五・七)
通信大臣 井野碩哉 (昭十六・六)
鐵道大臣 小原直 (昭十五・八・十一)
厚生大臣 豐田貞次郎 (昭十六・四)

第三次近衛内閣 (第四十代)

成立 昭和十六年七月十九日
辭職 昭和十六年十月十六日
在職年數 三ヶ月
總理大臣 近衛文磨
外務大臣 松岡洋右
內務大臣 安井英二

農林大臣 佐堂卓雄
商工大臣 永井柳太郎
通信大臣 永井柳太郎
鐵道大臣 永井柳太郎
拓務大臣 金光庸夫
厚生大臣 小原直
企畫院總裁 青木一男
內閣書記官長 遠藤博作
法制局長官 廣澤俊樹

總理大臣	近衛文麿
外務大臣	豊田貞次郎
内務大臣	田邊治通
大藏大臣	小倉正恒
陸軍大臣	東條英機
海軍大臣	及川古志郎
司法大臣	近衛文麿
文部大臣	岩村通世
農林大臣	橋田邦彦
商工大臣	井野碩哉
逓信大臣	左近司政三
鐵道大臣	村岡省藏
拓務大臣	(兼) 村岡省藏
厚生大臣	豊田貞次郎
無任所大臣	小泉親彦
同	平沼騏一郎
同	柳川平助
同(兼) 企画院總裁	鈴木貞一
内閣書記官長	富田健治
法制局長官	村岡直養
情報局總裁	伊藤速史

◆東條内閣(第四十一代)

成立 昭和十六年十月十八日

總理大臣	東條英機
外務大臣	東郷茂徳
内務大臣	(兼) 東條英機
大藏大臣	賀屋興宜
陸軍大臣	(兼) 東條英機
海軍大臣	嶋田繁太郎
司法大臣	岩村通世
文部大臣	橋田邦彦
農林大臣	井野碩哉
商工大臣	岸信介
逓信大臣	寺島健
鐵道大臣	(兼) 寺島健

拓務大臣	(兼) 東郷茂徳
厚生大臣	小泉親彦
國務大臣	鈴木貞一
(兼) 企画院總裁	青木一男
國務大臣	(昭十七・九)
國務大臣	(昭十七・九)
國務大臣	安藤紀三郎
(兼) 國會副總裁	(昭十七・六)
情報局總裁	(兼) 岩野正之
内閣書記官長	星野直樹
法制局長官	森山鏡一

昭和年代の議會記錄

(附録3) (年月日は開院式、閉院式乃至解散の日付け)

◆第五十二通常議會 (昭和元年十二月二十六日—昭和二年三月二十六日)

—第一次若槻内閣—

- 一、主要事件 (一) 朴烈問題に關し政友會、政友本黨の政府不信任案上提されたるも撤回、(二) 渡邊銀行の破綻に關し片岡謙相の「失言問題」起り、金融恐慌の導火線となる
- 二、通過豫算案並に法案 (一) 昭和二年年度豫算案 (一七五九百萬圓)、(二) 震災手形損失補償公債法案、震災手形善後處理法案

◆第五十三臨時議會 (昭和二年五月四日—五月九日)

—田中内閣—

- 一、主要事件 金融恐慌の只中に開會さる
- 一、通過法案 支持勸諭令(緊急勸令)事後承諾案、日銀の特別融通並に損失補償法案、臺灣の金融機關に對する資金融通に關する法律案

◆第五十四通常議會 (昭和二年十二月二十六日—昭和三年一月二十一日)

—田中内閣—

- 一、主要事件 再開即日(昭和十三年一月二十一日)解散となる。この解散により、同年二月二十日、普選による第一回總選舉行はる
- 一、政府の解散理由 「……反對黨(民政黨)は……多數を待み我政策を阻止せんとするの狀勢歴然たるものあり、斯る狀勢を以てしては到底國務の圓滿なる進行を見ること能はず……」

◇第五十五臨時議會 (昭和三年四月二十三日—五月七日)

—田中内閣—

一、主要事件 總選挙に於ける政府の選挙干渉問題を繞り、政友会及び政友会系各派の抗争に終始。休會また休會にて議事出動せず。鈴木内相會期中に辭職。この議會に始めて無産黨議員登場

一、主要議事 (一)濟南事件(山東出兵)に關する質問、(二)政治的困難に關する決議案、(三)經濟的困難に關する決議案

一、豫算 昭和三年度豫算案は第五十四議會の解散により、未議未了。政府はその實行豫算を編成、また追加豫算四案を提出

◇第五十六通常議會 (昭和三年十二月二十六日—昭和四年三月二十六日)

—田中内閣—

一、主要事件 政友会系各派の抗争に終始、民政黨の内閣不

一、豫算 昭和五年年度豫算は議會解散につき實行豫算未了

◇第五十八臨時議會 (昭和五年四月二十三日—五月十四日)

—濱口内閣—

一、議席分野 興業民政黨二七一名の絶対多数、政友会は一七三名、憲法二一名

一、主要事件 (一)大養議院をはじめ政友会議員による質問演説、軍縮問題、日支國稅協定、金解禁後後借費問題、不景氣問題、失業問題等々。(二)大山労働黨首の質問演説

一、通過主要法案 國稅定率法中改正法案(高築、補給、セメント、鐵筒及び鐵管の國稅引下げ又は撤廢)、輸出補償法案

信任案上程、否決。地租委員案等諸法案通りつづし
一、通過豫算案及主要法案 (一)昭和四年度豫算一、七五三萬圓、(二)治安維持法改正の緊急勅令事後承認案

—田中—

◇第五十七通常議會 (昭和四年十二月二十六日—昭和五年一月二十一日)

—濱口内閣—

一、解散 休會明けの昭和五年一月二十一日、大養政友会總裁の海軍々縮問題等に關する質問演説、及びこれに對する政府答辯の後、解散

一、政府の解散理由 「現内閣は、衆議院に於て少数黨たる立憲民政黨を基礎とし、政友会は絕對多数を擁して反對の地位に立てるが故に、閣僚の政策を遂行するに故障多きのみならず、元來民政黨とは根柢よりその主義政策を異にせる政友会が現政府を支持するものにあらざることは極めて明瞭なるが故に現在の政情を以てしては到底國務を圓満に運用すること能はず」

◇第五十九通常議會 (昭和五年十二月二十六日—昭和六年三月二十八日)

—濱口内閣—

一、幣原首相代理の失言問題 二月三日衆議院豫算總會に於ける失言の内容下の如し。「この前の議會に濱口首相も私もロンドン條約を以て日本の國防を危くするものとは考へないと云ふ意味は申しました。現にこの條約は御批准になつてをります。御批准になつてあると云ふことを以てこのロンドン條約が國防を危くするものでないことは明かであります」

一、通過豫算案及び重要法案 (一)昭和六年度豫算案 (二)重要産業の統制に關する法律案

◇第六十通常議會 (昭和六年十二月二十六日—昭和七年一月二十一日)

—大養内閣—

一、解散 休會明けの昭和七年一月二十一日、解散する

一、解散理由 「……小政黨を基礎とする内閣を以てしては到底内外の重要政策を圓滑に遂行すること期し難く、信を國民に問ふの外なし……」

◇第六十一臨時議會 (昭和七年三月二日—二十五日)

—大 養 内 閣—

一、滿洲事變費 本議會は、滿洲事變費追加豫算六七百萬圓審議のために召集されたもので、同豫算案は通過。

◇第六十二臨時議會 (昭和七年六月一日—十五日)

—齋藤内閣・「非常時議會」と稱さる—

一、五・一五事件 第六十二議會は五月二十三日召集されることになつてゐたところ、五・一五事件とこれに伴ふ政變のため、休會を續けてゐたが、六月一日開會の詔書が公布された。
一、滿洲事變費 新たに一八五、八〇〇萬圓の滿洲事

物その他重要産業統制等に関し、各般の必要なる法案及び豫算案を提出すべし。右決議す(上下兩院滿場一致通過)

◇第六十三臨時議會 (昭和七年八月二十三日—九月五日)

—齋藤内閣・「非常時議會」と稱さる—

一、この議會の目的 前議會の「時局匡救決議案」に基き、農産山村及び中小商工業者救済策を講ずる事を目的とした。従つて時局匡救のための豫算案と諸法律案(例へば不動産賠償補償法)が通過した。また事變未償問題で政府と政友會が衝突したが、結局、未償法中改正法律案が修正の上通過した。
一、滿洲國承認問題 八月二十四日、齋藤首相及び内田外相は、議會に於て滿洲國承認の意志を表明した。なほ、この議會に於て、内田外相は「日本を焦土とするも滿洲を保持する」旨を演説した(所謂「焦土

變費追加豫算通過

一、重要諸法案の成立

- (一) インフレーションの準備 資本總額防止法案 國債の償還計算に関する法律案(國債の償還)、兌換銀行條例中改正法律案(日銀保證準備發行限度の擴張)、日本銀行納付金法案
 - (二) 國債關係 昭和七年度以降國債償還資金の繰入一部停止に関する法律案(國債償還資金の繰入を停止)
 - (三) 關稅引上 關稅定率法中改正法律案、輸入稅の從量稅率に関する法律案
 - (四) 滯貨生絲 絲價安定融資擔保生絲買收法、絲價安定融資損失善後處理法
- 二、決議案
- (一) 時局匡救決議案(政友會提出) 「政府は現内閣成立の使命に鑑み、時局匡救に適切なる經濟施設と人心安定の對策を遂行するため、なるべく速かに更めて臨時議會を開き、通貨流通の圓滑、農村その他の負債整理、公共事業の徹底實施、農産外交し。」

◇第六十四通常議會 (昭和七年十二月二十六日—八年三月二十六日)

—齋藤内閣・「非常時議會」と稱さる—

一、豫算案 昭和八年度豫算二、二九九萬圓通過。その賛成演説に於て民政黨小川篤太郎氏は次のやうに言つた。「昭和八年度の豫算は我が財政の基礎を危うするものであります……併し對外時局の重大なるに鑑み(熱河討伐、國際聯盟脱退等・引用者)……私等は敢て此豫算に賛成致さうと思ふのであります」
一、重要法案 外國爲替管理法(資本の逃避及び外國爲替の思惑取引を一層嚴重に取締ると共に、適當なる外國爲替管理を爲し得るため)、農村負債整理法案、農業勸業信用法案(いづれも農村匡救を旨す) 未償統制法案(政府は毎年未償の最高、最低價格を公定)、日本製鐵株式會社法案(製鐵大合同)、滿鐵の株式引受に関する法案(滿鐵増資新株半額の政府引受)等通過

◆第六十五通常議會(昭和八年十二月二十六日)

一 齋藤内閣

一、既成政黨の政勢 日支關係その他國際關係の小廉景氣回復に伴ふ國內諸情勢の安定を背景として、この議會では既成政黨の勢力が稍や盛返したやうに見へた。政民兩黨は議會政治擁護、獨裁政治思想排撃を叫び、次のやうな演説さへも行はれた。……今日軍人に對する國民の信頼が薄らいで来たのは、軍部が有井に入つて一部のものが増長したからである。軍部が財政、教育、農村問題等あらゆるものに口ばしを容れる如きは不可である」と。

一、成立豫算 昭和九年度成立豫算(本豫算、第一次)

◆第六十六臨時議會(昭和九年十一月二十日)

一 岡田内閣

一、災害救済議會 九州、四國の旱害、北陸の水害、東北の冷害、關西風水害等による全國的な被害救済を主眼として召集された

◆第六十七通常議會(昭和九年十二月二十六日)

一 岡田内閣

一、不成就な議會 岡田内閣は第六十七議會に豫算案を除き五十五件に及ぶ法律案を提出し、うち三十七件を通過せしめたが、政府の重要政策に關する米穀關係三法案、産物處理統制法案、肥料統制法案、鐵鋼關稅引下法案、北洋漁業取締法案等の重要法案は

一四八

第二次追加豫算合計)二、一四三百万圓

一、戰時を目的とする統制 石油統制法案(製油業及石油輸入業者の許可制、石油輸入の許可制、石油業者の貯油義務等を規定)成立

一、貿易の統制 貿易調節及び通商保護法案(政府に關稅調劑權を與へる。また政府は必要に應じて輸入禁止乃至制限を爲し得る)、輸出組合法中改正法案、輸出水産物取締法案、成立

一、軍需統制 輸出生産取引法案、原露種國家管理法案、成立

一、米穀の過剩対策 臨時米穀輸入調節法案、政府所有米穀特別處理法案、米穀需給調節特別會計法中改正法案、成立

一、その他 日銀金買入法案(政府の行つてゐた金の買上げを日銀に行はしめ、買入れた金を正貨準備に繰入れる)、選舉法改正法案、成立

何れも採り潰しとなつた。かくの如きは我が議會史上殆ど未曾有のことと、遺憾なく關田内閣の無力を暴露したものである。この未曾有の議會因作の原因は、主として岡田内閣の無力によることは勿論であるが、また政黨の牽引延し、及び院外に於ける直接利害關係ある大衆運動にも見られてゐる(本年報第二十輯二三三頁)。

一、成立豫算 昭和十年度豫算二、一九三百万圓通過

一、經濟法案 成立せる經濟法案のうち重要なものは臨時利得稅法案であつて、これによる稅收入見積り額は二、九六一萬圓

◆第六十八議會(昭和十年一月二十一日)

一 岡田内閣

一、貴族院 英農部達吉博士の「天皇機關説」が攻撃され、これが衆議院にも反映して「國體明瞭に關する決議案」の成立となつた

一四九

附載 休會明けの昭和十一年一月二十一日、政友會

の總務的不信任案に對し、政府は議會解散。この解散は、既に議會召集前から豫期されたところであつた。政界は不明朗であり、副首相田内閣は議會棄切りの力なしと見られてゐたからである。

第六十九特別議會 (昭和十一年五月四日—二十七日)

—廣田 内閣—

- 一、戒嚴令下に開催 二、二六事件直後の戒嚴令下に開かれた未曾有の議會。五月四日の開院式に異例の勅語を賜つた(本年報第二十四輯二一九—二二〇頁)
- 一、唐軍問題の質問演説 例へば齊藤隆夫氏曰く「國民は皆憤慨してゐるが、今日國民はこれを口に出して言ふ自由を奪はれてゐる。然し國民の忍耐力には限りがある。私は異日、國民の忍耐力の盡き果てる時の來らないことを衷心希冀する」
- 一、通過豫算案の主なもの 昭和十一年度豫算追加案
- 一、通過法案の主なもの (一)産業統制に関するもの 重要産業統制法改正法案

一五〇
案、重要肥料業統制法案、米穀自給管理法、米穀統制法中改正法案、糧食共同貯蔵助成法案、産直處理統制法案、蠶絲業法中改正法案、蠶絲業組合法中改正法案

第七十通常議會 (昭和十一年十二月二十六日—十二年三月三十一日)

—廣田・林内閣—

- 一、豫算案 昭和十二年度本豫算二、八一四萬萬圓、追加豫算五八萬萬圓成立(補城豫算)。前年度豫算に比し二位圓の増減
- 一、増稅案 臨時租稅增稅法案、法人資本稅法案、外貨特別稅法案、揮發油稅法案、有價證券移轉稅法案、成立。増稅による昭和十二年度稅收入増加豫想二六九萬萬圓

第七十一特別議會 (昭和十二年七月二日—十五日—八月八日)

—第一次近衛内閣—

- 一、成立法案 豫算を除く八三件の政府提出法案のうち兩院通過四八件、審議未了三五件
- (1) 産業統制に関するもの アルコール專賣法案、小運送業法案、日本通運株式會社法案
- (2) 産業振興に関するもの 輸出補償法改正法案、絲價安定施設法案、漁船保險法案、森林火災保險法案
- (3) その他 軍事救護法改正法案(軍事扶助法案)
- 一、解散 會期の最終日たる三月三十一日解散する。政府の解散理由聲明書「……最近衆議院に於ける審議の状況は極めて誠意を缺き、殊更に國防、國民生活の安定に至大の關係ある重要法案の進行を阻み、緊切なる時勢を逸擲せしめ、果して眞に重大なる時局を認識し、立憲の洪猷翼贊の誠を效せるやを疑はしむるのである……」。世人はこれを「噴き解散」と稱し、政府筋では政黨への「閉塞解散」と唱へた。

- 一、支那事變下第一回の議會
- 一、この議會の主目的 北支事件費追加豫算の協賛と前議會にて不成立となつた重要法案の審議
- 一、豫算關係 北支事變第一次追加豫算案九六萬萬圓第二次追加豫算案四一九萬萬圓成立。北支事件特別稅法案(稅收豫想一億圓)成立
- 一、成立法案 政府提出法案三四件、うち三三件兩院通過
- (1) 軍事關係 軍機保護法中改正法案、兵役法中改正法案
- (2) 産業の振興に関するもの 製鐵事業改正法案(製鐵事業の許可制を規定)、人造石油製造事業法案(人造石油事業の許可制を規定)、帝國燃料興業株式會社法案
- (3) 貿易、國際關係 關稅定率法中改正法案、輸入

糖の従量税率に關する件、鐵の輸入税免除に關する法案、貿易及び産業の調査に關する法案、貿易組合法案

(4) 農村關係 農村負債整理特設法案

(5) 商業關係 百貨店法案(百貨店の營業、その支店、出張所の新設、擴張、増設を許可制とし、小賣商の保護を企圖する)。以上はいづれも林内閣から引繼いだ法案である。

(6) 産金奨励爲替維持のための法案 産金法案、金準備評價法案、金資金特別會計法案(この三つは近衛内閣獨自の法案)

第七十二臨時議會 (昭和十二年九月四日—九日)

第一次近衛内閣

一、開會の目的 支那事變處理不續大方針の放棄に伴ひ、増加する事變費の協賛と戰時法律の立法化を目的として、この議會が召集された

一、臨時軍費及財政關係法案 臨時軍費費取法案、臨時軍費補助員法の成立 三月二日閣法案委員会に於

臨時軍費特別會計法案、成立

一、戰時統制の基礎立法 (一)軍需工業動員法の適用に關する法律案、(二)輸出入品等に關する臨時措置に關する法律案、(三)臨時資金調整法案

一、その他の戰時立法 米穀の應急措置に關する法律案、臨時馬の移動制限に關する法律案、臨時船舶管理法案、臨時肥料配給統制法案、外國爲替管理法中改正法律案

第七十三通常議會 (昭和十二年十二月二十六日—三十三年三月二十七日)

第一次近衛内閣

一、長期戦體制の確立 前記の第七十一、七十二兩議會及びこの第七十三議會に於て長期戦體制の基礎が確立された

一、財政關係 昭和十三年度豫算案(三、五一四萬萬圓—追加豫算を含む)、臨時軍費追加豫算案(四、八八六萬萬圓)、支那事變特別稅法案等成立

一、支那開發に關するもの 北支那開發株式會社法、中支那振興株式會社法の兩法案成立

一、その他の成立重要法案 商法改正、農地調整法、農業保險法、商店法、國民健康保險法、社會事業法、恩給金庫法、庶民金庫法、職業紹介法改正法律、その他入替、出征者に關する諸法律

第七十四通常議會 (昭和十三年十二月二十六日—十四年三月二十六日)

近衛内閣・平沼内閣

一、政變 議會休會中の昭和十四年一月四日、第一次近衛内閣が辭職し、次で平沼内閣が成立した

一、豫算 昭和十四年度豫算(追加豫算を含む)四、八〇四萬萬圓、臨時軍費追加四、六〇五萬萬圓成立

一、稅制の部分的改正(石炭財政)

一、成立法案

けし近衛首相の説明要旨「本法を立案するに當り、その背後に議會否認とか、憲法無視とか、何か恐るべき思想が存在してゐるが如き心配があるやうに見えるが、これは今日事然として所謂一種のフアツレ・イデオロギーといふが如き風潮に乗つて生れたものでなく、況んやナチスの授權法の如きとは、本質的に異なるものである。近代戦に總動員法の必要なるは世界各國の認むる所で、我國にあつても、十數年來資源局に於てこれが立案に取掛つて、今日こゝに本法案が出来たに過ぎぬ」

一、産業保護、助長に關する成立法案 重要礦物増産法、石油資源開發法、工作機械製造事業法、航空機製造事業法、日本産金振興株式會社法、等の諸法案成立

一、産業統制 電力國家管理法、日本發電電機株式會社法、陸上交通事業調整法、制糖配給統制法、硫磺アソモニエア増産及配給統制法の諸法案成立

一、通貨金融關係 兌換銀行券の保證發行限度の臨時擴張に關する諸法律(日銀券保證發行限度を十億圓

- (1) 産業の振興及び統制に関するもの 銅金屬製造事業法（アルミニウム、アルミナ、マグネシウム）の製造事業を許可制とす、明治四十五年法律第二十五號中改正（神太の封鎖炭田を人造石油業者に開放）、帝國鐵業株式會社法、日本產金振興株式會社法中改正、造船事業法、船舶建造融資及損失補償法、大日本航空株式會社法、海運組合法
- (2) 金融關係 兌換銀行券保證發行限度再擴張（日銀券十七億圓より二十二億圓へ、臺灣券五千萬圓より八千萬圓へ）、鮮銀券一億圓より一億五千萬圓へ、臨時資本調整法中改正
- (3) 農業關係 米穀配給統制法（日本米穀統制會社の設立）、陸農產調整法、種馬統制法、軍馬關係保護法
- (4) その他の重要法案 軍用資源協同保護法、國庫取締法、人事調停法、検査法

第七十五通常議會（昭和十四年十二月二十六日—十五年三月二十七日）

—阿部内閣・米内内閣—

- 一、政變 議會中の昭和十五年一月十四日、阿部内閣總辭職、後繼米内内閣成立
- 一、豫算 昭和十五年度豫算四、九四六百萬圓、臨時軍事費追加豫算四、四六〇百萬圓成立。中央、地方を通ずる税制改革案成立
- 一、成立法案の主なもの
 - (1) 生活必需物資の確保 昭和十四年秋頃以來生活必需物資の需給が不調滑となり、それが政治問題化して、國民生活の不安が阿部内閣倒壊の重要原因の一つとなつた。かゝる背景の下に、米穀の應急措置に関する法律の改正案、木炭需給調節特別會計法案が成立
 - (2) 産業の振興 有機合成事業法、續業法中改正法、砂礫業法中改正法、東北振興株式會社法改正、東北振興電力株式會社法改正

- (3) 配給統制 石炭配給統制法（日本石炭株式會社）日本肥料株式會社法
- (4) 資金、債務關係 臨時資金調整法改正法、金貨金特別會計法中改正、外國爲替管理法改正
- (5) 貿易關係 輸出入資金及輸出品製造資金融通損失補償法

第七十六通常議會（昭和十五年十二月二十六日—十六年三月二十六日）

—第二次近衛内閣—

- 一、議會新體制 既成政黨が總て解消し、大政翼賛會が成立して以後最初の議會
- 日本關係の情勢切迫に鑑み、衆議院は、國務大臣の施政方針に對する質問、論議を中止
- 一、翼賛會問題 大政翼賛會の性格、これに對する政府補助金の問題を論じて種々な論議があつた。結局昭和十六年度の大政翼賛會補助金八百萬圓に衆議院賛成
- 一、經濟新體制問題 小林商相の經濟新體制草案「備

「備事件」が問題にされた。また議會々期中に岸商工次官は、小林商相により辭職せしめられた。經濟新體制を樹立すべき産業關係法案は、この議會に提出されなかつた。

- 一、豫算 昭和十六年度豫算案（七、九九五百萬圓、臨時軍事費追加五、八八〇百萬圓）成立
- 一、戦時統制の全面的強化 國家總動員法の改正（改正の粗ひどころ——勞務、物資の統制強化、資金集中の強化、企業統制、産業團體の統制）
- 二、資金關係 (一)兌換銀行券の臨時特例に関する法律（正貨準備發行と保證準備との區別を停止、兌換銀行券の發行限度は、大藏大臣によつて決定される）(二)臨時資金調整法改正（興業債券の發行限度を十億圓より二十億圓に、貯蓄債券の發行限度を五億圓より十億圓に擴張）、(三)國民貯蓄組合法
- 三、産業の振興、生産力擴充、自給自足體制 (一)日本製鐵株式會社法改正、(二)重要機械製造事業法、工作機械製造事業法改正、(三)帝國石油株式會社法、人造石油製造事業法改正、帝國肥料興業株式會社法

改正、(四)神太開發株式會社法改正

四、電力、交通統制の強化 (一)日本發送電會社法改正、(二)帝都高速交通會社法(この議會に於いて「費用」なるものが現はれた。)

五、海運 船舶保護法、東亞海運株式會社法
六、金融、生活必需品對策 (一)米穀緊急措置法改正 (二)農地開發法(農地開發會社)、(三)木炭需給調節特別會計法改正

七、右の他國民生活のために (一)住宅會社法、貸家組合法、(二)醫療保護法

八、勞務關係 (一)國民勞務手帳法、勞働者年金法
九、海運 對米關係惡化に備へて (一)外國爲替管理法改正(外國人資産の凍結を爲し得る規定)、(二)重禁業統制法

一〇、中小商工業 對策國民更生金庫法案

一一、その他 木材統制法、國防保安法、治安維持法改正法、衆議院議員、府縣會議員、市町村區會議員任期一年延長に關する法律案

第七十七臨時議會 (昭和十六年十一月十五日—二十一日)

—東條 内閣—

一、召集の理由 「特に時局に關し緊急を要する追加豫算案並に法律案の編費を求むるにあつて、なほこの議會に國策進行に關する現内閣の確乎たる決意を披瀝し、帝國議會を通じて國民の理解と協力を求め愈々舉國一致の實を擧ぐることをはかる」

一、豫算と増稅 臨時軍事費追加三、八〇〇百萬圓、一般會計追加五一、五百萬圓(うち臨時軍事費繰入れ二、一五〇萬圓、米穀生産獎勵に關する經費一、八五〇萬圓)。間接稅中心の増稅(平年度增收六、三五〇萬圓)
一、主な成立法案 産業設備會社法、防務法改正法

第七十八臨時議會 (昭和十六年十二月十五日—十七日)

—東條 内閣—

一、大東亞戰下最初の議會

一、豫算 臨時軍事費追加二、八〇〇百萬圓
一、成立法案 (一)言論、出版、集會、結社等臨時取締法案、(二)戰時犯罪處罰の特例に關する法律案、(三)戰時保險臨時措置法案、(四)敵産管理法案

第七十九通常議會 (昭和十六年十二月二十六日—十七年三月二十六日)

—東條 内閣—

一、大東亞戰指導に關する東條首相の演說

一、豫算と増稅 十七年度豫算(追加第一第二號を含む)八、八三、八百萬圓、臨時軍事費追加一、八〇〇百萬圓、直接稅中心の増稅(昭和十七年度増徴額九、七四〇百萬圓、平年度一、一五六百萬圓)

一、主要成立法案

(1) 南方關係 南方開發金庫法案、
(2) 金融關係 日本銀行法案、臨時資金調整法改正
(3) 統制と行政 國家總動員法第十八條の規定による法人等をして行政官廳の職務を行はしむること
に關する法律案

(4) 生産力補充 戰時金融庫法案、重要物資管理會社法案、兵器等製造事業特別助成法案、帝國石油株式會社法中改正法律案、帝國燃料興業株式會社法中改正法律案、帝國鐵業株式會社法改正法案
(5) 中小商工業對策 國民更生金庫法中改正法律案
(6) 食料對策 食糧管理法(食糧會社)
(7) その他 戰時災害保護法案、國民醫療法案(醫療團)、國民體力法中改正法案、健康保險法中改正法律案、國民健康保險法中改正法律案

第八十臨時議會 (昭和十七年五月二日—十七日—二十八日)

—東條 内閣—

一、實質選舉後最初の議會
一、大東亞戰進行の方針に關する東條首相の演說
一、豫算 一般會計歳出追加豫算一、二八〇萬圓(主として計費造船の實施に關する經費)
一、成立法案 産業設備會社法中改正法律案、船舶建造費補助及損失補償法中改正法律案

統計附録 (一) 昭和年間の歳出と軍事費 (百萬元)

昭和	元年度	二年度	三年度	四年度	五年度	六年度	七年度	八年度	九年度	十年度	十一年度	十二年度	十三年度	十四年度	十五年度	十六年度	十七年度
歳出の總計	1,578.8	1,767.7	1,821.9	1,757.9	1,777.2	1,777.2	1,777.2	1,777.2	1,777.2	1,777.2	1,777.2	1,777.2	1,777.2	1,777.2	1,777.2	1,777.2	1,777.2
一般會計	1,578.8	1,767.7	1,821.9	1,757.9	1,777.2	1,777.2	1,777.2	1,777.2	1,777.2	1,777.2	1,777.2	1,777.2	1,777.2	1,777.2	1,777.2	1,777.2	1,777.2
臨時軍事費	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
歳入の總計	1,578.8	1,767.7	1,821.9	1,757.9	1,777.2	1,777.2	1,777.2	1,777.2	1,777.2	1,777.2	1,777.2	1,777.2	1,777.2	1,777.2	1,777.2	1,777.2	1,777.2
租税	887.0	917.7	927.2	927.2	927.2	927.2	927.2	927.2	927.2	927.2	927.2	927.2	927.2	927.2	927.2	927.2	927.2
公債	691.8	850.0	894.7	830.7	850.0	850.0	850.0	850.0	850.0	850.0	850.0	850.0	850.0	850.0	850.0	850.0	850.0
臨時軍事費	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
歳出に對する割合 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

昭和十一年度から昭和十七年度までの歳出と歳入の推移を示す。歳入は租税と公債に分類され、歳出は一般會計、臨時軍事費、歳入の總計に分類される。また、軍事費の推計も示されている。

統計附録 (二) 昭和年間の租税と公債 (百萬元)

昭和	元年度	二年度	三年度	四年度	五年度	六年度	七年度	八年度	九年度	十年度	十一年度	十二年度	十三年度	十四年度	十五年度	十六年度	十七年度
租税	887.0	917.7	927.2	927.2	927.2	927.2	927.2	927.2	927.2	927.2	927.2	927.2	927.2	927.2	927.2	927.2	927.2
公債	691.8	850.0	894.7	830.7	850.0	850.0	850.0	850.0	850.0	850.0	850.0	850.0	850.0	850.0	850.0	850.0	850.0
臨時軍事費	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
歳入の總計	1,578.8	1,767.7	1,821.9	1,757.9	1,777.2	1,777.2	1,777.2	1,777.2	1,777.2	1,777.2	1,777.2	1,777.2	1,777.2	1,777.2	1,777.2	1,777.2	1,777.2
歳出の總計	1,578.8	1,767.7	1,821.9	1,757.9	1,777.2	1,777.2	1,777.2	1,777.2	1,777.2	1,777.2	1,777.2	1,777.2	1,777.2	1,777.2	1,777.2	1,777.2	1,777.2
歳入に對する割合 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

昭和十一年度から昭和十七年度までの租税と公債の推移を示す。租税は歳入の主要な構成要素であり、公債は歳入の不足を補填するために発行された。

統計附録 (三) 公債發行と日銀券の増加 (百萬圓)

昭和元年	内國債		その内		内國債 年末現額	國債(外 債を含む) 年末現額	日銀券 年末現額	日本銀行 券年末現額	日本銀行 券流通高 (年末)
	發行高	償換分	在年	償換分					
昭和元年	500.1	330.0	3,680.0	5,162.3	5,162.3	3,680.0	1,514.6	1,514.6	1,514.6
二年	651.1	330.0	3,901.8	5,292.0	5,292.0	3,901.8	1,682.0	1,682.0	1,682.0
三年	879.8	330.0	4,576.6	5,705.5	5,705.5	4,576.6	1,759.1	1,759.1	1,759.1
四年	1,011.6	330.0	5,058.8	6,089.7	6,089.7	5,058.8	1,841.9	1,841.9	1,841.9
五年	1,299.0	330.0	5,841.8	6,920.7	6,920.7	5,841.8	1,936.3	1,936.3	1,936.3
六年	1,826.6	330.0	6,624.8	7,751.8	7,751.8	6,624.8	2,030.6	2,030.6	2,030.6
七年	2,354.2	330.0	7,407.8	8,782.8	8,782.8	7,407.8	2,125.0	2,125.0	2,125.0
八年	2,881.8	330.0	8,190.8	9,813.8	9,813.8	8,190.8	2,219.4	2,219.4	2,219.4
九年	3,409.4	330.0	8,973.8	10,844.8	10,844.8	8,973.8	2,313.8	2,313.8	2,313.8
十年	3,937.0	330.0	9,756.8	11,875.8	11,875.8	9,756.8	2,408.2	2,408.2	2,408.2
十一年	4,464.6	330.0	10,539.8	12,906.8	12,906.8	10,539.8	2,502.6	2,502.6	2,502.6
十二年	4,992.2	330.0	11,322.8	13,937.8	13,937.8	11,322.8	2,597.0	2,597.0	2,597.0
十三年	5,519.8	330.0	12,105.8	14,968.8	14,968.8	12,105.8	2,691.4	2,691.4	2,691.4
十四年	6,047.4	330.0	12,888.8	15,999.8	15,999.8	12,888.8	2,785.8	2,785.8	2,785.8
十五年	6,575.0	330.0	13,671.8	17,030.8	17,030.8	13,671.8	2,880.2	2,880.2	2,880.2
十六年	7,102.6	330.0	14,454.8	18,061.8	18,061.8	14,454.8	2,974.6	2,974.6	2,974.6

統計附録 (四) 昭和年間の爲替、物價、貿易の變化

昭和元年	最高	最低	平均	東洋經濟新報社「經濟年鑑」		日本貿易精覽「及び大藏省「外國貿易月表」による。		本邦貿易入出超の推移	
				對米物價指數	對物價指數	對米物價指數	對物價指數	對滿支	その他
昭和元年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
二年	108.7	100.0	104.3	108.7	108.7	108.7	108.7	108.7	108.7
三年	117.4	100.0	108.7	117.4	117.4	117.4	117.4	117.4	117.4
四年	126.1	100.0	113.0	126.1	126.1	126.1	126.1	126.1	126.1
五年	134.8	100.0	117.4	134.8	134.8	134.8	134.8	134.8	134.8
六年	143.5	100.0	121.7	143.5	143.5	143.5	143.5	143.5	143.5
七年	152.2	100.0	126.1	152.2	152.2	152.2	152.2	152.2	152.2
八年	160.9	100.0	130.4	160.9	160.9	160.9	160.9	160.9	160.9
九年	169.6	100.0	134.8	169.6	169.6	169.6	169.6	169.6	169.6
十年	178.3	100.0	139.1	178.3	178.3	178.3	178.3	178.3	178.3
十一年	187.0	100.0	143.5	187.0	187.0	187.0	187.0	187.0	187.0
十二年	195.7	100.0	147.8	195.7	195.7	195.7	195.7	195.7	195.7
十三年	204.4	100.0	152.2	204.4	204.4	204.4	204.4	204.4	204.4
十四年	213.1	100.0	156.5	213.1	213.1	213.1	213.1	213.1	213.1
十五年	221.8	100.0	160.9	221.8	221.8	221.8	221.8	221.8	221.8
十六年	230.5	100.0	165.2	230.5	230.5	230.5	230.5	230.5	230.5

統計附録 (五)

本邦貿易から見た外國輸出の推移 (百萬元)

年	滿洲國	東州	中華民國	合計	大英帝國	米本國	その他	合計	出總額
大正十四年	66.2	101.6	46.8	214.6	45.9	1,006.5	1,755.6	2,016.1	2,016.1
昭和元年	33.8	99.6	35.6	169.0	35.1	830.9	1,035.0	1,425.0	1,425.0
二年	68.8	91.5	28.0	188.3	37.7	833.8	1,154.2	1,476.7	1,476.7
三年	68.7	110.3	30.0	209.0	36.1	836.1	1,168.2	1,490.3	1,490.3
四年	64.7	113.5	38.0	216.2	36.0	822.1	1,174.1	1,496.1	1,496.1
五年	55.6	86.8	33.2	175.6	36.8	806.1	1,133.7	1,416.5	1,416.5
六年	11.9	66.8	22.2	100.9	39.9	823.5	933.4	1,157.3	1,157.3
七年	33.9	110.1	19.9	163.9	31.7	845.1	1,038.7	1,175.7	1,175.7
八年	83.1	111.1	10.8	205.0	21.7	849.3	1,150.0	1,476.0	1,476.0
九年	109.3	112.1	12.7	234.1	26.7	898.8	1,137.2	1,466.7	1,466.7
十年	136.0	100.5	18.8	255.3	28.0	899.5	1,155.5	1,542.0	1,542.0
十一年	150.9	117.9	17.7	286.5	27.1	898.8	1,123.0	1,548.9	1,548.9
十二年	216.1	119.9	17.9	353.9	21.8	899.5	1,141.2	1,662.7	1,662.7
十三年	216.5	116.6	17.9	351.0	21.0	899.5	1,141.5	1,671.0	1,671.0
十四年	253.7	116.9	17.9	388.5	21.0	899.5	1,141.5	1,779.5	1,779.5
十五年	266.0	116.7	17.9	400.6	21.0	899.5	1,141.5	1,866.6	1,866.6
十六年	266.0	116.7	17.9	400.6	21.0	899.5	1,141.5	1,866.6	1,866.6

統計附録 (六)

本邦貿易から見た外國輸入の推移 (百萬元)

年	滿洲國	東州	中華民國	合計	大英帝國	米本國	その他	合計	總輸入額
大正十四年	16.1	176.6	32.7	225.4	1,059.5	665.0	1,911.0	2,136.4	2,136.4
昭和元年	30.8	176.0	33.0	239.8	828.6	673.7	1,502.3	1,811.6	1,811.6
二年	60.0	150.0	17.0	327.0	707.0	633.5	1,340.5	1,667.5	1,667.5
三年	99.9	166.5	17.0	383.4	712.7	644.1	1,356.8	1,713.5	1,713.5
四年	109.2	166.5	17.0	392.7	676.7	644.1	1,320.8	1,717.5	1,717.5
五年	121.9	121.2	10.5	253.6	644.1	644.1	1,288.2	1,541.8	1,541.8
六年	121.9	90.2	7.7	219.8	644.1	644.1	1,288.2	1,512.1	1,512.1
七年	121.9	76.7	7.7	206.3	644.1	644.1	1,288.2	1,495.0	1,495.0
八年	121.9	76.7	7.7	206.3	644.1	644.1	1,288.2	1,495.0	1,495.0
九年	121.9	76.7	7.7	206.3	644.1	644.1	1,288.2	1,495.0	1,495.0
十年	121.9	76.7	7.7	206.3	644.1	644.1	1,288.2	1,495.0	1,495.0
十一年	121.9	76.7	7.7	206.3	644.1	644.1	1,288.2	1,495.0	1,495.0
十二年	121.9	76.7	7.7	206.3	644.1	644.1	1,288.2	1,495.0	1,495.0
十三年	121.9	76.7	7.7	206.3	644.1	644.1	1,288.2	1,495.0	1,495.0
十四年	121.9	76.7	7.7	206.3	644.1	644.1	1,288.2	1,495.0	1,495.0
十五年	121.9	76.7	7.7	206.3	644.1	644.1	1,288.2	1,495.0	1,495.0
十六年	121.9	76.7	7.7	206.3	644.1	644.1	1,288.2	1,495.0	1,495.0

統計附録 (九) 工場労働者の延実就業時間指数から見た工業生産の動向

昭和十一年 昭和十二年七月一〇〇

内閣統計局「労働統計月報」による	昭和十一年	昭和十二年七月一〇〇
紡織	100	100
化学	100	100
金属	100	100
機械	100	100
電気	100	100
窯業	100	100
採石	100	100
建築	100	100
運輸	100	100
通信	100	100
商業	100	100
サービス	100	100
その他	100	100

統計附録 (八) 工業生産指数の動向 (東洋經濟新報調査、昭和六年一八年平均、一〇〇、十五年九月以後作成中止)

昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年	昭和十五年	昭和十六年	昭和十七年	昭和十八年	昭和十九年	昭和二十年	昭和二十一年	昭和二十二年	昭和二十三年	昭和二十四年	昭和二十五年
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
...

統計月報 (111)

山形県産物の販売数量時間指数から見た産物生産の動向

續表別掲(昭和十二年七月—二〇〇)

年	昭和十四年			昭和十五年			昭和十六年		
	一月	二月	三月	一月	二月	三月	一月	二月	三月
内金	227	227	228	227	227	227	227	227	227
石油	227	227	227	227	227	227	227	227	227
炭	227	227	227	227	227	227	227	227	227
煤	227	227	227	227	227	227	227	227	227
他	227	227	227	227	227	227	227	227	227
総合	227	227	227	227	227	227	227	227	227

統計月報 (112)

農林水産物生産の推移

農林省調査の農林水産物生産数量指数(大正十四年—昭和四年平均=100)

年	農産物			林産物			水産物			総合
	一月	二月	三月	一月	二月	三月	一月	二月	三月	
昭和五年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
六年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
七年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
八年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
九年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
十年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
十一年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
十二年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
十三年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
十四年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
十五年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(備考) 農林省「農林統計月報」昭和十六年十一月及び十七年四月による。

統計資料 (一六) 金融、株式の主要指標 (百萬元)

年	全開通銀行約定 (年末現在)		郵便貯金 (年末現在)	金儲信託 (年末現在)	全開手形 交換高 (年中合計)	貸付日歩 (東京銀行) (貸付) (貸入)	東京株式 平均 (大正)
	貸出	貸入	在	在	最高	最低	平均
昭和元年	9,021.1	8,825.5	1,156.0	6,865.7	5.00	1.00	116.0
二年	8,906.5	7,908.7	1,333.0	6,573.8	5.00	1.00	115.0
三年	9,235.9	8,888.9	1,422.8	6,465.5	5.00	1.00	100.0
四年	9,225.1	8,122.7	1,011.1	6,214.0	5.00	1.00	100.0
五年	8,688.8	7,427.2	1,260.6	6,367.6	5.00	1.00	100.0
六年	8,121.2	6,749.9	1,370.3	6,771.0	5.00	1.00	100.0
七年	8,755.5	7,176.0	1,580.0	6,595.0	5.00	1.00	100.0
八年	8,825.5	7,821.1	1,010.0	6,811.0	5.00	1.00	100.0
九年	9,825.5	8,825.5	1,110.0	6,715.0	5.00	1.00	100.0
十年	9,825.5	8,825.5	1,110.0	6,715.0	5.00	1.00	100.0
十一年	10,000.0	9,000.0	1,000.0	6,000.0	5.00	1.00	100.0
十二年	10,000.0	9,000.0	1,000.0	6,000.0	5.00	1.00	100.0
十三年	10,000.0	9,000.0	1,000.0	6,000.0	5.00	1.00	100.0
十四年	10,000.0	9,000.0	1,000.0	6,000.0	5.00	1.00	100.0
十五年	10,000.0	9,000.0	1,000.0	6,000.0	5.00	1.00	100.0
十六年	10,000.0	9,000.0	1,000.0	6,000.0	5.00	1.00	100.0

第二部 世界戦の成熟と各國の動向

第一節 獨逸の夏季攻勢と動搖する印度・西亞

一、獨逸の夏季大攻勢

(A) 東部戦線

七月一日の夜、獨逸軍當局はセバストポリ要塞の攻陥成つた旨の特別發表を行つた。フォン・マン
 シュタイン將軍麾下の獨逸聯合軍及びリヒトホルン大將の指揮する空軍部隊の緊密な協同のもとに
 行はれた晝夜を分たぬ猛攻は、二十五日にして遂に世界最強を誇つたセバストポリ要塞を降したので
 ある。

さて、獨逸の夏季攻勢が、セバストポリ陥落を機に開始されたことは、まことに意義深い。昨年オ
 デッサを失つたソ聯黒海艦隊は、その主力をセバストポリに集めて依然黒海の制海権を握り、獨逸の

作戦に大きな制約を興へつゝあつたが、いまそのセバストポリを失つては、も早や艦隊基地としてはノヴォロシースク、トアブセ、バツーム等黒海東岸諸港を残すのみとなつたのである。

即ち黒海艦隊は、南岸一帯及びその咽喉ボスポラス海峡をトルコに握られ、西岸にはブルガリア、ルーマニアをとり、北岸の大部分を獨軍に制せられては、その安住の地としては東岸を有するのみとなり、黒海に對する制海權を著しく減ずることゝなつた。このやうな、黒海艦隊の勢威失墜は、逆に獨軍の黒海制覇の近付けることを意味し、黒海艦隊滅亡の際には、獨軍の舟艇部隊が大舉黒海を横断して、直接コーカサスの側面を衝くの作戦も可能となること云ふ迄もない。

今春以來、獨逸は先づ南部に於て行動を開始し、昨年のウクライナ攻略に引續き長驅ドネツ盆地を経てコーカサス進出を企圖せるものゝ如くであつたが、果せるかな七月一日に開始された獨軍の猛進襲は、一部ロストフに向ひ、他の一部は長驅ドン河彎曲部に迫りスターリングラード攻略の意圖を明かにした。

ロストフはコーカサスの北門に當り、こゝを失へば直に獨軍のコーカサス進出を許すことになるので、赤軍も必死の防戦を續けたが、七月二十四日に至つて遂に力つきて獨軍の手に渡さざるを得なかつた。ロストフを陥した後の獨軍は、コーカサス深く進撃し、タブン地區のチメシエンコ軍を壓迫し

つゝクラスノダール、マイコプ油田地帯を席巻、八月下旬迄に北コーカサス一帯を制壓し、その先鋒の一部は大コーカサス山脈の山險に取りつき、一部はカスピ海寄りのグロースヌイ油田地帯に迫つてゐる。

この北コーカサス作戦の進展によつてソ聯の被る重大な直接的打撃は、食糧と石油の問題である。タブン河流域は、いはゆるタブン大穀倉と稱され、ウクライナ、ヴォルガ流域と共にソ聯の三大穀倉であり、この地方だけでソ聯全穀物生産の一割を占めてゐる。また、マイコプ油田の生産高は一九三八年度に於て二百二十五萬トンに達してをり、もし、グロースヌイ油田の年産二百八十萬トンをも失ふことになれば、全ソ聯生産高の一割五分を失ふことになる。

さらに、ドン河彎曲部に於ては、ドン河を渡河せんとする獨軍と、これを阻止せんとする赤軍との間に、終始激烈なる攻防戦が繰り返されてゐたが、八月下旬に至つて遂に獨軍は全面的渡河に成功、今や直接スターリングラードの攻防戦となり、その陥落はもはや必至と見らるゝに至つた。スターリングラードの陥落は、直接ソ聯工業力に影響するばかりでなく、ロシアの母と稱されるヴォルガ河の河川航路を遮断されることを意味し、ソ聯の奥地經濟に與へる打撃には計り知れぬものがある。

さて、七月一日に獨軍の大攻勢が開始された當時、獨軍の進撃如何に急速であらうとも、九月末に

は早くも訪れる多迄の三ヶ月間に、スターリン政権をヴォルガ以東に迄追ひ込み、そこで對峙したまま冬を迎へることになれば獨軍の大成功であるとするのが一般の見解であつた。また、その前にコーカサスを攻略して石油鑛物資源を確保することは、對米英戦とも睨み合せての長期戦整備上極めて必要であるとも云はれてゐた。だが、今年の獨逸大攻勢は昨年とはやゝ趣を異にし、いはゞ重點主義的で、南部戦線の進展はむしろ讀者の豫想を裏切つて急速であり、今年中にほぼ所期の目的を達するであらうことが豫想されるに至つた。これに反して、中部、北部戦線の動きは少なく、スターリン政権をヴォルガ以東に追ひ込むといふ目標には未だ遠いものがある。

一方、黒海のソ聯艦隊は、セバストポリを失つて以來、衰退の一路を辿り、トルコに迫つて黒海脱出を企圖しつゝあるが、常にトルコの峻拒に會ひ、今や米英のトルコに對する政治的同情策に頼つてボスポラス海峡通過を圖つてゐるが、何れにしても黒海艦隊は、黒海に於て壊滅すべき運命にあるかに見える。

(B) 北阿 戦線

樞軸軍の夏季攻勢は、獨羅聯合軍によつて東部戦線に於て展開されると共に、北阿に於ても獨伊聯合軍によつて大攻勢が開始された。

樞軸軍は一昨年の夏から二回エジプトに進入して二回退いた。その間英軍も二回リビアに進入して二回退いた。即ち、これまでのところ、エジプトを繞る攻防戦に於ては、兩者勝負無しの戦を續けて來たのである。而して、今夏以來の樞軸軍の大攻勢は、いはゞエジプト攻防戦の第五回戦で、最後の決勝戦でなければならぬ。

先づ軍事的に見れば、樞軸側に大きな歩のあることは否定出來ないであらう。六月二十一日早くもトブルクを陥した樞軸軍は、敗走する英軍を追つてエジプト領内深く進撃し、七月一日のセバストポリ陥落と相呼應して大攻勢を展開、旬日ならずして、エル・アラメインの線に殺到し、一舉アレキサンドリア、カイロを陥し、遠くスエズ運河に進撃せんとするの態勢を示した。

だが、その後獨伊軍は、この線に踏み止つて、専らその増強を圖りつゝあつたが、八月下旬に至つて再び猛攻を開始し、いよいよ最後のスエズ攻防戦が今や展開されんとしてゐる。

かくの如き樞軸軍の優勢と聯合軍の敗勢は、英軍司令官オーキンレック將軍と、樞軸軍司令官ロメル將軍をもつて代表される兩軍の士氣の相違からの當然の結論であつた。しかし、さらに大きな理由としては、地中海に於ける英海軍の優勢を考へねばならぬ。樞軸軍の海上を通ずる後方輸送路が日一日と強化されるに比し、英國のそれは逆に窮乏となりつゝあるからだ。

特に、八月下旬、英國は至急北阿を救済すべく、安全なるアフリカ迂迴路を避けて、危険と知りつゝも大護送船團をもつて地中海を突破せんと圖つたが、その結果は獨伊海空軍の好餌食となつて甚大な損害を受け、一部は地中海に葬り去られ、他の一部はジブラルタルに逃げ歸り、無事目的地に達したものは殆んどなかつた。このことは、地中海の制海、制空の兩權が既に英國の手から獨伊の手に移つたことを意味する。

従つて、この方面の戦局は長く膠着したまゝ嵐の前の静寂の裡にあつたが、その中に刻々聯合國側の最大の危機が醸成されつゝあつたものと云へよう。

二、驟然たる西亞

(A) エジプト及び西アジア

かくて、エジプト及び西亞は、聯合國側にとつて南北よりする樞軸軍攻勢を抑へるための一大作戦基地となりつゝある。スエズ運河を擁するエジプトの重要性は云ふ迄もない。戦前スエズ運河を通過する各國別船舶の百分比について見ても、英國はその五割強を占め、英國がその商船隊によつて世界に君臨してゐたとすれば、それはスエズ運河を通過することによつてゝあつたと稱するも過言ではな

い。ところで、もしスエズが樞軸側に渡ると、單に英國の凋落が確定的となるばかりでなく、東西の樞軸國の直接的握手が可能となり、樞軸國の抗戦力が一路上昇するに反し、聯合國一般の抗戦力は低下の一路を辿らざるを得ないこと明かである。また、エジプト自體も、聯合國にとつて棉花及び穀物の一大倉庫であつて、その喪失は大きな打撃である。

一方西亞は、獨軍のコーカサス作戦の進捗に伴ひ、俄にその直接的脅威が増大して來た。これより先英國は、西亞を大戦戦基地とすべく各種の施設を行ひつゝあつたが、今試みに地圖を擴げてみると、如何にこの地が戦略的な要衝であるか分かる。

先づベルシヤ灣に臨んでは、イラク領内にはバストラ、アバタンの兩港があり、イラン領内にはバングルシヤブール港があり、何れも西亞と印度、濠洲、米國、さらにアフリカを迂迴しての英國とを結ぶベルシヤ灣航路の起點である。而して、これ等の港に陸揚された物資の一部は、陸路ソ聯へ、或はサウジ・アラビアを横断して紅海岸の米軍根據地マツサワにまで送られてゐる。

またバストラはバクダッド鐵道の起點であり、バングルシヤブールよりは北方のアハワズに至る鐵道があり、重要な接ソルートとなつてゐる。さらにこれ等の地點が、大英帝國航空路の不可欠な仲繼基地となつてゐることも注目されるべき點である。

また、最近の報道によれば、右三港に陸揚される英米のソ聯向け軍事物資、主として飛行機、タンクの部分品、機関銃、小口径大砲等は一日平均三千トン内外で、軍事専門家の推定では、赤軍十個師團の戦時需要を賄ふに足ると云はれるから、相當のものと見なければならぬ。

さらに、西亞が聯合國側の作戦基地として特に重要なものは、その豊富な石油資源にあることは周知の通りである。

イラクの、トルコ領近くにあるモスール油田は古くから知られ、地中海岸のハイファとは腕々たる油送管によつて結ばれてゐる。また、前述のアバダンは、イラン石油精製の中心地である。英イ石油會社の十インチ送油管は、アバダンの北方百キロのマスチッド・エ・スレイマン、さらにその北方百キロのハフト・ケル油田を結んでゐる。而して、アバダン精油場に流れ込む石油は年量一千萬トンに達すると云ふ。こゝで精製された石油、揮發油、重油類は、英イ石油會社の子會社たる英國油槽船會社の油槽船によつて、遠く英本國、インド、エジプト、濠洲、南阿聯邦等に送られ戦争遂行の原動力となつてゐるのである。

ところで、獨軍のコーカサス進撃により、當然コーカサスの石油が危くなつて來たわけであるが、その脅威はコーカサスだけに止らず、遠くイラン、イラクの油田にまで及ぶこと云ふまでもない。こ

こを失ふことは、聯合國抗戦力にとつて致命的打撃である。

何故ならば、ソ聯の石油は從來から専らソ聯の國內消費に向けられてをり、米國及び南米諸國の石油も、船舶不足及び樞軸國潛水艇の活躍により大西洋上の輸送が困難となりつゝある。もし、大西洋上の石油輸送が杜絶へた場合には、西亞の石油こそは、米英の歐洲に於ける反撃作戦の主要原動力を供給するものである。

最近の外電によれば、既に米國は、右の如き見透しのもとに、イラン首相サルタナより北部イランの廣大な地域に對する石油採掘權を得、スタンダード石油會社をして油田開發に當らしめてゐるとのことである。

(B) 回教民族の反英運動

以上述べた如く、エジプト、西亞は、聯合國の歐洲に對する、最後の抗戦據點であり、飽迄もこれを保持しなければならぬが、地元回教諸民族の反英運動が、米英の工作に對して大きな障礙をなしてゐることは注目すべきである。英國は、早くよりエジプト政府に對し參戰を求めつゝあつたが、エジプトは英國の思ふが如くは動かかなかつた。

その後英國は、反英運動を彈壓すると共に、エジプトの參戰につき必死の工作を行ひ、英大使ラン

プソン及び英軍司令官ストリンは、七月十一日エジプト参戦を強要する最後の通牒をファルーク王に手交した。しかしこれはファルーク王の拒否するところとなつた。

七月三日の獨伊共同聲明は、右の如きエジプト國內の感情に對する最も適切なる呼び掛けであつた。即ち、獨伊兩政府は、七月三日共同聲明をもつて、エジプトの完全獨立及びその主權を保障する旨發表すると共に、エジプト、西亞に於ける戦争は、英國の勢力が同地方から全面的に驅逐され、この地方のすべての國が解放されるまで續行するとの決意を明かにした。

右聲明は、エジプトのみならず、廣く西亞一帶の諸回教國に深い感銘を與へ、フツセイム大司教及びガイラニ元イラク首相等を首班とする汎アラビヤ民族運動に大きな刺激を與へた。しかもかゝる反英運動は聯合軍の西亞駐屯による食糧物資の不足により、深く民衆の間にも聯合國に對する反感となつて浸透しつゝある。

現在のところ、右の反英運動はイラク、イラン、シリアに於ける各種の騷擾となつて現れてゐるに止り、組織的反英運動にまでは展開してゐないが、これは未だ聯合國の西亞支配が鞏固なるため一度この方面の米英勢力に搖ぎを生ずれば、直に猛烈な反英汎回教國設立運動の展開さるべき地盤は既に出来てゐるのである。

三、印度獨立運動の動向

エジプト及び西亞が、聯合國の歐洲に對する作戦基地であるとすれば、印度は、同様の意味で東亞に對する聯合國の反擊基地となるべき運命にある。従つて、米英は申すに及ばず、重慶、ソ聯の關心も印度に集まつてゐることは云ふ迄もない。

さて、曠然たる世界情勢下に、七月六日以来ワルダに於て開會された國民會議派選出委員会は、從來の反英獨立運動に對し、確固たる一つの方向を與へるものとして、如何なる決議をなすかに世界の輿論が集まつてゐたが、同委員会は、十四日に至つて遂に最後の決議に達した。いまその決議の内容を見ると、先づ第一に、英國支配の印度撤退を強調し、次に、もし英國政府が撤退することを拒否すれば、その報復手段として、國民會議派はガンジー翁の下に非暴力の總旨に従ひ、あらゆる對英不服従運動を展開すると云ふものであつた。だが、右決議の一部に於て、英國支配の印度撤退を求むるは、決して全英國人の撤退を要求するものではないと述べてあり、そこにまだ英國との妥協の餘地を残してゐるが如く看取された。

即ち、右決議からは、會議派の求むるものが、英國政治力のみを撤退であつて、英國軍そのもの、

撤退ではないとも解釋されたのである。而して會議派首腦部の諸種の言動中にも、右の解釋を裏打ちするが如きものが散見し、全般として一種の曖昧な空氣の存在したことを否定出来ない。

さて、右ワルダ會議の決議は、八月七日からボンベイで開かれる國民會議派委員會にかけられた後實行に移されるもので、ワルダ會議とボンベイ會議の間には約一ヶ月の時日があつた。而して、この一ヶ月こそ、英國が會議派の獨立氣勢を殺ぐべき絶好の機會であつたのである。

英國の會議派に對してとつた攻勢は、先づ第一に會議派の内部分裂を圖ることにあつた。次に英國のとつた手段は、共產黨員の釋放であつた。その狙ひは、樞軸諸國の勝利を欲せざる共產黨をして、印度國內の擾亂、諸黨派の分裂などを策せしめ、會議派の政治的勢力を弱めんとしたものであること明かだ。

さらに英國は、右共產黨員の釋放と同時に、米國、ソ聯、重慶等の聯合國の力を借りて、會議派にタリツプス案受諾を強制せしめんと圖つた。右三國は、戦後印度に自治の與へらるべきことを保障するといふのであるが、ガンジーによつて一蹴された。

また、七月二十六日タリツプスは、ラジオを通じて對米放送を行ひ、米國の協力を求めた。以上の如く、英國は會議派切崩しに努力を拂つて來たが、それはむしろ逆効果を齎らしたの感がある。

特に、共產黨員の釋放と、タリツプスの對米放送は、會議派の激昂を買ひ、その反英國争に油をそそいだ。

かゝる趨勢に狼狽した英國が、最後に打つた手は、四月二十七日のワルダ會議に提出したガンジーの提案原文を押收し、これを三ヶ月を経た、ボンベイ會議開催の直前たる八月四日、突如發表したことである。右提案中には、「もし印度に自由が與へられたら、印度の踏むべき第一歩は日本との交渉にある」なる文句があり、當時ネールは、かゝる提案は、印度が樞軸國に参加するとの印象を世界に與へるから不可なりと強硬に反對し結局七月のワルダ決議となつたものであつた。そのやうな経緯を持つ原案をボンベイ會議の直前を狙つて公表した英側の意圖は、會議派が日本と通謀して事を行はんとするものであるとの印象を、廣く世界に植えつけたものであらう。だが、これも結局逆効果を生じたに過ぎない。

何故ならば、會議派領袖の態度は、それによつてむしろ非常に硬化し、切迫した霧圍氣の裡に八月七日のボンベイ會議は開會せられることになつたからである。

果せるかな右會議の空氣は甚だしく強硬で、さきにワルダ會議で採擇された英勢力の即時印度撤退に關する決議案を絶對多數をもつて可決したばかりでなく、右に關する修正案を一切否決した。而し

て、八日にはガンジの強硬獨立演説をもつて右會議の幕は閉されたが、翌九日朝、ガンジ、ネール、アザッド等を初め會議派首脳部は、一齊に英官憲の手によつて逮捕された。英國は、遂に最後の手段たる彈壓政策を採らざるを得なくなつたのである。即ち、クリップス案を固持し、彈壓によらずして専ら懷柔によつて危機を脱し得ると考へてゐた英國の印度政策は、こゝに大きな破綻を示すことになつた。

現在の英國は、彈壓に次ぐに懷柔をもつて會議派に臨んでゐるが、會議派屈するか英國退くかは、一に世界戦に於ける英國の地位の消長に懸つてゐると云はなければならぬ。

四、第二戰線と米・英・ソ

昨年秋ソ聯軍が、モスクワ正面に於て最大危機に陥つて以來、歐洲第二戰線を作れる叫びが先づソ聯陣営内より起り、やがて米英兩國に於ても一つの流行語となつたのである。

米英としては、獨伊に對するその根本的戰略が、一九四三年になつて積極的大攻勢の準備が完了するまでは、現状の守勢に甘んずるにあつた。そして、その機熱する迄は、ソ聯が效果的對獨抗戦を續け、獨軍にその鋒を西部戰線に向ける餘裕ならしむるといふ甚だしいことを前提としてゐた。

のであつた。故に、ソ聯の敵大に互る要望にもかゝはらず、米英が敢て積極的第二戰線結成に乗り出さなかつたのは當然であつた。

かゝる微妙な關係を端的に表明したものが、去る五月二十六日調印をみた英ソ條約であつた。この條約に於ては、英ソの軍事的協力を確約すると共に、戦後の世界秩序設定に関する條文をも明記したのであつた。しかるに、先づ當面の具體的問題としての第二戰線結成については、それが從來から英ソ間に於て解決さるべき焦眉の急を要する問題であるにもかゝはらず、何等條文中に明記さるゝことなく、曖昧のうちに置かれたのであつた。

その後、モロトフ・ソ聯外相が米國に赴き、五月二十九日以後數日間ワシントンに滞在してルーズヴェルト大統領始め米國政府の當局者と會談を行つたが、その會談内容は、それまで繰り返し行はれて來た米ソ間の物資援助問題から一步を進めて、積極的第二戰線結成の談話談判であつたことは疑ひない。この問題に関する國內輿論が沸騰し、何等かの形で發表を迫られた米政府は、六月十一日記者團との會見に於て、「米ソ會談では一九四二年度中に於ける歐洲第二戰線形成が、喫緊の要務であるといふことに意見が一致した」といふ奥書に物の換まつたやうな發表を行はざるを得なかつたのである。

ソ聯外相の強談判によつて、しぶしぶながらその本年中に於ける實現を約束せざるを得なかつた。しかし、國內の軍備は必ずしも所期の計畫通りには進捗してゐないばかりでなく、今春以來の樞軸潜水艦の大攻勢によつて、船舶不足が急速に激化し、とても大規模な歐洲上陸作戰を執行する餘力を有しないのが現状である。而して、このやうな矛盾が、米政府をして、結局右の如き不徹底な發表を行はしめたのであらう。

だがソ聯は、その後第二戦線結成の要求をますます強化し、六月下旬には、時を同じくしてロンドンではマイスキソ聯駐英大使、ワシントンではリトヴィノフソ聯駐米大使が、夫々當局者と會談し満足する程のものではなかつたようである。米國の如きは、さきにモロトフ・ソ聯外相との間に約束をしたにもかゝらず、ルーズヴェルト、リトヴィノフ會談の後、右會談が第二戦線結成とは無關係である旨殊更に聲明し、責任回避の態度を明かにした。

ところが、獨軍のコーカサス作戰の進展と共に、赤軍抗戦力の前途に大いなる暗影が漂ひ始め、赤軍の戦線離脱は必ずしも非現實的として一笑に附するわけには行かなくなつて來た。さうなると、東

部戦線に於ける赤軍の有效な抗戦に期待を懸けてゐた米英は、その後に來たるべきものとしての獨軍進軍が、ひし／＼と自己の身邊に向つてゐるのを感じざるを得なくなつたのである。即ち、東部戦線の歸趨が俄にその重大性を加へると共に、相當の無理を押し切つても今にして歐洲第二戦線を結成しなければ、永久にその時期を失ふべき危機が到來したわけである。

だが、獨軍の夏季大攻勢は、東部戦線と相呼應して、北阿に於ても展開され、幾ばくもなくエジプト、スエズの危機が濃化し、米英軍はその防衛に主力を注がねばならなくなつた。

米國のソ聯向け物資は中途より行先きを變更してエジプトに陸揚された。北阿救援のため、米英は第二戦線の結成どころか、ソ聯向け物資援助すら停止せざるを得なくなつたのである。

その結果、ソ聯と米英間に、面白からぬ空氣の生じたことは當然である。かゝる折しも、英首相チャーチルはモスクワに飛び、八月十二日より十五日に至るまで連日スターリン・ソ聯首相と會談を行つた。

このチャーチルのモスクワ行の意味について、外電の傳へる消息筋の見解は、右の如くソ聯向け物資輸送が停止した辯解であるとしてゐる。

勿論、この見解はあまりにうがち過ぎてゐて俄に同意は表し難い。モスクワには、チャーチルと時

を同じくして、ルーズヴェルト大統領の特使ハリマン、英参謀總長アラン・ブルック、英印度軍總司令官ウエーベル等も参集し、そこに一大聯合國軍事會議が開かれ、廣く今後の共同作戰が論議されたこと明かである。

だが、右會議に關する八月十七日の英政府公表は、英ソ兩國の戰爭繼續に對する決意といふ抽象的なものであり、具體的な第二戰線結成には觸れてゐない。しからばスターリン首相は、第二戰線の結成を、右會議に於て全然要求しなかつたものであらうか。

英政府が右會議に關する公表を行つて二日後の八月十九日未明、英軍は突如フランス西海岸のディエップ附近に上陸を敢行した。上陸軍は一個師團に及び戦車をも揚陸した模様である。だが、獨軍司令部發表によれば、同日の夕刻までには、右英軍は完全に掃蕩されたとのことである。

さて、この上陸作戰は、スターリン首相の要求した第二戰線そのものであつたらうか。もしさうであるとするれば、あまりにも申譯的なものであつたと云ふべきであらう。

結 語

以上述べた如く、樞軸軍の東部戰線及び北阿戰線に於ける攻勢の進展につれて、聯合軍は次第に西亞に追ひ詰められんとし、一方太平洋から追はれた聯合軍は印度、濠洲の線にまで後退を餘儀なくされた。而して、太平洋、地中海、大西洋を通ずる聯合國諸國の結びつきは日一日と危殆に瀕して行きつゝある。かく地球を横断する連絡路の代りに、最近の聯合國は南アフリカからスエズ、西亞を経てソ聯へ或はさらに印度を経て重慶へ至る、地球を横断しての連絡路に最後の頼みを掛けてゐるやうである。

以上の點から見ても、西亞、印度の聯合國側に對する重要性は甚だ大きい。前述のチャーチル赤都訪問の眞意は、むしろソ聯と西亞防衛に關し協議するにあつたと傳へられ、また、最近米軍のアフリカ上陸がしばしば傳へられてゐるのも、何れも歐洲、東亞に對する反擊基地たるスエズ、西亞、印度方面の防衛に焦慮せる結果と見るべきである。

また、最近の傾向として米國の大陸派兵が漸く頻繁となつて來た模様であるが、一方米國の膝元たる南米に於ては、チリー、アルゼンチン等は依然として中立を堅持して米國の汎米政策には屈する色